のものよりも、品位を低下したピアストル新銀貨の鑄造、

此の決議案は、ピアストルの昂騰が及ぼす惡影響のみを見、企業の保護に拘はれた、偏形案であつて、銀高そのことに就ても、明白な前途の豫測を缺いで居た、加ふるに、より重大な、印度支那の兌換基礎動搖の事實に直面して、殆んど識見らしきものを見ず、一定の對策を樹て得ず、政府は僅かに、小額紙幣發行の一項のみを採用したに過ぎなかつた。

第二章　戰後の幣制改革案

第一節　印度支那商工會の建議

A、印度支那商工會の機構

印度支那商工會とは Comité du Commerce et de l'industrie de l'Indochine に對して、編者の與へた邦譯である、多少原語の意味を遠ざかるも、實際狀態を參酌して、此樣な譯語を付した、現今漸やく廣く行はれるに至つたが、正確に云へば印度支那商工代表者會とでも、呼ぶべきであろう。

印度支那が、本國に有した特異の關係は、現在の如く、同會の特異な性質を產んだ、印度支那に關係した事業は、之れまで危險千萬なものであると、視られ、從つてその事業家は、一種の投機に脅されて居ると視られて居る傾があつて、保守的な本國財界には、裁然とした一分派を作らざるを得なかつた、此の結果、印度支那への投資家、事業家連中は、一箇の團體を作つて政治上、經濟上、對本國關係に活動する便宜を得ることを目的として、出來上つたのが此の商工會である、創立後、既に三十年に達し、種々の變遷を經來つた、その會員は、各方面のものを包含して居るが、要するに、印度支那に

直接間接に、企業經營の利害關係ある者を以て、組織した私法人團體であり、全般に涉る利害問題の審議と一般利益の擁護とを目的とする。

集團の經過が右の樣な、有樣である爲め、その實勢力は、印度支那の經濟價値の進展に伴つて、次第に强大となつた、現在では殖民地協會等に比して遙かに强大であつて、隱然とした勢力を持つに至つた、その源因の最も强力なものは、印度支那に於て、特殊の勢力を揮ひつゝある商業會議所や、金融機關、一流商社、及農林鑛業會社等が殆んど全部商工會の有力者の支配下に屬することであつて、之れが爲め、根底深き潛勢力を有するに至り、その行動は時として、殖民地に於ける、諸團體の向背を支配する現狀となつた。

印度支那の大きな企業經營には、色彩の割合に明瞭な分派がある、此の財閥に屬する事業の投資額は、常に他の小事業家を壓倒した多額であり、事業界に强い勢力を揮ふ樣になり來りつゝあるは、近來殊に著しい傾向である、而してその代表者とでも云ふべき地位にある Odave Homberg (護謨その他地主として栽培業、金融、土木事業會社の投資家)や Denis Frires (Denis (Denis の主人)や La Fontaine (印度支那釀造會社々長)、その他西貢に根據を有する有力な輸出入商の代表者等が印度支那商工會の中堅を作つて居り、舊制度の印度支那銀行も、此の色彩を帶びたこともあり、商工會は、之等一流資本家の本據となつた觀がある。

會員の結束は極めて堅く、その傳統的の主義は本國の政治關係を離れても、殖民地に於ける利益を中心とすることである。言動は時として極めて露骨無遠慮であると云はざるを得ぬ。

商工會の地方政治上の地位は甚だ微妙である、總督は、諸般の關係事項に就いて、諮問を要するこ

となつて居る商業會議所と、農業會議所は實質に於て此の系統に屬する本國資本家の代表者である場合が多い、官憲が之れと不和の狀況にあることは地方的に微妙な困難を產み來る結果となる、要するに、商工會は、要求の貫徹に、甚だ有利な地位に置かれて居る。

大戰直後以來の銀價の昂騰は、異常の程度に此種資本家の印度支那に於ける諸事業に、危險を與へた、フラン資金を以て經營することは生產費の昂騰となり、到底收支償はず、小事業家は倒れ、大事業家も亦、經營中止の已むを得ざるに至つた結果、救濟運動は商工會を中心として、猛烈に行はれ、遂に政廳より、補助金を支出せしめることゝなつたこと、前述の通りである、商工會は更に進んで、根本的解決方法として、幣制改革を要求することゝなつた。

B、建議案の內容

印度支那商工會は一九二〇年三月四日の總會に於て、左の提案を決議して、政府へ提出した、內容は概略左の通りである。

(一)銀貨本位のピアストルを廢止し、佛國フラン即ち、佛蘭西銀行券を準備とする、紙幣金ピアストルを採用する。

(二)金ピアストル紙幣と、フランとの公定相場の標準を、四法とし、向ふ五ヶ年內に、順次現行公定相場を低下せしめて、此の標準相場四法に達せしむること。

(三)長期貸付機關を設置し、印度支那銀行の發行權更新に際し、同行より徵求すべき賦課金を以て資金を構成する。

此の貸付機關に依つて、ピアストルを貸出さしめ、第二項の方法に依つて、ピアストルが低落した際に、返濟せしめること。

第一項及第二項の實行案として、

(一)銀貨ピアストルを金ピアストルの不換紙幣に代へ、印度支那銀行券を以て充てる。

(二)ピアストル紙幣の公定相場は、フラン紙幣に對する相場として決定する。

(三)此の公定相場を漸次人爲的に低下せしめ、標準相場四法に達せしめる。

(四)紙幣ピアストルが、四法に達したときは、銀純量十二瓦のピアストル銀貨を流通せしめる、但し此の時機迄は、ピアストル紙幣は、兌換停止とし、之れに强制通用力を與へる。

以上が商工會提案の內容である、同會から審議を求められた殖民地協會は、無條件に之れに贊同した。

C、その批判

商工會の建議案は、本國資本家に取つては甚だ好都合の案であり、本國の輸出入商に取つても亦、極めて便利な方法であるが、現地の狀態と尠しく隔絕した傾がある、殊に第三項に至つては偏倚論であつて、企業に有利な銀資金を得る事を主とする改革案であるが、寧ろ之れを云はんが爲めに前二項を作つた形ではあるまいか。

當局も、佛人有識者も、此の建議案に對しては反對で、前二項に對しては、多少同情の眼を以て觀るものもあつた、それは、當時の本國の經濟狀態を對象として、本國が、大戰に依つて、歐洲交戰國の經濟條件崩潰に捲込まれつゝある時期に際し、殖民地獨り超然として繁榮時代を持續するは、不愉快な事實であつて、母國貨幣危機の救濟を扶助することは、殖民地の義務であると云ふ觀念から、生じた

要望であつたからである、彼等は此の見地から、ピアストルのフラン建に依る、幣制改革を主張し、兩者の密接な關聯はフランの低落を阻止する一助ともなると信じたのである。

商工會の意圖したことは又複本位は單本位に比し地金の變動に對して、比較的安全性を有する、金銀の兩者は、同時に變動するものでない、一方の變動は、或期間一方の不動である結果、兩者を同時に本位貨幣とすることに依つて、幣制の安定を計るとする所謂 Parachute 學說に依らんとしたものであるが、之れは今日兩種の安定せる幣種の場合にのみ適用し得べきものであつて、變動性激しき銀本位の場合に無力であるべきは明白である。

ピアストルを法に結付けること、兩者の相場を一定の比率に依つて規定することは、法をピアストルと代置することに外ならず、ピアストルの名稱を存置することは、單に土民の舊慣を傷けざる爲めのみである、ピアストルを法と同一境遇下に置くものである、その結果は、之れと同一條件下にあつた佛國の殖民地が實例を示した如く、恐るべきものである。

ピアストルを法に連契することに依つて、印度支那の經濟的好況は、本國貨幣の暴落を阻止するを得べしとする希望は、夢想に過ぎなかつた、商工會は此の點に就て、

『ピアストルを法に連契することは、本國と同一幣制となることであるが、印度支那はその貿易尻を法に依つて、決濟することゝなれば、印度支那に債務を有する諸國はフランの需要を增し、從つてフラン回復の一助となる』と主張した。

之れは後に至つて、數字の點檢に依つて簡單にその謬見を指摘された、印度支那が、輸出入貿易の決濟に要する額と、本國の額とを比較すれば、その割合が如何に小さく、到底フラン回復の助とならざるものであるかは、自ら明となる、即ち一九一九年の兩者の比較を見るに、(單位千法)

	輸出	輸入	超過	
印度支那	八四六、〇〇〇	五三二、〇〇〇	(+) 三一四、〇〇〇	
佛國	一一、八八〇、〇〇〇	三五、八〇〇、〇〇〇	(一)二三、九二〇、〇〇〇	

佛國の輸入超過、二百三十九億二千萬法に對して、三億一千四百萬法の、印度支那の輸出超過が、如何樣の影響を與ふべきや、玆に擧げた數字は單に純輸入超過である、貿易外收支に依る此の時代の支拂超過額を加算すれば、此の比例は益々問題とならぬ率となる、之れは一般に問題とせられなかつた議論であつた。

Octave Homberg は十年後の一九三〇年個人として、左の意見を發表した。

「余は、金貨を基準とした幣制改革を希望する、一九二〇年にピアストルとフランとを、連契することに依つて、ピアストルがフランに對する協力を、企圖することは、餘りに微力であつた、フランの大船が、沈沒するとすれば、ピアスドルの小舟は到底救助に役立たなかつたと思ふ。」

印度支那商工會は、兎に角此のピアストル協力說を主張した、主張は更に感情論となつて、印度支那は獨立した貨幣があるが、殖民地は佛國でなければならぬ、他の殖民地は既に總てフランを採用したではないかと叫んで居る、之れは純粹な感情論であつて、經濟的必要を輕じた傾がある、反對論者は殖民地に本國貨幣を採用するは、本國と經濟的に同系統に屬する爲めである、印度支那は之れと異なり、經濟的に東洋に於ける一獨立區域であつて、獨特の法則

と必要に支配せられるピアストルは、之れに適應する最良の貨幣であつたと主張した。

商工會の建議案は、本國に於ても殖民地に於ても、一般の氣受は頗る惡かつた、一九二〇年の印度支那幣制委員會は、全員一致で此の建議案の採用を否決した。

商工會の運動は、進んで印度支那の幣制それ自體に就ての缺陷を指摘し、商工業の發達に有害であることを諸種の方法に依つて發表した、乍併その根據となつた數字は正確を缺き、論據は少しく明瞭を缺くものであつたが、兎に角輿論の喚起に努めた、一例として會員の一人に發表せしめた代表的意見を擧げるに、『戰前米は一噸一五〇法であつたが、一九二〇年には三、〇〇〇法となつた、一九一二年から一九一四年に至る迄の白米の平均相場は、六十基建一ピクル三弗乃至六弗、即ち一噸一二五弗乃至二五〇法であつたものが、一九二〇年には最高ピクル九弗四十仙に達し、一五法に換算すると噸二、三五〇法となる』、と恐怖的に說述し更に進んで『資本は印度支那から逃避しつゝあるに之れに代るべき資金は存在せず』と指摘した。

米價は此の宣傳最中に、既に下り坂となつた、皮肉にも又此の昂騰時は、輸出の最盛期記錄を作つて居る、資本の逃避は、實際は繁榮時代に於ける、巨額な利得金及勤勞所得の本國及海外向送金であつて、此の現象は決して憂慮すべきものでなく、却つて殖民地の繁榮を示すものであつて、本國フランの建直しに貢獻する性質のものであつた。

資本の移入の停止は、商工會の謂ふ如く極端なものでなかつた、資本投下の困難は、ピアストル相場の昂騰でなく、フランの變動そのものであつて、フラン自體の動搖は、一定の資本投下を阻止したと云ひ得る、何れにしても、資本招來の困難は事實であつて、之れに對しては何とか方策を講ずる必要があつたが、之れは商工會の云ふ如く、ピアストルの昂騰抵制に依るべきでなく、寧ろ爲替相場の安定を計ることが、必要であつた、事實問題として、投下資本が相場の變動に依つて、還元價値に變動を來し、損害を蒙る恐ある場合、何人も投資を避けるは當然である、必要なことは相場の安定であつて、例へば一九二〇年五月一日、一五法を以て一ピアストルとなつて投下された資本が、六月十一日、八法となつて還元する如き場合、資本家はピアストル價値の低下に依つて、損害を蒙つたことゝなるが、それは結果であつて、問題は當初資本投下の際、十五法の相場そのものが、資本家を恐怖さすにあらず、之れが例へ二十法であつたとしても、二十法となつて還元すれば、それで充分資本投下は安全である、即ち必要は相場の安定を計ることである、前例の相場下落は、銀價の暴落に基くものであるが、商工會は此の事實のみに材を採つて『貨幣本位を無條件且つ完全に廢止し、單一なる紙幣本位とすること』に依つて、銀價に依るピアストル變動を阻止せんとした、『銀貨ピアストル本位を廢止して、フランを法定比價とするピアストルを採用せよ』、と云ふことに依つて、圓曲に云ひ現はしたに過ぎぬ、之れは障害の上塗りであつて、健全な幣制を、一種の不換紙幣制に代へんとする改惡であると批難するものが多く、幣制委員會は、商工會の建案を最惡案なりと稱した。

D、一九二〇年委員會の反駁

商工會の內容に對する一般批判は、餘りに偏倚的で、印度支那の將來にとつて禍を殘すべし、と云ふことに一致して居たが、商工會の有する實勢力は、容易にその無條件撤回を許さざる情態にあつて、當初は本國及殖民地の事業家を糾合して、その貫撤を計るべく、運動を開始した、名總督 Long は頑として之れに耳を傾けず、自ら幣制改革を審議立案することを主張したと傳へられて居る、商工會案

を公的に葬り去つたのは、一九二〇年の印度支那幣制委員會であつた、同會は全員一致を以て同案を否決し、その反對理由を聲明した、商工會の隱然たる勢力を顧慮することなく、最後の排斥を決行したことは、同委員會を指導した Lord 總督の遺した事業の一つであるとのことである。

委員會の反對理由は、明確な論法であつた、その大様は次の如くである。

(一)印度支那は本位貨幣として、常に硬貨を保存する必要がある、本位貨幣に、不換紙幣を以てすることは、例令それが一時的であつても、幣制の安定を得ることは出來ぬ、殊にフランを標準とすることは、困難であつて、土民はフランとは何であるかをさへ、了解し得ぬ程度にある、土民は傳統的に、硬貨に執着して居り、尙紙幣時代に達して居ない。

(二)之れを國外の例に見るも、英國、米國及和蘭は、今尙その東洋殖民地に於て、正貨準備充實の政策を固持して居り、爪哇にあつては、五十年前既に幣制改革の大業を完成し居るが、今日尙、四十%の正貨準備を維持しつゝある、比律賓に於ては、略々之れと同一の制度である、英領諸國も同一であつて、英領印度の、一九一四年より一九一九年に至る迄の、正貨準備率は、七九、%より最低四〇、%を維持しつゝある、商業及經濟上、卓越した智識と經驗を有する英米國が、尙殖民地に於ては、正貨準備の決定的廢止を敢てせぬ、印度支那に於ける、正貨準備の不必要な更改は、佛國に對する信賴を薄からしめる結果を招致すべし。

(三)印度支那の氣候は濕潤であつて、紙幣の保存に不適當である、加ふるに、熱帶地特有の蟲害は、保存危險を大ならしめる、之れは古來金銀塊が、貨幣として最も喜ばれた理由の一つである、現在でも、僻遠の土地にあつては、硬貨と銀行券との間に差を生ずる。

(四)印度支那のフラン本位採用は、佛國貿易額に比較して、フラン爲替恢復に貢獻するとは思はれない。

(五)フラン本位採用に次で、その公定相場を逐次低下することは、勞銀の削減であり、一般土民の利益に反する重大な結果を來す。

(六)土民は、國土の地理的關係から、古くより貨幣の交換相場に就いては、割合によく了解して居る、吾人の所謂、外國爲替なるものに就ては、比較的敏感であることを忘れてはならぬ、人爲的のフラン相場の低下は、之れに依つて、政府の不當利得を生ずるものであり、その利益は、政府と佛人投資家に依つてのみ、折半されるものであること、云ふ樣な誤解を生ぜしめることゝなる、爲替の不安定は、その不利不便は素より、重大であるが經濟的自動源因に依る場合を、人爲的作動源因に依る場合に比すれば、尙輕しと云はざるを得ぬ、如何に巧妙にして、愼重な手段を採るとしても、豫見し能はざる不安定の源因は、之れを除くこと不可能であるが、如何なる場合にも、單に自然的調節の方法を擇ぶべきものである。

(七)嘗て、二四瓦三〇〇の價値あるものと、法律的に認められたピアストルに對し、一二瓦の價値をのみ有するちのを以て、返還することは、その時一般價格の標準に、大變動を與へ、物價の暴騰を招く。

(八)方法の確定する迄、一般は不安定の幣制下に置かれる、本國政府としては、健全な現在の印度支那幣制を、不明瞭な理由の下に、攪亂せざるべき義務がある。

以上が、反對理由の大綱である、編者は委員會が此の外に尙一つの重大な事項を落して居ることを

指摘する、それはフランは此の時既に、崩落傾向にあつて、明かに危險であつたことを、明瞭に指示し得なかつたことである、之れは同委員會の提案中にも、同樣の調子である、之れを云はんとして、周圍の空氣を顧みて差控へたことであつたろうと信じる。

第二節　一九二〇年の Berrue 委員會

A、決議案の價値

一九二〇年、銀價の續落に基いて、總督府の公定相場維持の大方針は、在外資金の過少の爲め、充分に目的を達するを得ざるに至つたことは、前述の通りである、總督府は此の形勢に不安を感じたと同時に、銀行券の兌換停止が、及ぼすべき惡影響に就いて、世論喧しく、一方に於て又フラン本位採用論が、依然として一部の間に喧しく、論議されると共に、印度支那銀行の、發行權更新に際して、本國も殖民地も、議論騷然として居る情勢に鑑み、根本解決として、幣制改革を立案することを決意し、一九二〇年六月五日附の、總督令に依つて、新たに印度支那に於て、幣制改革調査委員會を組織し、總督府の幹部及民間の代表的人物を、委員に任命した、從前の委員會が本國で組織されたに反し、之れは全然、印度支那現地に於ける者を以て組織された。

幣制委員會は、殖民地監察長官 Berrue を委員長とし、その下に總督府の高官を集め、實業界の大立物をも網羅した、殖民地に多年の經驗を有する連中の集合であつて、その財政局長 Detieux、土木局長 Bonneau、關稅局長 Kircher、交趾支那金庫局長 Guigues、鑛山局長 Lochard、產業局長 Garnier の外 Lalasti, Mayer, Duclos-Rauzy その他の、實業界の代表者、並に七名の土人有力者を以て組織し、西貢にその討議會を開いた、多年の經驗を有するものゝみの集合であつて、その決議は、當時の印度支那の實狀に即した、妥當にして完全に近きものと視られ、今尙一般の重要視する處となつて居る。

委員會は西貢に於て一九二〇年六月二十五日以來、數回の審議會を開き、一九二〇年七月三十一日附を以て、決議を總督府へ提示した。

此の決議案は、第七條金フラン相場三法五〇乃至四法を、採用する項に、單純に、三法五〇を主張した商業會議所側委員三名の、保留署名があつた外、他の諸項は、全員一致の採決に成つたものである。

Berrue 委員會の答申案は、所論細密を極め、當時の印度支那に於ける、經濟上の智識と經驗とを傾倒した、完全なる文獻であり、現時の金本位制度も、その根幹を之れに發して居る、銀貨本位から金本位へ移る過程史資料として一般貨幣史上より見るも亦、貴重な資料をなすものであると信ずるを以て、その大要を左に譯出することゝした。

B、答申案の內容（抄譯）

イ、前提

（一）兌換停止令の廢止

正貨の常態流通の回復を急ぐを要す、一九一四年以來、正貨の鑄造と輸入の停止、銀行券兌換停止令の施行に基いて發生した現狀は、速に改善する必要がある、兌換停止令が一般に及ぼした影響を討究するに、一方に於て、政府の發券銀行に對する、特別勘定の債務が、激增せると共に、他方に、兌換停止の當初紙幣に對する信認を害せなかつたが、一部には尙ほ之れに對して、多少の疑念を抱いた土民があつた折柄、惡質小額紙幣の發行が、導火となり、土民一般の信認は漸次動搖し、次で本國に於

ける、諸團體の建議案報告發表及實業界有力者が、二七瓦の銀貨ピアストルを不可なりとする意見の發表等に依り、近き將來に品位を低下せる銀貨ピアストルの發行を見るべしとする風評が、一般土民中に擴大するに及んで、銀行券に對する信認は失はれ、銀貨藏匿の風習が、益々甚だしくなつた、此の儘兌換停止令を續行するに於ては、銀行券は一般流通に於て、甚だしき Depreciation を招くと共に、地金銀の需要、益々增加する傾向がある、實數を見るに、過去七年間の地金銀輸入平均年額は、一六、六〇〇、〇〇〇フランであつたが、一九二〇年の一月から三月迄の間に、既に一三、〇〇〇、〇〇〇金フラン、即ち三五、〇〇〇、〇〇〇フランに達した。

刻下の急務は、純正良質の正貨の、流通回復である・印度支那は、その資源と、經濟條件から見て單純な行政手段に依る兌換停止制度は、不自然且つ不當である、住民の傳統と、社界狀態は、正貨の流通を要求する、不換紙幣の維持は、銀行券價格の低落を來し、資本の減價、商業の不振を招く、戰時及戰後、本國奉仕の報酬として、此樣な不必要な制度の、施行となつたと考へしめる、一般的不平の念を喚起する。

委員會は、速に戰前の狀態、即ち發行額が商業上の必要に隨つて伸縮され、準備が三分ノ一を下らざる制度の復活を望む。

委員會は政府が先づ、風土と氣候に適合した、一定の硬貨を本位貨幣とすること、若くは一定の純量を以て、本位貨幣の標準とすること、即ち一九二〇年三月二十七日迄、存在した舊ピアストルの、銀本位を回復するか、若くは又、他に本位貨幣を定め、銀貨ピアストルを單にその代表貨幣とし、その實質の地金價値は、法令に依る交換價値以下たらしむべき制度を採用することを希望する。

ロ、本位の撰擇

(1)、銀貨本位の廢止と金爲替本位

委員會は、印度支那に銀貨本位を維持する利益を認めず、第二の提案は、金貨本位制の採用である、兌換停止令の廢止は、銀貨ピアストルの復歸であるが、此の內舊銀貨本位の復活は、金本位の採用と矛盾せざることを目的として、二つの方策が存在する。

第一の方法は、二四瓦三の純分ある舊銀貨ピアストルへ、無條件に復歸するか、即ち兌換停止令施行前の、銀貨本位に歸ること、若くは又、純分を減少せる新銀貨ピアストルを、創造することであつた、何れにしても、銀貨本位に復歸することに於て、變りはない、銀貨本位の利益として主張せらるゝことは、此の制度が、印度支那に經濟的繁榮を與へた實例の如く、國內物價の奔騰を抑壓する利益あること、第三は、印度支那は、銀貨國支那と貿易上密接な關係を有することである、此の三箇の主張に對し、委員會は之れに反對であつて、銀貨本位を撤廢するを可とすと主張する、その理由として、此の三箇の事情の發生したことは、既に過去のことであつたとしても、戰時及戰後の時期に、適切であるとは云ひ得ざること、世界各國は殆んど全部、金本位を採用せるに、來るべき建直し期に、銀貨本位が最も適當であつて、戰後の世界的經濟受難期、及次で印度支那獨り、銀貨本位を固守することは、殖民地の國內消費と、海外輸出入品の金貨價格との、關係より生ずる、不斷の變動性が產む物價の不安定を、招くものである。

支那に對して、最も密接な貿易關係を有することの、論點に關しては、その重要性が、極めて薄弱であつて、印度支那の競爭者にして、最大の米輸出國たる、ビルマ及暹羅は、共に金貨國であること

に依つて見るも、その取引障害は、多大でないことを要す、同時に、支那以外の諸國、日本、爪哇、米國、比律賓、南米、玖瑪等の、輸出を綜合すれば、支那に匹敵する、多額に達し、之等は總て金貨本位國である。

第二の方法は、現在流通する他の金貨に對する、法定比價を決定せられたピアストル銀貨を採用するが、或は又、純粹な金貨本位を採用すること、即ちピアストルの法定價格、をその含有する法定金純分量に依つて、定めることである。

貨幣價格を、他の現存金貨に依る比價に依つて、決定することは、海峽殖民地の金爲替本位制、即ち、海峽弗の價格を、一磅の六十分ノ七としたもの、並びに、印度に於ける、一八九三年條令に依る、金爲替本位、英貨爲替本位に依る、一留比の價格を、英貨比價に決定した例を指す。

但し委員會は、外國貨幣基準の幣制を採用することに就ては、例へそれが、健全な金貨本位を維持する、貨幣へであつても、不贊成であつて、純粹な金貨本位を、樹立することを要求する。

(2) フラン本位制の排斥

ピアストルをフラン本位制に、附屬せしめることは、本國フランの影響をピアストルに與へるものであつて、國内物價の、變動律を多くし、商業上の阻害となる、フランの安定を見る迄は、フラン本位の採用を不可とする。

(3) 金貨本位制の主張

以上の諸點を考慮して、純粹なピアストル金貨本位制の採用が、最も適當であると認める。

金本位制採用上の、必要條件の一は、輸出超過であるが、此れは、現在印度支那では、既に實現され、將來又この狀態を持續し得るものと認める。

金本位は、金貨の全部的流通を、絶體必要條件とせぬ、爪哇及英領印度の例に倣ひ、金ピアストルは法令に依つて、純量を決定し、必要に應じては、數種の金貨を、流通せしめるが、實際には銀貨ピアストルを代用すべく、之れを實行するには銀ピアストルの純量は、實際價値が、法定價格以下であること、無制限通用力を有することが、必要條件である。

但し金貨の實際流通を見ることは、期待し得ず、その理由は、先づ金貨の鑄造費と、運賃の高いこと、貿易逆調時に、適當な充分の準備金貨を保有することが、發行銀行にとつて困難なこと、土民をして、銀貨に慣れしめた結果、その慣習を變更せしむることの、困難であることである。

乍併、一般土民に、幣制改革の事實を、周知せしめる爲めには、適當な金貨を流通せしめる必要があろう、政府は素より、銀貨を金貨に交換する公約をなすべからざるも、國庫と發券銀行は、交換の要求があつた場合は、無關心に之れに應じ、金銀貨同價値の觀念を、普及せしめることに、努力すべし。

一方に於て、政府は、海外送金の要求者に對しては、銀ピアストル若くは、銀行券と交換に、金ピアストル相場に依る、外國貨幣を交附すべき、公約をなすことを、本制度の維持上、絶對に必要であると認める、尚又、私人の輸入した、金塊と引換に、政府又は銀行は、銀ピアストル又は銀行券のみならず、金貨ピアストルをも交附することを、實行する必要がある、若し之れを、實行せざれば、私人は、その所有する金塊の、實際價値に相當する貨幣を得べき保證を缺き、金本位制の維持に、困難であると思考す。

金銀塊の輸入は、絶對に自由であるべく、之れは又、缺くべからざる條件である、各個人に、財産の一部を、金塊として輸入し得べきことを許すことは、必要である、同樣に又、銀塊の輸入も、金貨本位に變改せられた上は、之れを許すことが至當である。

ハ、ピアストルの金價格標準

(1) 銀貨本位より金貨本位へ轉換の條件

(a) ピアストル交換價値

本位貨幣の改定に際しては、決してピアストルの平價を切下げぬこと、それが如何に小額の端數であつても、その切捨に依つて、一般住民の富を侵犯せぬことを、第一義務と思考する。

本委員會は、幣制改革が、一般に損害を起すべしと云ふ、觀念を、土民に與へざるべきことの、必要を切言す、從つて銀ピアストルの法定價値を、決定するに當つては、その金平價より下らぬこと、即ち二四瓦三〇〇の、銀を買付け得る金價格を以てすることを必要と考ふ、現在土人の藏匿せる、約二千萬弗の銀貨、並に印度支那銀行券の、七千萬弗の所持者は、此の價格の如何に依つて、重大な利害關係を有するものである。

金價格の決定相場は、適當な期間內に於ける、銀貨ピアストルの、平均相場であるべきこと。

(b) 金フラン相場四法の採用

を最も適當なりと認める、但し、現在直ちに、幣制改革に着手することは、不可能であるから、今後の銀塊市場の變動に從つて、此の相場を變更するは已むを得ざることであろうが、現在の狀況を標準とすれば、金フラン三法五〇以下、若くは四法以上の、改定は不可なりと認む、之れは物價統制上必要な標準であつて、萬一此相場以上、又は以下で、改定する必要を生じた際は、改革を延期するか若くは成案の變更を、必要と考へる。

(2) 硬貨の問題

輕量銀貨ピアストル流通の必要とその標準を決定するを要する。

日本に於ける幣制改革の時は、一圓銀貨の流通を停止したが、當國では、それに倣ふことは、到底不可能であつて、土民の不滿を招くに至るであろう、五十仙銀貨は、從前から、土民に喜ばれぬ狀態であると考へる、潰鑄點を考慮して、量目二十瓦、九百位、即ち純量十八瓦を以て、最適切なものであると認める、形狀が、舊銀貨と同一であることよりも、光澤が同一であることを、必要と考へる、二十四瓦六百位は、前例があつた六百位の、補助貨の失敗を繰返すものと考ふ。

ニ、舊ピアストルの處分

幣制改革の事實を、奥地一般土民に、撤底周知せしめたとしても、改革の體樣を了解せしめることは、困難である爲め、舊ピアストルの回收は、中々捗取らず、その結果、新舊兩ピアストルに依る、物價の併立を見るべきことは、比律賓の例に見ても、免れ得ぬことであるが、之れは行政手段に依つて、その弊を防ぎ得べく、左程重大視すべきでもなく、又左程永續すべきものでもないと考へる。

ホ、補助貨

舊ピアストルの改鑄益金は、勿論、準備金を構成すべきものである。

二十仙及十仙銀貨は、新銀貨ピアストルの、約五分ノ一及十分ノ一の、純量を要すべきを以て、略

々現行のものを採用し得べしと思考するも、光澤保存の爲め、六五〇位乃至七〇〇位を必要と認める、銅貨は現行の儘で可なりと考ふるも、鑄造額を增加し、流通高を豊富ならしめる必要があると考へる。

サベークの採用に就ては、現在安南及東京（トンキン）に行はれるサベークは土人用貨幣として、保存するを可とすと考へる、之れは土民生活の日常必需品の騰貴防止に、力あるものと考へる。

へ、實行案

(1) 金價決定方式

決定の方法としては、米貨弗を基本として、算出するを必要とする、米貨と金フランとの比價は、五法一八であるからピアストルを金フラン四法とすれば、基數は 4.5.1α 即ち〇、七七二となる、三法五〇とすれば〇、六七五となる、之れを基準として、法定相場を定め、一定の日附以後、實施する旨公示することに依つて、幣制改革に對する、政府の決定を示すことゝなる。

註　此の當時、金本位を維持したのは、米國のみであつた、委員會は、金價決定に就ての疑義を、避ける爲め、此の方式を撰定した。

此の決定は、大統領令に依るか、若くは、大統領令に依つて、特に權能を與へられた、總督令に依るべきものであつて、時機を適切に利用する爲めには、後者を有利とす。

(2) 改定相場

新金ピアストルの金純分に就ては、委員會は、幣制改革の目的達成に、絶對に必要な條件として、ピアストルの價値を低下せしめざること、改定に依り、土民に些少の差と雖、損害を及ぼさざることを主張す、一般に損害を及ぼすべき、一切の方策は、幣制改革中に排除すべきものであつて、幣制改革の、根本的理想と基礎は、或る一定の期間内に、二四瓦三の銀純分を有する銀貨ピアストルをその固有價値以下ならざる價格、換言すれば、その時期に於て、その純分を以て二四瓦三の銀純分を、購入し得べき金純分の一定量に改定することである、土民をして損害を蒙らしめず、從つて又、幣制改革が、土民に受容れられる爲めには、此の方策は絶對に必要である。

改定相場は又、實行上より見て、相場端數を、平價より高く切上げることを、利益とするも、此の切上は、之れに依つて蒙る、債務者の損害を、最小限度に止め得べき、程度であるを要する、

改定相場の撰定に就ては、先づ最近の期間中、市場が甚しき動搖に面せざる平靜な時期を撰み、之れを、一九二〇年七月とし、その期間に於ける、金對銀の最も普遍であつた相場を求めて、之れを改定相場とし金フラン四法を採る、七月中、二四瓦三を標準とした銀の金相場の最も普遍的な率は金フラン三法七五であつて、幣制改革が、直ちに行はれるとすれば、之れを標準として、四法であると、換言すれば、金ピアストルの含有すべき、純量は、大戰前の四法と、同量であるべきことを主張する。

但し幣制革革の大事業は、直ちに、實現せられ得べきものにあらず、尠くとも數ヶ月の日子を要すべきを考慮し、高定相場に對しては、此の期間內に高低すべき、相場率を考慮して、高低二種の相場を選定し、それは、最高四金法より、最低三金法五〇とすべきである、之れは、前と同樣の方法に依り、五月より七月迄の、實際相場を標準として、選んだものであつて、今後此の兩點の間を、高下するものと假定し得べき性質のものであつた。

此の兩相場の、高低兩者の選定より來る結果を、比較想像すれば左の通りである。

先づ四法を採れば、

一、此の率は比較的高率である結果、改革後銀價の騰貴した際に、ピアストルの所持者の利益を、完全に保護する。

二、ピアストル銀貨が、潰鑄點に達して市場より隱れるべき、銀塊相場は、その地銀價格が、法定價格以上となるべき相場であつて、此の時期に幣制改革が行はれるとすれば、改定相場は高率のものたるべし、而して、此の潰鑄點相場は、ビツトマン、アクトに、規定せられた買入相場に、近いものであり、四法は、此の相場に近い點より考へ、ピアストル銀貨保有に、比較的力強き相場である。

三、經濟的に觀れば、此の相場は、一般の物價騰貴の大勢に順應して居る、殖民地に於ける、一般農工企業に取つては、法相場の昂騰は、資本の招來の支障となり、その發達を阻害するものであるが、生產品の金價格騰貴を助長するを以て、適當な高率改定は必要である。

四法以上の改定相場は、ピアストルの價搖騰貴となり、その結果、物價の金價格に依る騰貴を招く、即ちピアストルに依る、價格の低下を起し、勞銀の低下を招くを以て、之れを採用せざるを可とする。

三法五〇の改定相場に就ては、尠くとも、物價の平準復歸時代にあつては、印度支那の商工業に、甚だ好適のものであると觀られる、それは、勞銀の金貨價値を、過渡的に低下して、輸出品の金貨を標準とした、生產原價を低下せしめると共に、佛國及外國資本の招來を容易にすることを得る爲めである、土人勞働者は、その生活必需品は、主として國內の生產品である結果、直接に之れに依つて、

影響を受けることゝならぬ、但し三法五〇以下の、改定相場は、之れを避けるを可とする、物價が、一般に低落する大勢となるに非ざれば、之れは、物價騰貴の直接源因となり、曾てピアストルの騰貴に依つて、生じた現象と、反對現象を起す恐れがある。

委員會は、之の論據に依つて、近き將來に、銀價が著しく低落すれば、三法五〇を採用し、銀市場が、三法五〇の採用に困難な狀勢であれば、四法を採用すること、中間相場例へば、三法七五の如きを避けること、之れは三法五〇又は四法の、高低兩者の內、何れかを採用することの、利益を生ずるには、何れにも不適當であると同時に、單純に勞銀の騰貴のみを、招致することゝなることを指摘する。

尙又、もし、銀市場の形勢が四法以上の改定相場を、必要とするに至らば、若くは三法五〇以下の相場が、必要となるに至らば、金貨改定は、之れを見合せ、更に研究を要すべきであろうこと、此の相場の範圍內に於て、金貨改定が、可能であらば、出來る丈け速かに、實行すべきことを勸告する。

(3) 銀貨ピアストル

此の改定相場の實行を前提として、現狀は二七瓦の舊銀貨を、此の儘流通せしむべきか、若くは、新銀貨の流通を必要とするやを、研究を要す。

一方に於て委員會は、原則として、一八九五年法令の純分を減少した、新銀貨の鑄造を主張する、それは、將來銀價が騰貴した場合に、流通貨幣の、地銀比價が法定比價以上となることに依つて、銀貨の輸出、若くは潰鑄を招くことを廢れる爲めである、即ち理論的代用貨幣としての銀貨を希望し、その品位量目は、次の通りとなることを希望する。

四法改定の際は、二〇瓦、品位千分ノ九百、即銀純分一八瓦、三法五〇改定の際は、一八瓦、品位千分ノ九百、即銀純分一六瓦二、即この兩種の銀貨の安全點は、第一、は紐育銀塊相場一三三仙二、第二は、一二九仙五、となる、換言すれば、銀含有量の地銀價値は、紐育市場價格が、此の點に達する迄は、法定比價以下であり得ることに依つて、輸出又は潰鑄の危險を免れ、金貨の代用貨幣として、市場に流通し得ることである。

(4) 金貨の流通

金貨本位が、實際に施行せられたることを、土民に了解せしむる目的を以て、國内に、小量の金貨を流通せしめ、相當額の金準備を作ること、金フラン四法の、改定相場に依る場合は、單に二十法及十法金貨に印度支那に於ける、法定通用力を與ふれば足りる、之れは各五弗及二弗として、受入れらるべきことゝなる、四法以外の他の相場で改定される場合には、此の方法は、役立つに至らざるを以て、銀市場が、四法改定を許さぬ形勢となれば、一切の金貨鑄造計劃を、暫時見合せ、適當なる新金貨鑄造の下準備をなすべきこと、鑄造法としては、印度支那銀行が、買持となるべき、爲替尻に對して得べき、米貨英貨等を、佛蘭西銀行に納入せしめ、之れに對し巴里造幣局をして、新貨を鑄造せしむべきこと。

ト、金貨準備の設立

本位改定は、一定量の金ピアストルの、鑄造を終る迄、實施を待つことを必要とする、即ち、十ピアストル又は、二十ピアストル等の、金貨を實際に流通せしめ、民衆をして、本位改定を、實質的に會得せしめるを得る準備の出來た上で、初めて實施すべきものである。

印度支那に、造幣局の設けられて居ないことは、頗る不便であつて、急を要する際は、外國の力を借らざるべからざるに至る、委員會は、造幣局の設立を切望する。

チ、對外爲替の安定

(1) 準備金の構成

國内金本位維持に比して、對外爲替の安定は、數層の困難を與へる、ピアストル銀貨、又は銀行券の正確な金對價が、國外に於て支拂はれ得らるゝことの、方法を保證するにあらざれば、爲替の安定を、期することは困難である。

此の條件は、絶對必要のものであつて、之れを完成するにあらざれば、幣制改革の實施は、危險である、而して此狀態の實現には、印度支那の輸出が、輸入に超過することゝ、他面他の經濟要因が、國際的に受取勘定となることであつて、此の資金が、國外に於ける、臨時的に且つ相當多額な支拂を可能ならしめる方法を、採るを要すと考へる。

一九一二年以降の對外勘定の經過に鑑み、委員會は此の在外資金の必要額を二千萬金フランと認める、尠くとも、爲替安定策の、第一手段であり、新幣制の實施を助けるには、此の金額を以て、充分なりと認めるものである、英領印度の、一九一九年に於ける、在外資金は、此の金額の大約二倍乃至三倍であつたものと思はれ、對外勘定の狀態及人口の比率より見て、印度支那に必要な、在外資金は、此の金額を以て、必要の最小限度であると思考する。

この實現に必要な、第一手段は、公債に依つて、二千萬金フランの準備金を設定することである、一九一九年十二月十七日附總督令、一九二〇年一月二十日附協定（前出、輸出特許令及政廳と印度支那銀行との協定）に基く、Opé-

ration に依つて、政府は既に、幣制改革に依る、國内流通貨幣の鑄造と、國内準備の構成に必要な金貨を所有するものであつて、政府が此特權を抛棄せぬことが、必要であると思考す。

この金額以上に必要な場合は、主として季節的必要であつて、之れは短期借入金に依つて、調達し得る、印度支那は、既に幣制改革に必要な、在外資金の額を所有して居る、この資金は、總て外國貨幣で成立つて居り、地金を含まぬが、幣制改革の實施初期にあつては、外國貨幣の儘で充分である、此の資金は、公債の募集に依つて、準備としての額を、補充する必要なき程度の、金高であるが、此の内、一九一九年十二月十七日の輸出制限令附屬協約及一九二〇年の協約に依る取引で集積された資金は、總督府が、印度支那銀行より借入れた勘定に對する擔保となつて居り、同時に之れを以て、銀券發行準備に充當してある、之れは、印度支那銀行が、總督府に貸付けたピアストル資金の返濟に、フランを以て充當することを承諾すれば、解決する、併し印度支那銀行が、之れをピアストルで返濟することを强要することはあり得るが、此の場合總督府の準備金が、返濟に不充分であつたとすれば、國内公債を募集して、之れに充當する方法を採る、此の國内公債は、募集が困難とすれば、富籤公債の方法に據るも宜し、但し印度支那銀行の、此の態度は、現在滿期となりつゝある、同行の發行權更新に、大影響を有するものであり、その決定に際し、議會の問題となすに足る。

何れにしても、總督府の有する、對内債務の支拂に充てるべき、準備金及對外的にピアストルの相場をその地金パリチーに、支持するに必要なる、準備金は、發行銀行の保有準備に、關係なきことを要する、然らざれば、爲替相場調節の本能を盡すことは出來ぬ。

發行銀行は、此の在外資金と、全然別箇のものとなり、その管理は特別な委員會に、所屬すべきものである。

註。此の分離制度と、一九二六年に佛國發行銀行と、公債消却準備局との間に存在した制度とは、同一趣旨に出でたものである。

在外準備は主として、印度支那の佛本國若くは、諸外國に對する、債務の支拂に充當せられ、銀ピアストルの、對金貨爲替平價の維持に、充當せらるべきものである、即ち、印度支那に於ては、各人は、何時にても、銀貨ピアストルの法定相場に依る完全なる金對價に相當する佛貨、英貨若くは米貨爲替手形の、發行を受け得ることに依つて、ピアストルの、爲替平價を維持し得るものである、但し、爲替手形の發行に際しては、現送費に相當すべき、割引率を控除すべきは勿論である、此の爲替益金は、又準備資金の一部を構成すべきものである、此の外、補助貨の改鑄益金及資金の一部の、短期運用に依る利息收入も亦準備金に繰入れるべきものである、關係費用としては、出納局の費用と、銀行に支拂はるべき送金手數料である。

準備金の一部は、金若くは金貨を以て、支拂はるべき短期證券を以て、印度支那に、他の一部は、佛國及海外市場に置くべきものであるが、原則として、固定せしめぬこと、又その收益は、如何なる場合にも、準備金繰入の目的以外に、使用せぬこと、海外預托は、海外各地に取引先を有する、印度支那銀行の仲介に依つて、容易に之れを實行し得べきものである。

(2) 印度支那銀行回避

委員會の意見は、特權銀行の行動を、準備局理事會の命令範圍内に限定拘束することである、爲

替安定策と、中央銀行との關係に於て、別々に、準備金を設定せず、爲替安定を發券銀行に一任する制度をも考慮し得るが、此の場合は、發券準備は、殖民地に集中せず、その一部を在外資金とするものであつて、爪哇の實例は最も成功せるものと認める。

乍併、爪哇銀行は、純然たる發行銀行であるに反し、印度支那銀行は、大に之れと趣を異にし、主腦者の行動に對して、佛國政府は、何等の拘束を加へず、行動は株主の利益を主目的とするものである、此の如き機關を通じて、爲替安定を計ることは、委員會の贊成し得ざる處である。

約言すれば、印度支那銀行に對する、法定拘束即ち、發行額に對する、三分ノ一の準備は、印度支那內各店に保有することを要し、此の原則は、必要な準備銀の充實を待ち、即時實行せしむべきものであると認める、幣制改革の準備、實現及實施に必要な、一切の行爲は、印度支那銀行と、絕對無關係の下に、政府に依つて、實行せらるゝことを必要と考ふ。

委員會は又、發行銀行は、銀行券の償還を金貨又は銀貨の兩者を以てし得る、撰擇自由を有することを必要と認む。

(3) 地金銀の輸出入

委員會は、印度支那に地金銀の輸入は、自由であるべきこと、但し、その輸出は、暫定的に政府に保留すること、若くは必要の都度、特許を得たる個人に限るべきことを主張す。

(4) 發券銀行、準備局及國庫の保有金貨

銀行券の發行額は、發券銀行が、印度支那に於て、現實に保有する準備の三倍に限定すること。

準備局は、外國金貨又は地金、爲替手形又は電信爲替、若くは銀貨ピアストル及諸金貨に對し、印度支那金貨を、交附することを要するが、一切の取引は、總て硬貨を以てすべく、銀行券を使用せざることを、必要とすと考ふ、尙又事情が許せば、一定額迄は、金貨を交附することの權能を與へらるべきものであると思考す、此場合、金貨の現送に必要な費用を控除するは勿論であつて、此の料金の徵收は、東洋各地の現狀に鑑み、金貨の密輸出を防止するに必要なるものである。

尙又各地方金庫は、小額の金貨を準備し、之れを各地に流通せしめ、土民をして、金本位の實施せられたること、國庫は從前と何の過不足も、差金もなしに、法定價格に對して、金貨を交附することを、實質的に周知せしむることを必要と考ふ。

此の見解の下に、委員會の最重要なる意見として、準備局の正貨準備は、如何なる場合にも、發券銀行の保有準備中に、包含せられぬことを主張す、萬一、之れを混合すれば、金本位保證の職能を妨げ、幣制改革を、架空的ならしめるものであつて、發券銀行は、準備局の行動から、完全に隔絕され、政府は、幣制改革の實施、及その職能に關する限り、發券銀行を、他の銀行と、同一基準の下に取扱ふべきことを、再言する、委員會は尙又、此の條件が、嚴格に遵守せられざるに於ては、幣制改革の成功は望み得べからざることを切言する。

リ、決　議

本委員會は、前述諸要點から到達する、結論として、左の通り列擧する。

(一)印度支那に、正貨の流通を、常態に回復すること、即ち銀行券の兌換を回復することが、急務であると認む、地方の狀勢と、土民の要求は、之れ以上長期に渉り、不換紙幣制度の、存在を許さざるを以て、此の遷延は、重大な危險を招くものと認む。

(二)ピアストルの基準は、貴金屬の一定量とする、制度の確立を急務と認む、之以外の一切の制度は、架空的にして、且つ危險である、他本位の採用に依つて、保護せらるべき、私人の利益は、それ正當な利益である限り、幣制改革以外の、方策に依つて保護し得べく、政府は既に、此の爲め多大の保護施設に着手しつゝある。

(三)幣制改革の實施に當つて、世界市場に於て、二四瓦三〇〇の銀量購買力以下である、新本位貨幣を定めることは、重大な過誤である、將來の改革に際し、此の基礎的必要條件は、單純に公正觀念のみで、成立するのみならず、印度支那に於ける、二千萬の土民の、存在を考慮することに依つて、緊要なものであつて、その感情を尊重し、その正當な利益を保護すべきものである。

(四)ピアストルを、一定の相場に依つて、フラン紙幣本位とすることは、將來フラン紙幣の、金平價回復に依つて生ずる避くべからざる結果として、國內物價と、海外市場物價との間に、一時的不平均を生することゝなり、重大な不利を招くのみならず、フランの低落期の存する限り、金貨又は銀貨の、正貨流通に復歸すること能はざることゝなる。

ピアストルを、不換紙幣とし、之れをフラン紙幣の、爲替本位とし、政府の隨時決定すべき、公定相場に依つて、その對價を定め、順次此の相場を切下げることは、最惡の提案である、その結果は、當然一般民衆の不信を買ひ、商業の衰微を來し、資本の輸出を增加し、銀行券に對する不信を招致するものである。(以上巴里印度支那商工會の提案)。

(五)現在印度支那の狀勢は、銀本位を捨て、金本位を採用するに、好都合且つ有利なりと認む、金本位採用の利益は、主として、將來國內の物價安定であつて、銀の金對價變動は、頻繁且つ多岐であるに反して、金價は、世界的物價を形成するものである。

(六)本委員會は、全員一致を以て、左の主要特質を有する、本位制の採用を提議す。

(A)ピアストル銀貨の無制限通用力の保存、但し、今後は單に代表貨幣の本質であるべきこと。

(B)無制限通用力を有する、金貨の實質的、漸增的流通。

(C)金貨の自由鑄造。

(D)地金銀の輸入の自由、但し輸出は一時的に禁止のこと。

(E)對外爲替の安定を、統制すべき官營準備局の設置。

(F)發券銀行が、銀行券の兌換に際しては、金又は銀の選擇の自由權、及準備局の金銀交換に關する拒諾、又は選擇自由權、但し、政府及發券銀行は、土民をして金銀兩貨幣の、絕對平價觀念を維持せしむる爲め、此種の要求者に對しては、出來得る限り滿足を與ふることに、努力すべきこと、

(七)前述の理由に依り、ピアストルの金價決定に際しては、政府は、過去に於ける、一定の相當期間內に於ける、銀價の平均相場を以てすること、此の相場は、出來得る限り、市場の混亂期に於ける相場を除くこと、決定相場は、平均相場以下ならざること、可成少しく高き、標準であるべきことを望む。

本委員會は、海外物價の現在標準に鑑み、此の相場が金フラン三法五〇以上なることを望む。

註 Gold Franc Definite in weight of 9/31 gr. Golds fine.

3 Fr. 50=63/62 gr. or 1.016 ..... gr. Golds fine.

4 Fr. 00=36/31 gr. or 1.161 ..... gr. Golds fine.

萬一、銀市場の趨勢が　此の標準以外の相場の採用を、必要とするに於ては、金本位改定を、延期するか若くは、本問題に關する、再研究を必要と考へる。

幣制改革の實施に際し、銀市場の狀勢が、可能ならば、可成三法五〇、若くは極めて之れに近接した相場を採用することを望む、若し又、銀價が金フラン四法標準以外に、不可能の場合には、此の相場の準用に同意すべし。

本委員會は、ピアストル金價が、金フラン三法五〇乃至四法の間にある時期に於ける、幣制改革の、遲延に反對するものであり、その準備に、必要なる期間は、最小限度に短縮することを希望する。

(八)二七瓦のピアストル銀貨の鑄造を、停止すること、新に、九〇〇位、銀貨ピアストル二種の鑄造を準備すること、その一は、二〇瓦、他の一は、一八瓦とし、前者は、金フラン四法改定に備へ、後者は、之れ以下の相場の場合に適用するものである、而して、此の鑄造は、幣制改革の決定と共に、直ちに開始せらるべく、その必要額は、政府の決定に委す。

金フラン四法改定を、假定して、二〇瓦の新銀貨は、銀行券の兌換上、絶對必要の生ずるに至る迄、その鑄造流通を延期、保留する必要ありと認む、銀塊市場の形勢が、二七瓦ピアストル銀貨の、現狀保存を可能ならしむるに於ては、新銀貨の鑄造費用を避け得べき故である。

改定の實施後、流通せしむべき佛國金貨、又は九百位の新貨幣の準備は、現在より直ちに着手すべきこと。

新補助貨は十仙、及二十仙銀貨は新ピアストルの、十分ノ一及五分ノ一の量目、品位六五〇乃至七〇〇にして、量目品位共に、現行分と略々同一なるものを流通せしめ、尙又、現行と同樣の銅貨を、更に增鑄する必要ありと認む。

本委員會は又、眞鍮貨サベークの、鑄造及流通を提議す、之れは勘なくとも、東京（トンキン）に流通せしめるのであるが、現幣制とは何の連繫をも有せしめず、又公金として、受入れざるものとす。

(九)幣制改革の提案が、感情上の問題として、本國の現狀と融和せずとする議論、若くはフラン紙幣に對する、印度支那爲替の即時且つ漸增的關聯がフランの金平價恢復に、顯著なる奏効あるべしとする議論は、特殊色彩を有することを指摘す。

(十)印度支那は、既に幣制改革の施設に必要にして、殊に最小限度金フラン二千萬法に相當する、金額の準備の構成に、必要な金貨及金塊を所有すること、政府は、その全部を保有し、尙之れを增額する必要ありと認む、本委員會は又、印度支那總督が、發券銀行に對する、完全なる行動の自由を得、最も安全なる方策を、確保する爲め、必要の場合には、ピアストル公債を募集することの、之を以て、發行銀行に於ける政府特別勘定の借入金返濟に充當することを本國議會に提案する必要ありと思考す、此の如くしてピアストル債務を免れた總督府は、その所有するフランの自由處分をなし得ることゝなり、之れを總督府の、準備金に振込ましめ、後日、本國に於て、諸材料の買付を必要とする、諸大土木工事の、施設使途に、充當することを得る譯である。

以　上、

各委員署名

Berrue 以下二十名

一九二〇年七月三十一日

下記署名委員は、全體に於て、決議を採決することに、賛成するが、決議の第七に就ては、留保する、金フラン三法五〇を以て、最高相場と認め、此以上の相場は、殖民地の經濟的發展に、不適當であると思考する。

Lalaste 外二名署名

第三節　大戰直後の一般輿論

A、輿論の分派

政廳が、印度支那委員會を組織する前、一九一九年の印度支那商工會が、猛然と起つて、フラン採用說に輿論を喚起した以後、一九二二年に至る迄、幣制改革に關する輿論は、喧燥を極め、本國と云はず、殖民地と云はず、印度支那に關係ある各新聞紙も、雜誌も、此の問題に觸れぬものなき有樣であつた、輿論は、各種各樣の色彩を帶び、その系統に依つて異なつたが、之れを大別すれば、三つの分立となる、第一は、現狀を可とするもの、即ち印度支那の幣制は、銀貨本位で充分であるとするものであつて、第二と、第三は、共に銀貨本位の撤廢を要求するものであるが、前者は、頑强にフランの採用を主張し、後者はフランに無關係に、金ビアストルの創成を主張するものである、以下その主張の、要點を見るに、左の通りであつた。

B、銀貨本位維持說

銀貨本位維持論者は、表面餘り活動しなかつたが、隱然たる實勢力を持つて居て、官邊を說得するに、努めたとのことである、表面に現れた主張は、即地主義であつて、金貨の採用は、全然無意義であり、如何に法制上に、立派な組織と成文規定を設けても、それが土民に撤底することは、困難である、土民一般は僅かに、銅貨から小銀貨時代に入つたに過ぎず、金貨は、裝飾視されて、藏匿か潰鑄か、兎に角一般に流通することはあるまい、銀貨本位の缺點である貨幣價値の變動は、對外關係のみであつて、國內大衆に影響する所は尠ない、銀價が、將來下落することを慮つて、金貨に改定することは、勿論必要であろうが、印度支那の民衆は、尙何んな體樣に依るも、金貨本位、金爲替本位等の採用に、適切でない、時機尙早であつて、急激な改革は、動搖を招き、統治上に面白からぬ結果を來すと云ふことを、根本論とし、第二に、印度支那農產の大半は、支那に向つて、輸出される、此の點に於て、金貨國である暹羅、緬甸等に比し、優勢であり、支那市場では、此の兩競爭者に、打勝つべき機會が多い、輸入にあつても、土民を基幹として、考へれば、支那との關係は、極めて密接であつて、金貨改定を實行すれば、土民日常必需品の、或物の價格は、却つて安定を缺くことゝなる、支那が、金貨本位を實施する形勢となる迄は、左程幣制改革を、急ぐ必要はないと主張するものである、Long に次いで、印度支那總督となつた Merlin の如きは、退官後の今尙此の說を變へず、金貨の採用に反對はしないが、現地の情勢を離れた改革には、不贊成であると云ひ、「法制を守ることを、强制するな、守られざる法制は、法制そのものを改定することが必要である」とする、即地統治原則に固執して居る。

銀貨本位が、印度支那の、輸出貿易に有利であるとする說は、却つて輸出貿易の、實際に就ての認識不足である、銀貨が、土民に適切であることは、獨り印度支那に限らず、南洋諸國も同一であるが、此の點に立脚した、反對論は、政策の上に於て、尙研究に價するものと思ふ、國內物價の安定に就ては、此の議論は、大きな缺陷を有する、戰時及戰後に於て、銀貨本位が、物價安定を得せしめたことは、特殊事情に依る、銀の騰貴であつて、既に此の時銀價が、將來低落の步調を見せつゝあつたこと

に於て、甚しく考慮を缺いた議論である。

銀貨本位說は、その本質が、質實の樣に見へて、實際は甚だ杜撰な議論である傾を免れなかつた爲め、フラン採用論者も、金貨本位論者も、論爭に於て、殆んど一蹴した有樣であつたが、此の說は意外に强力な支持者を持つた、殊に奇とすべきは、銀行業者は勿論のこと、輸出入業者も、此の說を內々支持したことであるが、金本位論者に對して默殺的態度に出た傾であつた。

何故に、此樣の傾向を招いたか、それは、商賣專一を目標とする、銀行業者、貿易業者に取つては、銀本位は或時は、利益の隱匿に便であり、或時は損失の補塡に意外な拔け路を與へ、或時は又、之れに依つて採算以上の利益を占めしめ得たが爲めである、爲替市場の全般的變動は、銀行に取つてはその活動の節圍を廣からしめ、爲替相場の見込は、輸出入業者に先物約定に於て、採算に變轉自在の活躍を得せしめた、五十年來之れに慣れた彼等は、新米の銀行業者以上に、敏感であつた、一例を云へば、出來得べからざる對外商談も、爲替の見込に依つて、可能となり、米市場は、銀價の騰落が、變動の一源因となつた如きである。

此の如くして、銀貨本位は、隱然とした支持者があつた、之れに對して、一敵國であつた、農林企業家も、變動が有利であるか、若くは損失となるも小幅であつた場合は、將來の面白味を期待して沈默を守る、斯くして銀貨本位の存續を、內心喜ぶものもあつた、或者は此の問題は、遂に、一時危險視される迄の、傾向となつた。

註 Depeche Coloniale : Stabilisation de la Piastre Indochinoise. p. 34. Merlin 談、

「一九二三年、就任直後、印度支那へ出發前、殖民地協會は、送別會を開いた、約三百人の出席者があつた、デザートに入つて檢

擦をすること、なり、當時の懸案であつた諸項目に付て話す內、順序として自然幣制改革の問題に入ることゝなつた、此の時隣席に居た、Doumer は丁度此の時、自分に小紙片を示した、それには「幣制改革？急いではいけない」と記してある、自分は「判つた」と手眞似で答へた。

論旨の是非は別として、兎に角、金本位改定說が、此の爲め繼子扱されるに至つたことは事實である。

C、金貨本位論

論者の色彩は、總督府を中心として、民間有識者の團體であつて、Berne 委員會の中堅をなした人物は、盛んにその實行の必要を宣傳した、その論旨は、前に記述した同委員會の報告に盡されて居る、大局に立つて、將來の印度支那、永遠の繁榮を考慮した正論であつた、本國の反對があつたにも依るが、直ちに實行すべかりし、計劃が忽ちにして、拋棄され、本國フランの回復迄、遂に之れを、强硬に主張する者なき有樣となつた。

D、フラン本位論

フラン本位論の主張は、古くから行はれたものであるが、具體的に、實行案を出したのは、前に述べた印度支那商工會である、之れに次いで、此の議論は一般居留民の間に、普遍的に唱導され、官吏組合の如きも、此の實行運動に加はつたと傳へられて居る。

論者は、商工會案が、全然失敗に歸した後にあつても、商工會を中心として、盛んに宣傳した、その中心は、依然 Octave Homberg であり、印度支那にある、農林業者、鑛山業者等は、實現運動に狂奔した、西貢に最も多數の讀者を有する新聞 «L'Opinion» はフラン論者の中堅となつて金貨ピアス

トルを排撃した。

論者の主張する處は、第一に、貨幣帝國主義と自ら標榜した、即ち殖民地が、本國と同一の幣制下に、置かれることは、總ての點に於て當然であり、殖民地中、本國と異つた貨幣制度の下にあるは、印度支那のみである、本國貨幣が、低落すれば、之れと運命を共にし、殖民地の繁榮を利用して、その回復に貢献すべきであると云ふことである。

第二に、印度支那は、將來貿易關係に於ても、本國と最も密接な關係に入るべきものであつて、本國諸工業の回復は、原料品の買付と、製品の輸出で、印度支那との取引額は、益々增加の傾向である、フランの採用は、此の點で有利であるとすること。

第三に、資本の招致であつて、印度支那に、他國資本の輸入を喜ばぬ限り、今後の開發は、法資本の移入を、最必要とする、此の點でフランを其儘移入することは、最も時宜に適したことであると主張する。

次で爲替變動に依る、物價の騰落が、結局一部小數輸出入商の利得となることを避け得べきこと、在留佛人は、定時收入の增減を見る如きことなきこと、その他多數の事項を擧げて居る。

實行案としては、五フラン銀貨をピアストルに代置すること、即ち、前者は銀純分二二瓦五であり、後者は二四瓦三である爲め、容易にピアストルを引揚げ得、改鑄益金を生ずべしとする議論もあり、或は又、フランの金解禁迄、不換紙幣としてのフラン銀行券そのものを、使用すべしと云ふ意見であつた。

フラン本位論は、議論としては、論據薄弱で、感情論に偏した所もあり、識者の反感を買つた傾向があつた。總督府は素より、之れを顧みる價値なしとする、態度であつたと云はれて居るが、何分云ふ處が普遍通俗的であり、輿論に敏感な在留佛人は、之れに惹付けられる程度が强かつた。

宣傳の華々しかつた、フラン採用論も、併し、總督府の頑强な抵抗を、如何ともし得なかつた、次で一九二四年の、フラン崩落時代に入り、之れに耳を傾けるものなきに至り、何時とはなしに、終熄した。

第四節　一九二六年以後の幣制改革論

A、輿論の動向

大戰直後に於ける、幣制改革論は、フランの崩落に基いて、一切の論爭を中絶せしめられた、當時の輿論は、明かに、銀貨本位維持と、金貨本位改定の兩派に分立し、双方の實勢力は、殆んど伯仲して居た有樣であつたが、共に本國幣制の危急を觀望して、印度支那の、幣制改革が、到底實現し得べからざるを覺つて、輿論は沈默を守り續けた。

一九二六年のフランの回復は、再び幣制改革論の再燃となつた、此の時期以後に於ける、輿論の特徴は、それが甚しく眞面目に、具體的になつたことであつて、銀貨の低落傾向は、殖民地の前途に、暗影を投じつゝあつた折柄、銀貨本位維持說の如きは、極めて僅かな一部に唱へらるゝのみで、大勢は金本位改定論となつた。

フラン採用說は、尙一部に唱導せられて居たが、その勢力は微々たるものである、之れは、往年の失敗に鑑みたこともあるが、その强力な源因は、殖民地を獨立して、堅固な幣制に置くことが、佛國の利益を保護する爲めにも、最良の策であるとする觀念と、將來再び大戰の繰返されるも知れず、そ

の際、印度支那の經濟利益は、本國の經濟混亂に引入れられぬことが、必要であると云ふ、考慮が、一般に普及した爲めである。

以下此の時期に於ける、輿論の體形を列擧する。

B、銀本位維持説

金本位反對論者は、前章に擧げた如き、論據であつたが、一部の間には、尙公然と主張せられた結果、金貨本位論者は、之れに對して、正面から論爭する傾向となつた。

此の間にあつて、印度支那銀行の態度は稍不明瞭であつた、時期が既に銀貨本位加擔を許さないに拘らず、同行は遂に一九二八年末に至る迄、金本位に加擔しなかつた樣に思はれる、それは言明の自由を缺いだ爲めであろう、初めて之れに贊意を表するに至つたのは、一九二九年以來であると云はれて居る。

金本位論者の反駁は、香港及支那各地の通貨と、ピアストルが、共に墨銀に基く、同價値のものであるとしても、印度支那は、銀貨の輸出入禁止令を實行せざるべからざる立場にあつて、此の障壁の存する限り、爲替相場の變動は、金貨國に對すると同樣な、程度に變動し得るものであつて、決して安定し得べきものではない。第二に、米の需要は、それが必要を生じた場合は、絶對であつて、印度支那が銀貨本位であると金本位であるとに拘らず、需要者はある、殊に、米そのものゝ世界的相場は金建である、第三に、支那は一九一八年の民國大統領令以後、理論的に金貨國であつて、その實行に移り得ざるは、內亂政爭の絶へざる爲めである、國內政權が確立すれば、支那自體が、金本位改定をなすことも、考慮すべきである、と云ふことを主とし、尙他の反駁論としては、西貢米の販路は、單に支那のみに限らず、廣く世界各地にあると指摘する。

C、金本位尙早説

絶對反對説ではないが、金本位尙早説としては、銀價の低落期に、金本位に改定することの、一般的惡影響を考慮する必要あることを前提とし、銀價は再び、回復すべき可能性がある、その時期迄、幣制改革を延期すべし、と主張するものであつて、一種の尙早説である、之れは一般輿論の中に、勢力があつたのみならず、政廳も亦、實際上此の見地に立つて、銀價回復期を待望した、と云ふ者もある。

之れは、事實上銀價の昂騰が、期待され得ざる狀況となつたことに依つて、論據を失ふに至つたが、當初の反對説としては、銀價の騰貴は、必らずしも喜ふべきものにあらず、大戰後各國の經濟界が、稍常態に復歸した時代にあつては、東洋諸國の物資を、絶對に必要とした戰時、及戰後の如き、繁榮を期待すべからざることに依つて、銀貨本位と、物價との關聯は、往時の如く、强力ではあり得ない、のみならず、銀高に依る爲替の激騰は、輸出を妨げ、東洋に於ける銀貨國の對外貿易尻は、逆調に轉ずることあるべしと主張し、徒らに銀高時期改定主義に固着すべからずと云ふ。

D、金本位説

金貨本位説は一九二〇年の Brussels 案を、全然その論據としたが、方法論としては、尙多岐に分れた、殊に幣制改革が、愈々ピアストル安定維持に依つて、事實安定より、法定安定に移らんとする、直前期に於ては、議論は區々に渉つた、その代表的なものは、大約左の通りである。

イ、間接改定

ピアストルの金貨改定を、他の外國貨幣を通じ、間接的に實行すること、即ち英領印度、海峽殖民地、暹羅の例に倣ひ、改定單位貨幣と、外國貨幣との間の、爲替相場を決定すること。

此の方法、即ち純粹な金爲替本位制の採用は、兩種貨幣間の、相場の變動を免れず、標準貨幣と他の外國貨幣及金市場の金價格に對する比較、價値の變動は、直ちに、基準貨幣の價格變動となることの缺陷を有することに於て、ピアストルに之れを採用することを、不可なりとする說であつて、一九二〇年委員會が、之れを否決し、一九二六年の印度委員會も之れを否決したことを指摘する。

之れに對する贊成論としては、Parachute 學說の適用を、論據とするもので、二種の關聯貨幣は、經濟的變態期に於て、一方の貨幣の價格低下を、他の貨幣の價格維持に依つて妨ぎ得、良態時期に於て、一方の貨幣の、價格常態維持は、他の價値暴騰を制止し得、貨幣價値の變動を、比較的規則的ならしむるものであるとする。

Parachute 說に對して、反對論者は、その實効の極めて低度であることを說き、大戰時、留比は、英貨の支持に効果なかりしことを例證する、進んで金爲替本位論者の眞意である、フラン基準論を攻擊して、殖民地に對し、母國幣制を强要し、本國貨幣の脅威、受難期に、殖民地貨幣が、援助を與ふることを、希望する思想の根本は、Sentimentalism であつて、貨幣及經濟政策を、根本に過るものであり、殖民地に對する究極の目的は、その商業利益及一切の資源を直接に本國に吸取すべきことであるとする、舊時代の誤つた殖民帝國主義から、來たものである、殖民地自體の、經濟的發達に依る、富の增加は、その如何なる資源から來るも、本國の利益を增加するもので、先づその發達を先に考慮すべきものであると主張する。

ロ、フラン改定說

フランを基準として、金貨改定をなすことなしに、直接フランそのものを、採用する說は、幾度か繰返された、一九二〇年印度支那商工會が、之れを主張したことは、前述の通りであるが、之れは一九二六年のフランの崩落に依つて、全然論據を失ふに至つたが、フランの回復後は、更に勢力を得るに至つた。

之れに對する、反對論者は、前項金爲替本位反對論者を主とする外、一般に既にフラン採用說は、過去の苦き經驗に照して、不可とするものが多い、François Marsal は、祖國貨幣が、再び危機に陷ることの可能性は、極めて尠しとするも、尙自負心を以て、幣制上の原則を考慮することは、許されざることである、過去數年の經驗は、ピアストルを、他の貨幣に全然無關係とし、獨立した幣制を樹立することが、印度支那を、恐慌の禍中に投ぜしめざる爲めに、必要であることを敎へた、常に繁榮を維持して、常に新しい經濟能力を發揮し得る殖民地を有することは、佛國に取つても、又利益である、佛國の利益擁護の上からも、印度支那が、母國幣制の危機が萬一再來しても、之れに捲込まれぬことは必要である、印度支邦は、暹羅と同じく、獨立王國の如き、地位を保つことを必要とする、と述べて居る。

反對論者は、更に、その論點を進め、印度支那は、佛國の境地と、全然趣を異にした經濟環境の中にあるを以て、本國貨幣とは、全然別箇の幣制を樹てることを必要とすると說く、併し乍らフラン改定論は、その理論が、比較的に合理的であり、且つ一般佛人の利益とは、金本位改定に依れば、餘りに衝突せぬ點に於て、廣く一般の贊同を得るに至つた。

ハ、金貨本位說

金貨本位說は、有識者の間に廣く稱へられる處である、ピアストルを何れの貨幣にも關係なく、新たに一定の金純量に基いて、その價値を決定した金貨とせよと云ふ點である。

改定に當つて、金純量を決定する標準としては、一一法五〇採用說にあつては、量目七五三ミリ瓦二五、品位九〇〇とすること、即ち新貨幣法に於ける一法の量目六五ミリ瓦五、品位九百の十一倍半として、ピアストルの純金量を、六七七ミリ瓦九二五とすることを主張する。

純粹な金貨本位を採用して、金貨を流通せしむべしとする、此の金貨本位說は、多くの贊同者を見るが、その方法論に至つては、又多數の反對者がある、反對論者の主張する理由の主要點は。

(一)金の巨額な保有準備を必要とすること。

之れは買付に巨額の資金を要するのみならず、金の大需要に依つて、金缺乏の一因となり、物價の低落を助長する。

(二)金貨鑄造費の高率なること。

(三)新金貨は、常に市場に流通することに依つて、發行銀行の保有準備の減少となり、資金の缺乏を來す在外資金を削減する結果、對外爲替調節に不便である、金貨本位は此の點に於て最も屈伸性に乏しい。

(四)地方的障害としては、土民は全然金貨の使用に馴れざること、死藏の弊害を招くこと。

然らば金貨本位の採用反論對者は金爲替本位を主張するやを見るに、之れは前者以上に強い反對理由がある、殊にその最大缺點は、金は單に對外決濟に使用するのみで、國内にあつては金に換算することの不可能から、土民に金本位改定を知らしめることが出來ず、幣制に關する信任を危ふくすることに依つて、印度支那の如き地にあつては、金貨本位以上に不適當であると云ふ點である。

E、金塊本位論者とその主張する方式

金本位改定直前の有力な輿論は金塊本位說となつた。曾て比律賓に於て、好結果を擧げ、一九二六年の、印度幣制委員會の採決した、金塊本位が、印度支那に最も適當であることを主張する。金塊本位論者は方法論として、右の諸點を擧げる。

(一)爲替準備資金の構成とその運用

先づ總督府はピアストルの金平價を維持する爲めに、爲替準備資金を作ること、之れは金地金及外國金貨を以て、構成し、印度支那の對外決濟に於て、曾て記錄を示した最高支拂超過額を標準として、集積すること、之れは一九二〇年委員會の云ふ處と、反對に、發行準備に充當するも、差支なしとする議論、即ち一九二〇年委員會の Hilton Young 案に、同一である。

一九二〇年委員會は、印度支那銀行を全然爲替統制の作業を了り、隔離せしめることを主張したが、之れに對する反對論としては、印度支那の國際貸借が、常に受取超過である限り、發行準備と爲替準備とを分離せしめる必要なく、之れを分離せしむることは、爲替調節に必要な以上の資金を死藏することとなると共に、發行額を實際取引額と適合せしめることを、困難ならしめることとなる、尙又一九二〇年委員會は、印度支那銀行は二種の準備金の使用に付て、同行を充分に監理し得ざるべきことを恐れたためであるが、今日では情況は全たく變化し、發行權更新の條件として、同行に賦課した義務は、國家管理の實行に充分なものである、從つて此の危險は充

分に防止し得る一方に於て又、市場の實狀を知悉し、資金の運用に於ては何人にも勝るべき銀行當事者に、之れを委託することは、政府自ら之れに當る以上の利益である。

此の如くして單一化された準備金は、一部は巴里に置いて、Gold Standard Reserve を設定し、印度支那への債務者が、之れに對して支拂をなすこと、印度支那の海外支出要求者の爲めに、發行する爲替手形の、支拂人たる職能を果さしめる。

但し、此の二つの場合に於ける現送點は上下 1—8 とすることが、正當なりと考へられる。

(二) 金貨、金塊の交付

總督府は國內支拂若くは國外支拂の何れを問はず、支拂の目的の爲めに要求を受けた場合には、何人に對しても銀行券又は銀貨ピアストルの拂込に對し、その相當額の金貨又は金塊を、交付することを要す、但し、一口の要求最小限度額は、政府が保有準備の使用率、並に貿易需要所要額を決定する標準に依つて、規定すべく、且つ拂込額に對しては、現送費を基準とした、一定率の課稅をなすことと、拂込銀額は、再び流通市場に出さざることに依つて、發行額と實際取引額及保有準備率との適合を、期することを必要とする。

(三) 流通貨幣

市場流通貨幣は銀貨のみで、金貨を必要とせぬ、從つて金ピアストルは、比律賓に於けるペソと同じく、理論貨幣であつて、實際市場の流通貨幣は、此の金ピアストルの代表貨幣でなければならぬ、卽ち銀行券及銀貨ピアストルを、其儘流通せしめることであつて、現行銀ピアストルは、土民が最もその使用に慣れた貨幣で、あるを以て、之れを市場より引上げる必要なく、單に理論貨幣である金ピアストルとの關係に於てのみ價格を有する、代表貨幣として存置する。

現行ピアストル銀貨の量目及品位を急速に低下せしむることも、之れ又不必要である、假に一一法五〇を以て、改定したとすれば、現在のピアストルは、倫敦銀塊二六片百分ノ三十五迄は、安全點を維持し得ることであつて、近き將來に銀塊が此の相場に達することは、事實上信じ得られざることである、之れは土人が、從前と同量にして、同品位の貨幣單位を使用し得ることとなり、舊慣を保存するに、好都合である、但し銀行券は、銀貨ピアストルと兌換し得ることとすべきも、政廳は出來得る限り、銀行券の流通を增加する方針を採り、順次銀貨を回收して、次第に改鑄時機を早めることは、萬全の策である。

(四) Gold Certificate

Hilton Young 案に從つて、Gold Certificate の發行をなすこと、之れは印度支那居住者に、銀行券及銀貨ピアストルを、金貨と兌換する上に、設けらるべき制限最小額が、嚴重に實行せられた場合、小額資金に對しても、兌換を得せしむることを目的とするものであつて、小額預金者は、五ヶ年期限の預金を期日に至り、金貨を以て拂戻を受けること、若くは、新たに金貨預金として、書換をなし得べきことを條件として、預入することであつて、此の制度は、土人をして、金本位を了解せしむる上に、極めて有效なると共に、金の死藏を防ぐに有力な手段である。

一九二〇年委員會は、金爲替本位が、實際に行はれたことを、土人に了解せしむる必要上、小量の金貨を實際に流通せしむることを必要と決議したが、此の Gold Certificate の發行は、此の如き方法を、充分に避けしめ得る、現在の印度支那土民は、旣に金貨の實際流通を見ざれば、金本位を了解

し能はぬ如き狀態ではない、殊に Gold Certificate は、複雜な改正貨幣法を、實質的に了解せしむるに頗る便宜である。

(五) 發行制度

銀行券發行は、比例發行制度とし、保有準備は、發行額の三分の一に止め、發行制限額を定める。但し必要已むを得ざる場合には、總督府の許可の下に、一時的增發を認め、此の制限外發行は、短期商業手形を以て、準備に充當せしめ得ることとし、限外發行の時期、並に期間に、比例して、特別發行稅を納付せしめること。

實際問題としては、印度支那銀行は、保有銀準備を、既に金資金に代へた結果、此の發行準備は既に構成されて居る、發行準備は、同時に爲替調節資金となる、兩者は單一準備であるべきこと前述の通りである。

(六) 銀貨の輸出解禁

銀貨は既に輸出の恐れなきに至れるを以て、輸出禁止令は解除すべきこと、印度支那銀行は、その銀行券を、ピアストル銀貨の兌換に應ずること。

(七) 補助貨及「サベーク」

補助銀貨及銅貨は、現狀の通り、東京(トンキン)及北部安南では、サベークの缺乏を訴へてゐる現狀であるから、新に之れを鑄造すること、但し法定通用力を與へず。

第六編　第三期銀本位時代

第一章　銀本位終末期

第一節　不安定時期

A、幣制改革の拋棄

兌換停止令の撤廢、即ち一九二二年から一九二九年末、即ちピアストルの安定に至る迄を、編者は便宜上、玆に第三期銀本位時代と稱す。

一九二〇年七月幣制委員會が答申案を提出した時期に、銀價は尙二四瓦三の銀純分に對し、三法五〇と四法の間を上下し、委員會が撰擇した、改定相場に依る、幣制改革は、無期限に延期されることゝなつた、その理由の第一は、本國政府の反對であつて、佛本國が金解禁を實行し得ざるに先ち、印度支那が、金貨本位を採用するは、時機にあらずと云ふ、點であつた、玆に注意すべきことは、一九二〇年の、幣制委員會は、その實蹟に於て、完全なものであつたが、之れは本國政府の組織したものでなく、總督府が、獨自の權能に依つて、構成したものであり、その決議は、中央政府の政策を拘束するものでなかつたことである。

第二の、而して最重要な理由は、總督府が、銀價の再低落は、委員會の要望した、本位改定の、實行條件を、根本的に變改するに、至らしむべきことを、虞れたことである、此の現象は、既述の如く、一九二〇年から表れ初め、Long 總督は、此の環境に對して、低率改定をなさんよりも、寧ろ全然、

幣制改革を中止するを得策と考慮したことである。

B、不安定時代の懸案

印度支那の政治、經濟界が大波紋を生じた大戰時代にも比すべく、戰後時代は又多くの意味に於て、波瀾重疊の時代であつた。政治上には、土人政治家の勢力の擡頭、一般土民智識階級の覺醒、民衆運動の勃興等に、本國政府と政廳は統治の大試練期に遭遇した、反佛思想は、此の時期に漸やく、表面に現れ來つた、此の如きは恐らく、本國當局者の嘗て夢想だにせなかつた現象であろう。

經濟上から觀れば、輸出入貿易は、年を逐ふて膨張した、米の如きは、過去の輸出餘力百萬噸を遙かに突破して、百五十萬噸の記錄を作るに至り、林業、鑛業の發展も亦著しく、土人購買力の增進は又、輸入額の增加が、戰時に比して約三割以上となつた、此の時期に、特に著しき現象は、政府の統治政策の轉換から、土人大農保護、支那人抑壓方針の効果が、豫期以上に現れ來り、奥地各洲に於ける、大農の資力著しく增加し、小農も亦、以前に比して、少しく狀態を改善した現象に反して、華僑は次第に、その實力を減少するに至つたことである、此の如くして、奥地は漸次開拓の段階に達せんとするに至つた。

大戰は、初めて具體的に、印度支那の經濟價値を世界に示した。佛國は、從前の印度支那に對する、自給自足主義、自發開拓、放任方針を改める時期に達した、本國資本家は、銀貨の危險を顧みず、諸種の新事業の、有利な報償に誘致されて、投資額は急增した、政府は愈々、大開拓計劃を樹てゝ、その實行期に入らんとした、本國は、印度支那に就て、開拓方針を決定するに至つた。

此の時期は、印度支那の、經濟的更生の出發點である、自然此の時代の問題は、開拓計劃を第一次とし、經濟施設の改善を第二次とした、東京（トンキン）、交趾支那縱貫鐵道の完成、紅河の築堤、交趾支那南部諸洲の運河と水路の新設、開墾、東蒲寨橫斷鐵道の布設、國內道路網の完成等は、第一次計劃であり、發券銀行の改造、開拓資金の新設、地方金融機關の設立等は、第二の重要問題であつた。

開拓方針の轉換に次で、問題は資金である、資金は單に、第一期計劃に依るも尙二億弗を要する、印度支那の狀態は、到底國內公債の募集を以て之れに充當し得べくもなかつた、外債か、本國に於ける募債の外はない。

米國は、印度支那の經濟利益に付て、早くより着目した、此の形勢を觀て、本國政府に對し、度々資金の供給を申込んだ、一九二四年、華盛頓會議に際して、更に具體的に條件を提示し、佛國政府は大に意を動かしたが、此の時障害は意外の處から起つた、それは百萬の安南人信徒を有し、印度支那に絶大の威力を揮ふ、加特力敎廳であつた、敎廳當局は、百年かゝつて築き上げた地盤を、米國新敎に奪はれることを恐れ、極度の反對態度を示した、印度支那に於ける加特力敎の勢力は偉大である、之れを阻外しては、極めて重大な結果を來す、政府は遂に米國の要求を拒絶したと傳へられる、(P. monet; Français et Annamites. P. 179)。印度支那に於ける、對米の氣勢は佛人一般に餘り良好でない、土着資本家が、之れを回避することは、自衞策上、當然の結果であるが、一般有識者に至る迄、此の點は殆んど一致して居り、根底の深さは意外に深い、此の思想は宗敎に過分の根據を持つと云はれて居る。

米國の資金を得るに、困難な事情は、結局全部を本國資金に仰がざるべからざることゝなつた、玆に於て起ることは再び幣制改革の問題である、總てが此の問題に繫ることゝなつたが、多くの障害

は、急にその實現を許さず、戰後の印度支那は、解決すべくして解決し能はざる多くの難問を擁して、懊惱の十年を過した。

此の時期は、最後の銀貨本位時代である、懸案の總てが懸案の儘に、時日の推移に任す外なき動搖狀態に、加ふるに、本國フランの崩落と、銀價の凋落は、對外爲替と國內經濟上に、絕へず强大な影響を與へた、不安定時代であつた。

第二節　兌換の復活

一九二一年十二月三十一日以後、印度支那の幣制は一九一四年八月以前の、銀本位制に復歸した、即ち發行制度に於て、保有準備率を、殖民地銀行法原則である發行額の三分ノ一に、還元せしめんとする、公約的實施を基礎とすること、國內流通の本位貨幣を法文上、ピアストル銀貨に、還元せしめたことである、後者は、兌換停止令の撤廢に依つて、名實共に、完全に實行されたが、前者は、發券銀行問題の、未解決に累せられて、完全な實施を見るに至らなかつた。

前項の如く、一九二一年末の、印度支那銀行の發行額は、九千二百六十萬弗で、之れに對する、保有準備は一千五百八十九萬二千弗であり、兩者の比は約一七%、即ち發行額の約六分ノ一である、一九二二年一月十六日總督令は、發行限度を準備の九倍とし、最高制限額を一億弗とした。

一九二二年二月一日の銀準備は、一九、八七三千弗であつて、之に對する發行額は、九一、一〇三千弗、兩者の比率は四・六倍となる、之れは一種の成効であつた、次いで、新銀貨は、續々鑄造され、流通を見るに至つて、印度支那は初めて、通貨不足の危機より、脫出するを得た。

爾後政廳は準備の增加を督勵し、前年末の買付銀塊を以て鑄造した、新銀貨の輸入を急いだ結果、

一九二二年末に於ける印度支那銀行各店の、保有高は、千九百八十萬弗に達し、發行額の八千三百八十萬弗に對して、約二三・五%、發行額の約四分ノ一に達するを得、漸やく堅實な狀態に近付いた。

併し乍ら、一九二三年以降の印度支那、殊に西貢港の貿易額は、急激に增加し、爾來發行額は益々增加するのみで、準備の補充は、急速に運ばず、一方に於て印度支那銀行の發行權は、原法令上の期限は既に經過し、その更新問題と、幣制改革の問題とが交錯して、常に未解決のまゝ、引づられ行く關係上、銀行當局者も、政廳も、危險の伴はざる範圍內で、正貨補充を避ける方針を採つたらしく思はれる、總督府は、時宜の方法として、銀行當事者の具陳を考査して、隨時發行制限額と準備率を、決定する方策を採つた、一九二六年三月十四日附、一九二七年一月二十五日附、同年四月七日附總督令で、順次發行制限額を一億四千萬弗、一億五千萬弗、一億七千五百萬弗に增加し、保有準備は、常に發行額の四分ノ一の比率を動かさなかつた。

金本位改定準備行動を起す前の、一九二九年九月三十一日に於ける、保有準備は、四七・三三七・六二四弗三八仙で、發行額は一五三・三五五　七五三弗一〇仙である。保有準備に關する比率は、現行法で改定されたが、發行制限額に關する、一九二七年四月七日の總督令、即ち一億七千五百萬弗の制限額は、今尙有效となつて居る。

兌換停止令撤回後に於ける、兌換狀態は、極めて平靜である、總督府は、民心の沈靜を目的として印度支那銀行へ、兌換事務に限り、休祭日と雖も要求に應ずべきことを命じたが、爾後二、三年間ショウロン精米所が、奥地籾買付用として、稍多額の要求をしたのみで、他に大した金高の、拂出を見ず却つて奥地から回歸する高の方が、之れに超過する有樣となつて、極めて平靜な狀態に復歸した、但

し一九二〇年初期に於ける取付額五百萬弗の過半は、遂に回收せられざる結果となつて居る。

第三節　補助銀貨の改鑄

大戰直後に試みられた、補助銀貨、即ち一九二〇年一月十八日附大統領令に依つて、量目六瓦及三瓦品位四百の二十仙並に十仙銀貨は、前章の如く失敗に終つた、總督府は、幣制委員會の建議を採用して、更に品位を六百八十に引上げ、量目を一八九八年四月十四日の總督令に依る舊量に引戻して、二瓦七及五瓦四とすることゝして、一九二一年六月九日の大統領令となり、同年十二月十日の總督令に依つて、施行することゝなつた、翌一九二二年一月十二日の大統領令は、此の新補助貨の品位量目の公差を增率した、品位はかくして、一九二〇年一月十八日の總督令より引上げられ、一八九八年四月十四日の大統領令の、八百三十五位よりも引下げられた。

第四節　白銅貨の出現

一九〇四年の幣制委員會は、その答申事項の中に、サペークの外に、白銅貨鑄造を要求した一項があつたが、政廳は遂に採用しなかつた、戰後此の要求は、在留佛人の間に、大分問題とされるに至つたが、その眞の要求は白人に限られて居た、五仙の貨幣を作ることは、新たに幣種を增すことであり、土民大衆の要求せぬものを作る必要なしとする、議論もあつたとのことであるが、戰後に嘗めた、通貨缺乏の經驗から、銀貨節約の意味で、政府は遂に之れを鑄造することゝした、一九二三年四月二十六日の大統領令は、その形式を決定し、中央に圓孔を穿ち、量目五瓦、强制通用力を二ピアストル迄とした、此の大統領令は、一九二四年一月三十日附で、印度支那に公布されたが、一九二三年から、一九二五年にかけて、巴里造幣局で、鑄造した高は、合計五十五萬弗であつた。

政廳は當初の觀察は、過らなかつた、白銅貨は土民の需要に適合せず、土民生活必需品の單位は、依然一仙銅貨と十仙若くは二十仙銀貨を、最高として居り、五仙單位のものは殆んどなく、白銅貨は單に大都會に、需要を見るのみで、急速に銀行と國庫とに、回收される狀況であつた爲め、一九二五年を最後として、一時鑄造を中止することゝなつた、印度支那農民一般の日常必需貨幣は、今尙辛ふじて厘錢時期を離れて、銅貨時期に入らんとしつゝある實情である。

第五節　フランの崩落

A、對佛相場の激騰

兌換停止令の撤廢後、市場は漸次平靜に復し、銀塊相場は、此較的安定を得て居た爲め、ピアストルは先づ、健全な常態を維持し得つゝあつたが、此の間フランは、日を逐ふて崩落した。

佛國の財政狀態は、次第に惡く、暗雲低迷、政府の緊急命令に依つて、極度の大額發行を敢行した、佛蘭西銀行は、將に發行額の、天井を突破せんとし、恐るべき巨額の Inflation は、佛國民及各國の恐怖を刺戟し、フランは日を經るに從つて、底の知れぬ深淵に、益々深く陷沒せんとし、佛國は破產に向つて大步を運んだ、フランに對する、堅實な諸外國貨幣は、益々騰貴し、大勢は何時底止するやを知らぬ、情勢であつた。

此の間銀塊相場は、比較的安定を得て居たが、大勢は次第に弱氣であつた、併し急激な落調は示さなかつた、一九二三年一月に、倫敦相場の平均は、三一片九、同年十二月の平均相場三三片四であつたが、一九二四年十二月平均相場三十二片六となり、一九二五年十二月平均相場三一片八、フランの崩壞を招いた時代、一九二六年七月の平均相場は、二十九片九であつた。

銀塊は、かくの如く餘り急激な變動を見せなかつたが、大勢に於て、弱氣であつたに反し、ピアストルの對本國相場は、曾て記錄を見ざる大暴騰を示し、銀の安値の影響は、玆暫し影を潛め、英貨、米貨と同一立場にあつて、日々奔落するフランに對して、騰貴を示した。

幣制改革の本義は、前項の通りの理由に依つて、遂に實現されるに至らず、ピアストルは、依然として、銀塊相場に隨つて、變動するを免れなかつた、加ふるに、本國フランとの關係は、フランの連續的下落に次いで、一九二六年の急騰に依つて、間斷なき直接影響を受け、相場は常に動搖した、ピアストルの變動は、一九二二年以降、再び顯著となり、戰時及戰後と同じ大幅の浮動を見せ、印度支那は、本國に比して、その貨幣價値が甚しく高くなつた。

此の時期に於ける經過を見るに、一九二二年二月二十八日の公定相場は、五法七五であつたが、三月三日五法六〇となり、五月二十四日には、六法六〇に引返した、次で七月十二日七法二〇より、同月十四日六法七五に急落、十一月十一日には八法に上り、年末七法二十五となつた、一九二二年の平均相場は、六法七一である。

一九二三年に入つて、上半期は稍安定し、その平均相場は、八法一七であるが、下半期に入つて、次第に强調となり、九月二日九法一〇となり、九月二十六日八法五に下つたが、十一月十六日九法一〇に引返し、同月十九日九法四五、十二月二十八日十法に達し、十二月末日九法七五となつた、一九二三年の平均相場は八法四六である。

一九二四年の變動は、更に激しいものであつて、その毎月平均相場及最高低相場は左の通りとなる。

	平均	最高	日付	最低	日付
一月	一〇、五一	一一、〇五	二六	九、七五	一
二月	一一、二九	一二、〇〇	二九	一〇、六五	三
三月	一一、一六	一四、一〇	一一	九、〇五	三〇
四月	八、四九	九、三五	一	七、八五	二五
五月	八、九〇	九、六五	三一	七、九五	八
六月	九、七〇	一〇、二〇	四	九、四〇	一八
七月	一〇、一四	一〇、五〇	三一	九、六五	一
八月	九、八〇	一〇、六〇	一	九、五五	一五
九月	一〇、〇〇	一〇、一五	九、一二、二六	九、八〇	一
十月	一〇、三八	一〇、八〇	一一	一〇、一〇	三
十一月	一〇、三四	一〇、五〇	八	一〇、一五	三〇
十二月	一〇、一三二	一〇、五五	二	九、九〇	六

一九二四年の平均相場は、一〇法〇七となる。

以上の三ケ年は、銀價は素より高下はあつたが、比較的安定性を帶びて居たに拘らず、公定相場が此の如き亂高下を示したことは、ピアストルのフランに對する、價格が、急激に增加したことに外ならぬ、ピアストルは、尙爾後昂騰を續けた。此の昂騰は、左の三觀點を必要とする。

(一)ピアストルの騰貴はフランに關聯してのみであつて、フランの低落に依り、フランに依つて表

された數字の增加であつて、貨幣價値の變更と物價の適應とが、急速に行はれざる限り、ピアストルの此の期間中に於ける、購買力は、變更されて居ない、銀の高低に依る、相場の變動とは、全然別な現象であることは勿論である。

(二)此の結果、金貨本位を支持した國に對する相場は、一九二六年迄は、銀塊が比較的安全であつた爲め、餘り變動しなかつた、印度支那が、連年輸出超過に依つて、對外債權の增加すること、ピアストル現送の不能であること等は、却つて相場の堅實性を示した。

(三)銀貨國に對する爲替に於ては、銀塊相場に對しては、之等諸國とは全然同一立場にあり、ピアストルは、大きな變動を見せなかつた。要するにフランの續落時代にあつては、ピアストルは、銀價の安定に支持せられて、堅實な素地に置かれ、單にフランに對してのみ、動搖するのみであつたと云ひ得る。

一九二五年一月の平均相場は、一〇法二〇八であつたが、順次昂騰して、六月一一法七二一、九月一二法三四〇、十二月一五法三七〇、一九二六年三月一六法〇一二、六月一九法〇三〇、七月二二法二六〇、七月二十二日最頂點二七法五〇となり、巴里向八日拂輸出手形、買取相場二七法三〇となつた、此の時の地銀相場を見るに、倫敦銀塊二十五片三三である爲め、戰前金フランとのパリチーは約二法六〇となる、七月二十六日の英佛クロスは、實に二四〇法二五となり、フランは將にその取引可能信認の最小限に達したと云はれよう。

B、フラン救濟運動

此の形勢が市場に與ふる影響に就ては、印度支那總督府は救濟策をも採ることは不可能であつた、フランの極度の下落は、遂に印度支那の佛本國に對する輸出を杜絕せしむる憂あることを認めるも、單に傍觀的態度を採る外はなかつた、ピアストルのフランに對する騰貴は、皮肉にも、他の諸外國貨幣のそれよりも更に强かつた、之を例ふれば英貨の騰貴に比して、更に高率であつた、これは印度支那が豐富な天然資源を擁して、貿易の好調を續け、ピアストルは本質的に、鞏固な經濟條件の上に、基礎付けられてあつて、當時の英貨の有する條件に、遙かに優れて居た爲めである。

此時期に際し、曾て商工會が提案したフラン紙幣本位が實現され居たとしたならば、印度支那は此の時機にどんな狀態となつて居たであらうか、誠に想像に餘りあることであつて、在留佛商が今尙玆に想到して、戰慄を感ずる所である。

印度支那の如き、本國に比して小規模の對外關係を有する、殖民地が此の時フランを採用し居たりとすれば、例へ貿易が好調であつたとしても、それは本國に比して小額であり、本國フランの崩落大勢に、捲込まれることは、爭ふべからざることであり、その結果、社界、經濟總ての方面に混亂を招き、甚だ重大な結果を來したであろうと想像される、商工會案を一蹴して、恐るべき災禍から救つた、一九二〇年の幣制委員會は、印度支那の有識者の、等しく感謝する處となつて居る。

印度支那の、大商工業者の殆んど全部は佛人である、海外居住の苦痛は、本國人以上に本國を憧憬し、事ある毎に强烈な愛國心に燃えることは、大戰以來事實の證明する處である、本國の經濟危機に直面して、一種の悲痛な念慮が一般に漲つた、之れに本國の商賣が、長期に亘つて、不可能となりはせずやとの、憂慮が加はつて、一種云ふべからざる暗雲を漂した、之れは印度支那のみならず、他の佛國殖民地も同樣であつたと見へ、期せずして所謂フラン救濟運動が初まつた、一般のやること、や

り得ることは、單に救濟資金の寄附である、佛本國を初めとし、全殖民地が、此の運動に加はつて、殊に印度支那は、總督府、商業會議所の總出動となり、印度支那銀行も亦、此の運動に加はつた、恐慌の大勢に對して、此の零細な資金が、何の力となるか、吾人をして謂はしむれば、甚だ微力である に違ひないが、尙且つそこに、佛人の愛國心と、殖民地官憲及諸團體の之れに對する特異な態度とを見得る。

佛國の危機は、頻々とした内閣の交迭となり、國民の聲はポアンカレーの出馬となつて、最後の切迫期に於ける、官民一致の大努力は、遂に形勢の轉廻に、一縷の曙光を見るに至つた。

第六節　フラン回復期のピアストル

A、ピアストル低落の過程

極度に悲觀されたフランの前途も、ポアンカレー内閣の財政計劃立直しと、諸種の救急手段とに依つて、漸次形勢好轉、英佛爲替は、最高二四〇法より、順次回復する傾向となつた。

フランは、回復政策の着手されると同時に、一九二〇年と同一傾向を以て、急落歩調に移つた、此の時世界の各國の經濟狀態は、漸次常態に復歸し、その對外爲替は、次第に改良せられつゝあつた折柄とて、印度支那貨幣は、對外關係に於て、次第に購買力を減殺されることゝなり、昔日の良貨は、その俤を殘さざる迄に變化した、ピアストルは再びその强力を失ひ、銀貨が本位貨幣としての缺陷を、露出するに至つた、次表は前項と本項との、ピアストル爲替相場の變動體樣の概要を示す。

	米貨		英貨	
	地銀相場	一覽拂賣 西貢ヨリ紐育向	地金相場	一覽拂賣 西貢ヨリ倫敦向
一九二三年一月	一、九五	一、八八	八、九〇	八、八五
同　十二月	一、九八	一、九九	八、五二	八、六七
一九二四年一月	二、〇二	二、〇一	八、四七	八、五七
同　七月	一、九二	一、九二	八、二四	八、三八
一九二五年一月	一、八七	一、八一	八、八三	八、六〇
同　十二月	一、八六	一、七三	八、九二	八、三八
一九二六年五月	一、九六	一、七八	九、四三	八、六五
同　七月	一、九七	一、七九	九、五一	八、七九
同　十二月	二、三九	二、〇六	一一、四九	九、九九

右表を檢すれば、前に說ける如く、フランの低落時代に於ては、良貨幣として留まり、英貨も亦ピアストルに對しては、下値を示して居るが、一九二六年上半期以降、銀の暴落と、次で起つたフランの回復に、此の狀勢は急轉したことを示す。

此の期間、印度支那にあつては、對佛爲替は、順次に低落した、一九二六年七月二十二日の最高點二七法五〇より、同月三十日に、二三法に急落し、八月八日十七法となつたが、八月十三日再び一九法五〇となり、數日間、一九法を界として、上下しつゝあつたが、十月二十三日一六法に下り、一一月の平均相場は、一四法一六、十二月一二法三〇に低落した。

一九二七年の全期間は、比較的安定し、毎月平均相場は最高一月の一三法〇九、最低は十二月の一二法八六九であつた。

一九二八年の佛國幣制改革法發布に至る迄は、一三法を中心として、些少の高下を示すに過ぎなかつた。

此の期間のピアストルのフランに對する高下を、米貨に比較研究するに、前者は後者に比して、より多くその貨幣價値を減少した、これは前者が、銀塊に依つて左右せらるゝ關係である、即ち一九二六年七月二十二日の、ピアストル最高相場二七法五〇から、十月二十四日には一五法七五に低落した、三ケ月間にフランの安定に依つて、ピアストルのフランに對して失つた價値は、四四%である、之れと同期間に、米貨は四十九法から三二法となつた、即ち三五%の減少である、ピアストルは米貨に比して九%以上の差を示して居る。

今上記の期間、即ち七月二十二日から十月二十四日に至る期間の、比較を更に、一月一日に溯り、十月二十四日迄の期間に延長して比較するに、フランの暴落源因を除いて、比較すれば、ピアストルは十ケ月間に、地金比價に於て、二五山即ち一・五%のみの增加なるに對し、米貨は、五法五〇即ち二〇%を增加したことゝなる、此の源因は何であるか、銀貨本位の缺陷を示す事實であつて、ピアストルは、銀塊の下落に依つて、その騰貴を阻止せられたことを示す、即ち次に示す推論を得る。

銀塊相場は、此の時期以後、その低落傾向が、次第に顯著となつた、一九二六年の上半期間に、銀塊相場の平均は、一月が三一片三であつたが、七月に至つて二九片九となつたことは、前項の通りである、爾後低落は益々著しくなり、十月の平均相場は二五片三、十月中の最低は、二十四日の二四片四であつた、之れより推論するに、一月一日以降、若し銀塊が不變であつたならば、十月二十四日に於けるピアストルは、一八法五〇であるべく、實際相場一五法七五との間の差は、銀の低落に依つて生じたものである。

五法銀貨は戰前、地金比價は當時二法五〇に過ぎなかつたが、銀塊相場に關係なく、その法定價値を維持したことは、それは五法銀貨が、金の純量一瓦四五一五を代表したと云ふ理由のみである、之れと殆んど量目を等しくしたピアストルは、要するに、二四瓦三の銀地金に過ぎず、金に對して何の連繫を有しない爲め、銀相場に從つて上下するのは、當然であるが、僅かに之れに抵抗する要因は、印度支那の對外經濟的好條件であつたが、之れも本質的に、銀貨であるピアストルの下落を支持する要素としては、その作動力極めて微力である、ピアストルはかくして、一九二六年フランの暴落に依つて達した、對佛爲替の最高頂より、次第に下落の途を辿り、フランが、堅實な幣制の下に、安定されるに至つて、銀塊低落の及ぼす影響は、赤裸々となつた。

フラン相場の暴騰は、佛國向輸出を阻害すると共に、本國資本の、招來を妨げたことは明であつた、乍併その急落は、銀塊相場の低落と同時に來つた爲め、甚しい混亂を來した、銀價低落に處すべき、對策が豫め、講究せられて居なかつただけ、それだけ經濟界の動搖は、大きかつた、銀本位主張論者は此の低落に逢つて、全然その論據を失ふことゝなつた。

一九二六年々末、三ケ月より、一九二七年にかけて、銀塊は少しく好況を示し、一九二七年中はピアストル相場は、殆んど安定を保つて居た、二月二六片九を唱へた銀塊相場は、十二月に至る迄、一高一低を重ね、八月には二五片二となつたが、年末二六片七に戻つた、一九二八年上半期の平均相場

は、二六片七二を維持した、ピアストルは之れに從つて最低相場より、順次上り、此の間に一三法となつた。

B、銀價の低落

併し乍ら、一九二八年下半期は、銀低落の新出發點を作つた、此の時期の銀價低落源因は既に周知の事實で、戰後の低落の源因と、同樣であつた以上に、銀の增產が、尠からず强力な源因となつた、銀の主產鑛である銅、鉛及亞鉛の增產は、銀の生產を自然的に增加した、現在の條件にあつては、一五片を、銀產出の最低採算點とする採堀條件を、遙かに低下することゝなつた、之れに加ふるに、戰後各交戰國が、倫敦に集めた潰鑄銀塊は、引き續き可成多額であつた以上に、英國は志銀貨品位の、大低下を實行した結果、從前の銀市場に、買人となつた位置を、全然變改して賣人に轉ずるに至つた、印度は、その貨幣需要を激減し、實需は單に藏匿と裝飾品製造に限られる傾向となり、支那は不斷の內亂と貿易の逆調に依つて、銀需要を減少した、銀の前途は益々不利の條件のみであつて、印度支那はピアストルの購買力の漸減時期に、直面するに至つては、不安に至つた。

戰時及大戰直後、印度支那の經濟活動に、貢獻したピアストルは、一九二六年に至つては、不安にして危險な貨幣となり、危險は益々增大せんとした、恰も此の時、本國は幣制改革法の、實施を見るに至つた。

C、佛國の幣制改革とピアストル

印度支那代理總督にして、東京(トンキン)理事官長であつた、René Robin は、總督として與へられた權限の下に、一九二八年六月二十九日の總督令を以て、同年六月二十五日の、本國新貨幣法を、印度支那に公布した。

新貨幣法に附屬した細則は、八月十一日の印度支那官報に依つて、公布された、フランの新幣制は、その詳細を玆に說く必要を認めぬが、ピアストルの安定との關係に於て、單にその概要を摘記するに止める。

佛國新貨幣法は、佛國に金の單本位制度を再設し、共和曆一一年七月十七日法律に規定せられたフランの本質即ち、銀の量目五瓦、品位千分ノ九百を、金の量目六五・五ミリグラム、品位千分ノ九百と改定し、佛蘭西銀行券の、强制通用を廢止し、發行銀行の銀行券發行に對する、保有準備最小額を發行額と當座預金勘定貸方殘高との合計額の三五%とし、發行制限額を規定した、前諸法令を廢止することである。

新貨幣法の發布は、既に數ケ月以前より實現せられた、フランの事實上の安定を確保した表現に外ならなかつたので、ピアストルの對佛相場に、些少の影響も與へず、單にフランに對して、より以上の密接な交涉を作つたに、過ぎなかつたが、銀塊との關係は、益々明白に表示せられることゝなつた。

第七節　銀の續落と政廳の Communiqué

印度支那に於ける、金貨本位改定は、一九二〇年以降、既定の大方針である、銀本位維持論の潛勢力が、如何に大であつたにせよ、政廳の最後の目標は、金貨本位を標準とする、幣制改革であつた。

最後の幣制改革案を、實現することの頓挫は、單に本國フランの崩落であつたが、フランの法律上の安定を、見るに及んで、中止の障害は解消した、一九二八年以降、政府は愈々金本位改定へ向つ

て、準備を急ぐことゝなつた。

終末期に於けるピアストルは、一方に於て、又絶大な脅威を感じた、銀價の再低落は、有ゆる方面に、銀貨本位の惡影響を明白に示すに至り、昔日の金本位反對論は、極めて一部に止まり、印度支那銀行も、大勢に順應する態度を決定した。

銀は此の時期以後、低落の一途を辿り、ピアストルの對外相場は、之れと同一步調を採つた。

一九二八年六月の、平均相場二七片五であつた、倫敦銀塊は、七月二七片三、八月二七片一となり、順次低落して十二月二六片三、一九二九年七月二四片三となり、十一月二十日二二片一六分ノ九、十二月中の平均相場は二二片一六分ノ七となつた。

之れと同期間内に、ピアストルは一九二八年十二月の平均相場、一二法五二四、一九二九年七月一法二八二、十一月一〇法五一〇、一九三〇年一月一日には、九法八五となつた、之れは舊フランで五法となり、一九〇二年の銀低落期に於けると、同相場である。

一九二九年六月、總督府は、新聞、通信社に對して、Communiqué を與へ、左の如く發表した。

『ピアストルの低落は、上海に於ける、諸銀行の銀投賣（此の時期に於ける、上海諸銀行の保有銀は、巨額であつて、その源因は、內亂の極端な惡化に依つて、外國銀行に預入する資金巨額となり、市場は全然調節者を失ふに至つた、と印度支那に傳へられて居る。）と、印度政府は、前年來實行した、銀市場の支持を、中止すべしとする、二つの源因が、銀塊に强力な脅威を與へて、最近の低落を來すに至つたこと、ピアストルが、他の銀貨國貨幣に對して有した、從前のプレミアム條件は、漸次失はれつゝあること、此の爲め、一九二九年十月英貨一二四法五、銀塊二四片に對するバリチー、一〇法四八と、公定相場一一法二〇との間のプレミアムは、八十二山即ち七・八〇%に過ぎざるに至り、之れを過去のプレミアムに比すれば、遙に低く、古い前例を求めるまでもなく、一九二九年三月一日、ピアストルの公定相場は、一二法五〇に對し、そのバリチーは、一一法三六で、プレミアムは一法一四であつた、此のプレミアムの漸落は、ピアストルの適合性が、次第に消失しつゝあることを示す。』

一九二九年六月總督府は、支那に於ける飢饉は、印度支那米の輸入を必要とし、その決濟に際してピアストルの爲替騰貴となるべきことを豫想したが、西貢米の取引は、豫想に反して、困難を極め、ピアストルの騰貴を、助くるに至らなかつた。

一九二九年十月二十六日の "Moniteur d'Indochine" は、此の狀勢を左の如く論じた。

『米の輸出が、不成績であつた結果、ピアストルの購買力減少と相俟つて、印度支那は、國內物價は、之れが爲め騰貴し、ピアストルに依る、指數は增加し、單にピアストルのみを以て收入の基礎とするものゝ、特に土人の購買能力を減殺した、東京（トンキン）及安南に於ては、土人は既にサベークの缺乏に依つて、物價騰貴を招いて居た以上に、ピアストルの低落に依つて、更に物價騰貴を招いた、印度支那在留の佛人は、總てが富者でない限り、彼等も亦、物價の騰貴に苦しまざるを得ず、今東京（トンキン）に於ける歐人に必要な物資の、價格を一九一〇年、一九一一年を一〇〇とし、一九二九年一月より三月に至る迄の、三ヶ月間の平均指數を示せば、

食料	一四二
家賃	二一一
使傭人給料及洗濯代	一八六
被服	二〇五
その他	一一四

西貢では、此の指數に更に高い、此の狀態は一九〇二年の狀態に酷似して居り、その危險性は、急速の對策を必要とする、唯一の救助法は、ピアストルの金本位改定である。』

第八節　金本位論の擡頭

幣制改革論は、幾度も變遷し、幣制改革は、その都度蹉跌したが、大勢は、浮動性の銀本位を捨て、金本位へ移ることであつた。

一九二〇年 Berrué 委員會以後、印度支那は再び銀本位に還元せざるべからざることゝなつたが、爾來金本位採用の要望は、益々熾んとなつた、銀本位を採用するに當つて、印度支那は、地理的關係で、銀貨銀塊の流出を防ぐ必要があつて、純粹な銀貨本位を樹立することの出來ない條件は、益々銀本位の惡影響を甚しくした、前所說の如く、戰後時代に、銀本位が各方面に及ぼした惡結果は、一般佛人企業家を苦しめたは勿論、土民に取つても、相當大きな影響を及ぼした、銀本位の存在を喜んだ一部の者も、その浮動性の餘りに激しいことに、恐れをなすに至つた、加ふるに、銀價の續落は、總ての方面に警戒を必要とするに至り、印度支那に於ける銀本位論は、遂に各方面に、支持者を失ふに至つた。

政府は Berrué 委員會案を骨子として、機會の到るのを待ちつゝあつた、殊に一九二八年のフランの法律上の安定は、幣制改革の遷延の唯一の障害を除去した、一方に政府は又、事業公債案の實現を急ぐ必要に迫られる時期となつて、問題は愈々具體的となつた。

政廳は、改革の骨子を、依然 Berrué 案に置いた樣に見へる、周圍の事情が、少しく變化したことに應じて、之れに多少の改訂を加へる、必要があるのみであつた、即ち、改革の中心を、金本位のピアストルに置き、銀貨ピアストルを、代表貨幣とする、金塊本位制の採用であつた。

此の時期に、輿論は再び起つて、恰も一九二〇年時代に於けるが如く、相當に喧しかつた、論旨に輿論の分派は前編の通りであるが、便宜上玆に再びその大約を列記する。

(一)フラン本位論

依然として、殖民地帝國主義を、標準とするものであつて、過去に於けるフランの崩落は、大戰の特殊事情に基くもので、斯樣の源因は、甚だ屢々來るものでない、假りに近き將來に再び來るべしとしても、殖民地が母國の爲めに、煩を受けるのは當然である、之れを、本國の立場から見て、尚且つ不利であつて、殖民地は其儘本國の混亂から免れしめる爲め、總て此れを避けんとすれば、その時に當つて、他に採るべき方法があるであろう、殖民地中、獨り印度支那のみが、本國と異なつた幣制を採るは、平時に政治的障害を來すもので、フランそのものを使用し、フランを準備とした、發行銀行を創造せよと云ふ議論である、之れは大戰直後のフラン採用論に比すれば、論旨が遙かに勝れて居るが、殖民地過去の史的事實を重視する、反對論が強く、單に一部下院議員の間に、主張されたに過ぎなかつた。

民間企業家、殊に印度支那商工會の Octave Homberg を中心とする、投資家は、フランの苦き經驗に鑑み、再び之れを口にせざるに至つた。

(二)銀本位維持說

極めて微力乍ら、銀本位維持說は、尙一部のもの〻間に唱導せられた、急激な變改が、土民の經濟

生活に、惡結果を及ぼすことを恐れると云ふ主として政治的立場からの議論であつたが、此の論者でも、最後は、金本位採用を目的としたものが多く、銀價の安定が、長期間繼續した後に、改定せよと云ふ說の方が多かつた。

(三)金貨本位說

Berrue 案を骨子として、新たに金貨ピアストルを鑄造し、實質的に、金貨の存在を知らしめなければ、土民をして幣制改革の實施を知らしめ得ざるのみならず、改革の精神を、誤解せしめる恐れがあると、說くもので、總督府部內にも此の說を固守する者があつたとのことである。

(四)金塊本位說

最も廣く總ての階級に唱導せられた、本國政府は素より、學者、印度支那關係實業家及投資家の間に、唱導せられ、最後の有力案として、受入れられるに至つた、即ち新たに、一定の金塊數量を以てピアストルの標準を定め、金貨は實際に流通せしめず、銀貨ピアストルを以て、國內の代表貨幣とし、之れに無制限通用力を與へることを、主張した。

第九節　安定策遲滯の結果

本國フランの事實上の安定を見た上は、直ちに印度支那の幣制改革を實行すべきであつた、それは、銀塊が順次低落して、強氣材料の出現が、殆んど望み得べからざる狀況にあつた爲めである、フランの安定には、尙不安の幾分かを供つて居たであろう、一九二六年には、殆んど安定を望み得られなかつた、併し乍ら、一九二七年に入つてはポアンカレーの安定策は、美事に奏効して、一二四法に喰止めることが出來た、此の安定を見た、五六ヶ月後に、尠くとも、ピアストルの對外相場の安定手段を講じ、徐ろに、本國の法律上の安定を待つて、最後の幣制改革を、斷行することが、最も賢明な方法ではなかつたか、之れにも拘らず改革を遲滯した眞因は、別項の通りであるが、要するに、政廳當局者は、銀價の前途に就て、尙多少の强氣を期待したことと、本國の政變に注視し、復巡して、時機を逸したことは、識者の遺憾とする點となつて居る。

一九二七年下半期初頭以後に、十三法安定は、事實に於て可能であつたのみならず、印度支那自體としても、在外金資金の調達に、充分の餘裕を示した、此の時迄、貿易は連年輸出超過を、示したのみならず、本國投資は、前年以來、順次增加し、貿易外收支にあつても、優に受取勘定となつて居たことは、印度支那銀行の爲替位置が、之れを物語つて居る。

十三法安定が、可能であつたことを示す爲めに、一九二六年以降、一九二八年六月、フランの法定安定に至る迄の、銀塊と英佛クロスとピアストルの對佛相場とを、左に揭げる。

1926	Bar Silver London (Spot)		London Paris		Saigon Paris T.T. (Marketrate)	
	Hishest	Loroest	Hishest	Loroest	Hishest	Loroest
			Fr.	Fr.	Fr.	Fr.
Jan.	31⅛	30⅝	130.80	126.⅝	15.65	15.05
Feb.	31⅛	30⅝	132.55	129.45	16.20	15.10
Mar.	30⅝	30⅛	141.50	130.20	16.75	15.40
Apr.	30-/-	29¼	148.20	139.60	17.15	16.55
May	30⅞	29⅝	170.50	145.90	19.10	16.75
June	30⅜	30⅛	175.90	149.00	20.35	16.90
July	30¼	29⅜	236.50	180.00	30.00	20.80
Aug.	29¼	28⅝	181.00	163.75	26.50	19.10
Sept.	28⅝	26⅛	176.50	161.50	19.75	18.10

Oct.	26¾	24⅛	173.15	18.50	15.30
Nov.	25⅝	24⅜	152.65	15.00	12.75
Dec.	25-/-	24⅜	130.¼	13.30	12.00
1927					
Jan.	27⅛	27¾	124.50	13.70	12.40
Feb.	28-/-	26⅛	123.90	13.60	12.30
Mar.	26¼	25⅜	124.08	13.25	12.90
Apr.	26¾	25⅝	124.02	13.20	13.00
May	26⅜	25¾	124.02	13.15	12.90
June	26⅞	25⅝	124.02	12.95	12.85
July	26¼	25⅜	124.08	13.00	12.90
Aug.	25⅞	24⅝	124.04	12.95	12.40
Sept.	25⅞	25⅛	124.02	12.60	12.40
Oct.	26⅛	25⅝	124.08	12.75	12.50
Nov.	26⅝	26⅛	124.08	13.05	12.75
Dec.	27-/-	26⅜	124.02	13.10	12.85
1928					
Jan.	26⅝	26⅞	124.05	13.05	12.90
Feb.	26⅜	26⅛	124.01	13.10	13.00
Mar.	26½	26⅛	124.03	13.15	13.05
Apr.	26⅝	26¼	124.01	13.15	12.90
May	28⅞	26¾	124.01	13.30	12.90
June	28⅛	27⅛	124.21	13.15	12.90

之れは印度支那に取つては、喜ばしからざる結果である、人爲的方策を採ることなくして、既に爲替は、十三法を中心として、約一ヶ年間、自ら安定を保つて居た、十三法改定が、既に印度支那に取つては不利である、銀價は益々低落して、遂に十法に達せんとした際、急遽且つ遲滯の理由となつた問題の解決を後廻しとし、安定策を講ぜざるべからざるに至つた事實に徴するも、此の間の爲替統制の缺如は甚だ面白からざる結果を招いたと、云はざるを得まい。

輿論促進運動の中心となるべき機關は、此の情勢に、寧ろ冷淡であつた、發券銀行問題の紛糾遷延に、印度支那自らは全注意を奪はれたであろう、政府と總督府は、同行の此の重大問題が、決定する迄、多くの拘束を加へ得ざる立場であつたらしく見へる、貿易業者を中心とする、商業會議所は、一部は銀爲替の融和性に愛着するものと、一部は對外相場の、比較的な安定に前途の脅威を感ぜなかつた有樣であつた、本國は又、フラン回復の問題に全注意を奪はれ、フランの法律上の安定迄、印度支那のピアストル安定策は、銀價崩落の危險に直面し乍ら放置される狀態であつた。

第十節　遲滯の眞因とその批判

フランの安定に至る迄、ピアストルは既に、金本位に改定せらるべき道程にあつたが、前述の如き條件の下に、遂に實行せられることゝなり得なかつた、現在に之れを觀れば、政府の採つた針路は、己むを得ざるものとするも、此の如きは金本位不採用の理由としては、甚だ薄弱であつたと云ひ得やう、之れに對する識者の批判は、大約左の如きものであつた。

幣制改革は、既に一九〇六年に、その必要時期に迫られて居た、一九一四年、大戰前も、その時期であつた、フランの安定期にあつては、更に絕好の機會であつて、その時に、實行されたならば、銀

價の暴落に先だつことゝなり、今日の如き、十弗改定を見るに至らなかつたであろう、何故にかくの如く、最後の好機を逸したか、それに對して、政府には理由もあつた、第一は、印度支那銀行の發行權更新問題と、第二、にはフランの改定直後に、金貨改定をなすことは、金需要を激增せしめ、世界の金市場に於ける、調飾を失はしめ、商品市價を急落せしめることの、恐怖にあると公表せられて居る。

第一は理由として、頗る薄張である、政府は、印度支那銀行が、當時の本質が、全然自由な私設銀行であることに鑑み、發券銀行として、發行權を合法的に、更新するに際しては、將來國家が、銀行の監理を、充分に撤底し得るに、必要な條件を課することゝし、此の交涉が、成立するまでは、同行をして爲替の統制を、なさしむることを避けた、それは、之れに依つて生ずる損害の、補償を與ふることを好まなかつた爲めであるとも云はれ、又は同行が、之れこ依つて、束縛されることを、恐れた爲めであるとも、傳へられて居るが、兎に角更新問題が、落着する迄は、ピアストルは、自然の成行に放擲せられ、相場は銀の下落に伴ふて、下向くまゝに、維持策を講ずることなしに、放置された、發行權更新の問題と、幣制改革とを、何が故に關聯さしたか、單に印度支那銀行の本質的理由から來たとすれば、それは過誤である、フランの安定を見た上は、ピアストルの安定を計つて、速に幣制改革に着手すべく、銀價の低落を、目前に控へて、爲替の維持を計らねばならぬ、時期であつた、此の時に際して、政府は、印度支那銀行との交涉を、迅速に進捗せしめ、賦課條件の決定を急ぐか、若くは又、此の問題を後廻しとして、臨時に在外資金局を作つて、ピアストルの金平價維持に必要な、臨機の處置を採るべきであつて、後者の方法は、印度支那銀行を幣制改革から回避した、一九二〇年の幣制委員會が、既に政府に勸めた方法であつた。

第二の理由は、理由としては重要であろうが、全般的でない、之れに對する代表的議論を擧げれば次の通りである。

『爲替は國際的であつて、何れの國も、國内物價の急落を喜ばずとすれば、フランの安定直後、ピアストルの金改定をなさんとするに際しては、豫め各國の發行銀行、特に米國の聯邦準備銀行と了解を遂げ、印度支那總督府が、幣制改革に必要な、金資金を借入れるべきことを、協定し得たならば、市場にある金を、急激に買付ける必要を生じなかつたではないか、尚又、印度支那銀行は、此の時既に巨額の在外金資金を擁して居る上、印度支那の國際貸借は、依然受取超過であつて、此種資金を、海外に集積すれば、印度支那へ更めて金を輸入する必要はなかつた、之等資金を以て、在外主要銀行に勘定を開設することに依つて、金爲替本位を即行することは、可能であつた、之れに依つて先づピアストルの對外相場維持を實行し、徐々に印度支那に必要な額を現送することゝすれば、金市場に動搖を起すことなしに、金貨改定を實行し得たであろう。』

殖民省が此の理由を發表したのは、餘程後のことであつて、之れ等は總て後日の議論である、政府は、此の二つの理由の下に、幣制改革を遷延したと云はれて居る、此の間に銀は益々低落してその影響程度が、重大となるに及んで中央政府は、遂に此の種の障害を顧みることは、危險を增加するに過ぎざることの結論に達し、茲に初めて、幣制改革の實行に着手する決心をなすに至つた。

第十一節　政府の決意と環境

A、資產切下の恐怖

幣制改革の機運は、フランの事實上の安定に依つて、促進されつゝあつたが、一九二八年六月の、

法律上の安定に依つて、愈々實現を可能ならしめる空氣が濃厚となつた、本國にあつては、當局は素より、一般の印度支那關係貿易業者及投資家は、一日も早く實行されんことを、要望する者が多かつたが、獨り印度支那にあつては、商業會議所及之れを代表する機關内の一部に、尚、早急の改革に、不安を感ずる者があつた、その一つの理由は、印度支那の政情が不穩とならんとしつゝあつたことで、此の際思ひ切つた改革を斷行することは、尠なくも微妙な反動とならすやと憂慮したものであり、他の一理由は、銀價が餘りに低落して居る折柄、一擧に改革を斷行さるれば、各方面に投資事業株の、決定的金價切下となり、損害が大きいことを顧慮し、今少し銀價の回復を待つて實行するを可とせずや、とすることであつた。

前者に就ては、說明を要せぬが、後者は特有な現象であることに於て、說明を要する、土着の佛人商社は、主として輸出入業に從事する一方、群小の諸事業會社に投資して、一方將來の地盤に備へ、他方に又、貿易業の不振に依る利益の減少を補はんとする一流商社にあつては、貿易資金は殆んど全部を銀行の援助に賴り、固有資本を擧げて、農林鑛業、土木、建築、電氣、水道等の事業會社株に投資し、その内の優良なるものを、自社の勢力圈内に捲込んで、固有の輸出入業に利用せんとすることが、戰後に於ける著しい傾向となつた、從つて舊來會社の增資は、頻々として行はれ、新規資金の殆んど全部は、之れに注入される有樣であつた、之等諸事業會社への投資は、主としてフランの低落時代に行はれたものであるが、之れが銀安に依るピアストルの低相場で、金貨に換算されることゝならば、資產の金價格の切下げに依つて、株價は決定的に下落する、銀價は低落の傾向のみであるとすれば、それは免れ難い過去の誤算であるが、銀價の前途に尚、多少回復の見込を抱いた時期にあつては、此の損害を回避せんと計つたことは自然の傾向である。

B、政府の態度表明

然し乍ら政府は、部分的利益を顧慮するを許されぬ境地にあつた、最も重要な問題は、既定の開拓資金公債の募集であつた、殊に銀價の前途に就ては、益々悲觀材料のみであつて、到底回復の見込がないとしたならば、思ひ切つて速かに斷行することが必要であつた。

之れより先き當時 Merlin の跡を繼いで、代理總督となつて居た、Pasquier は、一九二七年一月、河内（ハノイ）に印度支那銀行と中法商工銀行の印度支那に於ける代表者を招致して、幣制改革の時期に就いて協議した、協議の內容は發表されなかつたが、本國の情勢に鑑み、今少しく待望を要すると云ふことなつて、何等具體的の交涉を見なかつたが、政府は此の時既に、最初の機會に改革を實行すべき意思あることを、兩行當局者に內示したことが、後に至つて判明した、之れは一九二〇年以來中絶した、幣制改革案再興の最初の行動であつて、印度支那銀行は、此の時以後、金本位改定に對する態度を決定したと傳へられて居る。

爾來周圍の形勢は、急速に回轉した、本國殖民省は、愈々多年の懸案解決を決意し、政府の態度を明にすることゝした、歸國後更に本官總督となつた Pasquier は、此の意思を發行する目的を以て、印度支那歸任の途、一九二八年十一月三十日、馬耳塞に於ける殖民地協會に於て。

『ピアストルの幣制改革と、印度支那關稅改正は、刻下の急務である。』

と宣言し、更にマタン通信員に對して、左の通り聲明した。

『ピアストルの問題は、その安定を計ると云ふことではない、銀本位を、金本位に、改定することで

ある、此の方策は、吾人が支那と共に、世界の最後の銀貨國であると云ふ點に於て、必要缺くべからざるものであつて、現在各方面の改革を實行しつゝある支那が、萬一金本位を採用するに至らば、銀市場に恐慌を與へ、印度支那はその爲め、恐るべき打撃を蒙ることゝなる、銀貨ピアストルは、國内貨幣として、存在すべきも、金貨及金塊を以て、兌換準備とすべし。

此の改革は、輸出入業者の、共に喜んで受入れる所となるべく、又改定相場が、隣接國相場より少しく低きもので實施せらるゝ限り、農林業者の大に歡迎する處なるべく、尚又、政府に取つては、豫算の作成に當り、貨幣價値變動の憂なきに至り、大に好都合である。』

之れは Pasquier が、新總督として、前例に倣ひ、本國出帆前宣言として、發行した所である、宣言の性質が、重大の責任を有する關係上、政府の態度と方針の大綱を、決定的に發表したことゝなつて、銀市場を初め、内外各方面に、異常の衝動を與へた。

C、十法安定方針

Pasquier の態度表明は、中央政府の意志表示の傳達に過ぎぬ、世間は漸やく之れに依つて、政府の決意を知り得たが、その實現は、多くの研究方式に累され到底急速には行はれ得べからざるものと、信じられる點もあつた、併し乍ら、外部的源因として、最重要な銀價の問題は、實行の遲滯を許さぬ狀勢を誘致した。

此の時以後、銀價は益々奔落の勢強く、ピアストルは、既に十三法時代を、遙かに離れんとし、一九二九年に入つて、此の傾向は益々著しく、下半期に入つて、低落の前途、豫測出來ざる程度に、達しつゝあつた、フランの法律安定後、一九二九年末に至る迄の、ピアストルのパリチーは、實に左表の如く、急激に低落した。

	Bar Silver London (Spot)		London/Paris	Parity of Piastre, Franc @ 124, Bar Silver @ Lowest.
	Hishest	Louoest	Hishest	Louoest
1928				
July	27½	27⅛	124.29	124.04	11.80
Aug.	27⅜	26½	124.28	124.08	11.70
Sept.	26⅝	26⅛	124.27	124.02	11.37
Oct.	27-/-	26%	124.23	123.98	11.59
Nov.	26⅛	26%	124.15	124.07	11.58
Dec.	26%	26⅜	124.18	123.97	11.42
1929					
Jan.	26⅞	26-/-	124.16	124.02	11.34
Feb.	26⅝	25⅝	124.33	124.09	11.18
Mar.	26⅛	25⅞	124.31	124.16	11.29
Apr.	25⅞	25⅜	124.28	124.13	10.99
May	25½	25%	124.22	124.03	11.15
June	24½	24 /-	124.06	123.87	10.47
July	24⅛	23⅝	123.98	123.72	10.44
Aug.	24⅞	24⅜	123.98	123.83	10.55
Sept.	24⅜	23⅜	123.93	123.82	10.11
Oct.	23⅜	22⅞	123.97	123.82	9.98
Nov.	22⅝	22½	123.87	123.81	9.81
Dec.	22⅛	21⅝	124.02	123.85	9.30

即ち一九二九年に入つて、年初二十六片を維持した倫敦銀塊は、次第に崩落、下半期に入つて、二十四片臺となり、前途は益々悲觀材料のみ多く、ピアストルの市中相場は、十一法五〇から、十法に割らんとする形勢を示した、密かに十二法標準安定を期待した政府は、到底その不可能であることを覺り、十法安定に全力を注いで、準備を急ぐことゝなつた。

D、下院殖民地委員會の決議

本國議會の此の問題に對する態度は、大勢は、殆んど決定的に速行の要求であつたが、本省と總督府の研究と準備行動は、遲々として捗取らず、一方に於て、事業公債案は、他殖民地と同時に提出する必要があつた關係上、政府は已むを得ず改革以前に先づ公債案を提出したが、一九二九年七月十一日、殖民地豫算分科委員會は、左の決議を以て、公債案の上程を拒否した。

印度支那の現行幣制は、不安定にして、其財政狀態は危險率に富み、殖民地の繁榮を阻害するものである、現行幣制の下にあつては、今回の殖民地公債は、重大な結果を招致するものと思考し、本委員會は、政府が左の方策を採ることを希望す。

一、速かにピアストルの金本位制を採用すること。

二、右の幣制改革に必要なる一切の方策を遲滯なく研究し、その實施を急ぐこと。

即ち銀本位を其儘として、本國公債を負擔することは、將來の豫算に、大なる不安定を來し、印度支那の財政を、混亂せしめるものであつて、負擔力に就て、疑惧を抱かしめるものであることを明言し、先決條件として、金本位の採用を要求するものである、此の時既に、政府の方針は、確定して居たに拘らず、此樣の決議を見るに至つたのは、單に速行を要求する意味である。

E、印度支那財政經濟會議の決議

印度支那財政經濟會議は、一九二九年より開設せられ、各地商、農業會議所代表者、交趾支那及各聯邦地方議會の代表者及官選議員を以て組織せられ、印度支那全體の、經濟財政に關する、事項及豫算の討議をなすものであつて、最高顧問會議と共に、總督に直屬する、諮問機關である。

總督は、幣制改革に關しては、依然として緘默を守り來つたが、第一回財政會議は、豫算討議に入るに及んで、新事業公債償還金の項目となり、遂に之れに觸れざるべからざることゝなつた、政府委員は依然として沈默を破らず、結局官選議員の一人であつた、印度支那銀行監督役 Gauney の發言となり、印度支那一般豫算の實行に當つては、銀價の騰落に左右せらるゝ、ピアストルの變動に關する貨幣制度の危險に言及し、一九二九年十月末、豫算委員會は、遂に左の建議案を採決した。

「ピアストルの現行幣制を改革する問題は、速かに解決を要す、堅固なる經濟方針を確立するには一定の金純量目を以て標準とする不動貨幣を必要とする、總督府の意見も亦、之れと同一なりと認む。」

經濟財政會議の中心は、素より佛人議員であり、その中の官選議員である、輸出入業者であり、銀行業者であり、幣制改革に對しては、鋭敏な觸感を有し、既にその實施を見越して、多額の先物取引をなしつゝあつたのである、此の決議は甚だ形式的にして、既に時機の至れるを語るものであつた。

第十二節　政府の準備行動

A、發券銀行問題

幣制改革の根本方針は、既に研究し盡されて居る、此の際政府の採るべき準備行動は、中央部に於

ける發券銀行問題の解決と、印度支那に於ける銀準備の始末とであるが、共に至難の問題としてその解決には、非常の努力を要した、前者は、印度支那銀行の根本的改造を必要とし、後者は、銀市場の動搖を防止して、損害を最小額に喰止めることを要した。

一九二九年下半期に入つて、殖民大臣 Pietri は、從前の曲折した一切の行懸りを打切り、印度支那銀行と最後の交涉を開始した、發券銀行問題の推移に就ては、次編に讓り、玆では單に Pietri の態度が、極めて强硬であつて、最後的交涉迄進んだと傳へられて居ることを記述するに止める。

印度支那銀行は、遂に新協定の條項を承諾し、十一月十六日附で協定書に署名した。

此の協定は、幣制改革に取つて、最も重要な役目を演ずる、新たに作られるべき印度支那銀行法も、發行券更新條令も、印度支那銀行の新定款も、悉く之れを基礎とすべきものであり、而して幣制改革の實行は、改造された印度支那銀行に依つて、初めて期待し得べき爲めである、此の協定の成立に依つて、一九二〇年 Berrue 委員會の主張した、印度支那銀行回避論は、初めて解消した。

嘗て最初の改造論に對して、强硬な態度を採り、Herriot 內閣の要求を一蹴して、發券銀行新設問題を起さしめた、印度支那銀行の幹部も、爾來政府側の態度緩和と、銀行の本質使命への反省とに依つて、漸やく問題の落着を見るに至つた。

此の間の消息に就いて一九三〇年二月、總督府の發表した處は、僅に左の數行に過ぎぬ。

「印度支那幣制改革の問題が、漸やく切迫し來つたこと、銀價の不安定が、惹き起すべき、特殊の損害とは、總督府の注意を喚起した、財務監督官 Diethelm が、財務局長に就任後、直ちに Pasquier 總督は、本問題に就いての、根本的研究を命じた、間もなく一九二九年四月に至り、局長は、發券銀行當局と商議を開始し、印度支那に金本位の新幣制樹立を講究した、此の商議は、五月初に入つて、漸やく纏まり、的確な草案を作成し、總督は直ちに之れを、本國政府に提議し、急速に實行すべきことを求めた。

然るに、本國政府は、問題の重大性に鑑み、殖民地發行制度の確定に關し、印度支那銀行發行權の更新條件が、決定される迄は、實行を見合すべきことゝなつた。

此の交涉は、意外に手間取り、漸やく本年十一月に入つて、決着するを得た。」 (Bulletin Economique de l' Indochine, Feb 1930)

B、政廳の行動

一方に於て、印度支那總督府は、中央政府の督勵を受け、準備を急いだ、新總督 Pasquier は、一九二八年末着任後、嚴重な沈默を守り、幣制改革に關して、遂に何事も發表せなかつたが、要するに、政府の決意表明は、馬耳塞宣言に盡きて居た、小數の反對論者も、遂に輿論の勢を挽回する能はざるを知り、フラン採用論者も、亦大勢の動かすべからざるを見て、遂に沈默した。

總督府は、幣制改革の行動に着手した曾てチエコ、スロヴアキアの財政顧問として、敏腕を認められた、本省有數の俊才 Diethelm 氏を、新たに財務局長に任命した、一九二九年は、總督府が、幣制改革の準備行動に、忙殺された年であつて、此の事業は Diethelm と、稅關局長 Kircher と、印度支那銀行の Gunney の三者の協力に依つて實現されたと稱せられて居る。

一般は、從前の例に徵し、本國と殖民地の、兩者に委員會の開會を豫期した、即ち、尠くとも殖民地にあつては、在留民と、土民代表者の意見を參酌することを期待したが、殖民省は、その方法を用

ひず、それは、幣制改革に關しては、全然商業會議所その他の、諮問機關に諮問することが、不必要であること丶、輿論の大勢は、既に明であつて、異議を申立てるものは、極めて小數であること等の理由に依つた、即ち、正面からの反對が、無いことを豫期した爲めであつたと同時に、又政情不穩の折柄、委員會を構成して、新問題を表面に出すことの、紛糾を恐れた爲めでもあつたであろう。

事業公債案は、殖民地の全部を總括して議會に附する必要があつたが、印度支那は、幣制改革の關係上、案の提出を見合せざるべからざる立場にあつた、發券銀行問題も亦未解決であつた、之れ等の諸懸案の解決は、尚相當時日を要するに、此の間、銀價は益々低落し、一日遲れゝば、一日丈け打撃は大である形勢となつた、總督府は焦燥した形であつた。

尠くとも一方に於て、有力な代表者の意見を聽取する必要があつた、之の爲め總督は、民間有力者を順次引見して、その意見を聽取することゝしたが、結果は豫期通り、何れも改革の速行を希望する者が多く、反對者は殆んどなかつたとのことである。

C、銀準備の賣却

發券準備として、印度支那銀行が、印度支那各店に保有した正貨準備は、一九二九年五月末、七千五百萬弗であつた、此の時期以後、政府と印度支那銀行との、協定成立の見込が付き、愈々幣制改革の實現を見んとしたが、政府と總督府が、最も焦慮したことは、此の準備の處分であつた。

印度支那銀行は素より、自行の負擔を以て、此の Operation に、當るべきものではない、折柄銀塊は、年初の二十六片臺より、順次低落して、六月に入つて、二十四片臺となつた。

七千五百萬弗の、ピアストルと銀貨は、之れを銀塊に換算すれば、

1 Piastre＝27 gram @ 900/1000＝24 gram 300

75,000,000＝1.822 500.000 gram

(31.1034 gram＝1 oz)＝about 58.590.000 ozs

即ち約一千八百噸五千八百萬オンスとなる、之れを、さなくとも弱氣配にある、銀市場へ出すことは問題であると共に、一方に於て、金貨の買付の爲めに、英佛爲替を買進むことは、市場に衝動を與へる、乍併、銀塊の落調は、銀資金の處分と、金資の買入に益々不利となるべき形勢であつた爲め、行動の遲緩を許さぬ狀態であつた、本國の命令は急に決定した。

印度支那銀行の保有銀塊は、約千噸に達する、之れを處分して、金に代へることは容易の業でない、總督府は遂に一九二九年十一月三日、銀行幹部と會議を開き、同月八日より、上海向積出に着手したことが次編の通り後に至つて、殖民大臣の演說で知られる。

政府の決意は勿論、印度支那銀行との新協定の成立を基礎としたものであるが、萬一不成立の場合であつても、自ら危險を負擔して、金本位改定を實行することゝしたこと丈けは、判明して居る、即ち、と印度支那銀行との間の、協定と行動とは、勿論極秘の中に取運ばれ、市場の豫測を許さなかつたが、政府は銀貨ピアストルの處分に就いて、自ら危險を取ることゝしたこと丈けは、判明して居る、即ち、印度支那銀行の所有銀を一ピアストル平均十法十四山の、相場を以て、買取り、同行は總督府の命に從つて、銀貨賣却の都度、之れを政府勘定に組入れる、政府は之れを上海に現送せしめ、同地で賣却した上、英佛爲替を買ひ、巴里印度支那銀行に於ける、法借入勘定を、決濟することゝなつたと傳へ

られて居る。

行動は極秘の内に、十一月上旬から開始されたが、十月以降、最も盛んに積出を行ひ、先づ東京（トンキン）各店の、銀貨を現送することゝなつた、之れは、敏感な西貢市場に、急速な衝動を與へることを避けた爲めであると云はれて居る、十二月迄に、上海で殆んど全部を賣却した、英貨の買持高は、六百萬磅に達したと、傳へられて居るが、正確なことは勿論不明であるが、銀市場の弱氣を助成したことゝ、上海市場に與へた爲替安傾向が、相當に著しかつたことは、明かな事實となつて居る、此の行動は當初約六ケ月から一年を要する覺悟であつたが、意外に進捗し、二ケ月を以て大半を完了した。

政府は、之れに依つて、先づピアストルの事實安定を計り、相當の期間を經た後、法律安定を斷行せんと、企圖したものであつて、之れに必要な程度の、在外金資金は、此の時漸やく、蓄積し得た。

印度支那にあつては、一般市場は、この準備行動に對して、殆んど無感覺であつた、それは此の時以來、印度支那銀行は、政府の命を受けて行動し、爲替資金の供給を、澁滯せしめず、一切の衝動原因を避けた爲めであるが、有力な輸出入商は、薄々安定時期を感知して、爲替の先物買と、直物賣延しが巨額に達し、印度支那銀行は、その調節に腐心した形跡がある。

第二章　最後の銀本位の體系

第一節　銀貨ピアストルの本質

兌換停止令の撤廢からピアストルの事實改定に至る戰後時代、一九二二年から一九二九年に至る八年間は、最後の銀本位、即ち銀貨ピアストル單本位の第三期である、次編金貨改定への、推移説明に資する爲め、前來の所説を總括して、此の時期に於ける銀本位の本質を、表示すれば左の通りである。

銀貨ピアストル……一八九五年所定（Piastre de Commerce）

量			目	
基準	公差	最重	最輕
二七、瓦	千分ノ三	二七、瓦〇八一	二六瓦、九一九

品			位	
基準	公差	最大	最小
九〇〇位	千分ノ三 千分ノ二	九〇三位	八九八位

ピアストルの香港 British Dollar との地銀比較は

British Dollar 415.985 grain: 900fine = 374.3865 grains

1. grain = 0.064798949 gramme = 24. grain 25985
Piastre: 27gram 900fine = 24. 〃 30000
diff.....0. gr. 04015

補助貨は銀貨五〇仙、二〇仙及一〇仙の三種と、白銅貨五仙及銅貨一仙の外、一部土民間に實際流通した厘錢サペークがあつて、主として東京（トンキン）安南北部及老撾（ラオス）に行はれて居る、一九二〇年の幣制委員會はサペークの鑄造を具申したが、未だ實行されず一九〇五年以來新鑄を見ない、厘錢は單に、土民の間の零細な取引に行はれるのみで、公貨としては認められて居ない、從つて、公租の納入に使用することが出來ぬ、相場は區々であるが、六枚一仙の標準となる。

老撾の北西境には、今尙、墨銀と留比が流通し、南部 Luong Parabang 王國內には、ピアストルの外チカルが流通する。

強制通用力は、銀貨ピアストルと印度支那銀行券は無制限、補助貨は、一九二二年一月十二日の總督令で、強制通用限度を、二弗と規定した、但し五十仙銀貨は、品質及量目が、全然ピアストルと同一であるが、強制通用力はない、實際上には、鑄造停止後、既に長年を經過し、流通額は極めて小額である。

此の時期に於ける發行は、印度支那銀行は、大統領令と定款に依れば、原則として保有準備の三倍を限度とするものであるが、大戰勃發後の經過は、既に記述した通りであつて、印度支那銀行の保有銀準備の狀態は、危殆に頻した、戰後兌換停止令の撤廢以後、此の原則に復歸すべき譯であつたが、印度支那銀行に對する、發行權更新の問題と、幣制改革の問題とは、相交錯して、銀準備の補充を不充分ならしめる、機運であつた、結局最後の銀貨本位時代に於ける、發行額標準は、前述の如く保有準備の四倍、發行制限額一億七千五百萬弗であつた。

第二節　Vase clos system

A、その發生

印度支那の幣制は、一九三〇年一月ピアストルの事實上の安定に依つて、金塊本位改定の第一段階に入つた、戰時及戰後時代は、最後の銀本位であり、且つ特異な形態下にある、銀本位の能動を、最も明白に示した時期であつた、現行幣制編に入るに先ち、編者は以下、此の特殊銀本位制の本態を記述することが、印度貨幣史檢討の上に、最も意義深きことゝ信じる。

Vase clos とは、「蓋をした甕」の意味で、出入口なきことである、Vase clos とは、佛人が、印度支那の舊銀本位制に、與へた名稱であつて、銀本位を採用し乍ら、本位銀貨の、輸出入を禁止し、自由鑄造權を與へざる制度、即ち對外的に、出入口を閉塞せる制度下に、爲替の自然調節を、不可能ならしめ、對外的には、全然絕緣の狀態となり、爲替は Specie Point を超へて、自由且つ無制限に、騰落し、幣制は外部と絕緣した國內に於てのみ、維持されることを指す。

此の制度の發生は、前々編に記述した如く、一九〇三年の、銀貨輸入禁止令と、一九〇五年の、輸出禁止令と、ピアストルの自由鑄造不能の狀態に基く、兩禁止令は、元來過渡的法令であつて、周圍の條件が、改善せられた際には、直ちに撤去されるべき、性質のものであつたが、印度支那の地理的位置と、國情は銀本位を維持する限りそれを必要とした、住民の主體、安南人と東蒲塞人は、農牧を主とする民であつて、大小商業、地方金融の全部は、支那人や印度人に委せられる、兩者は、厘毫の利益も忽にせぬ習性で、銀價騰貴を利用して、ピアストルと補助銀貨を、國外に輸出すること、惡

銀貨を輸入して、國内良貨を驅逐することは、最も容易に實行し得る境地にあつた爲め、政府は健全な幣制の維持に、輸出入禁止令を、絶對に必要とした、之れが爲め生ずる、對外爲替の、季節的變態の惡影響は、國内貨幣混亂の害惡に比すれば、尚輕微であつた爲めである。

個人に自由鑄造權を與へぬことの法令上の疑義は第三編の通りであるが、實際上の問題としては、對外爲替尻の究極的な決濟は、政廳と發券銀行とに依つて、完全に實行し得られ、造幣局を有せざる、印度支那には、一般土民に、その必要がないとの見解に基いた、之れは貨幣に就いて、苦い經驗を嘗め盡した總督府の固執した方針であつた。

金塊本位の實施された現在、一九三一年に至るも、兩禁止令は尚存續して居る、新規定に依る銀貨ピアストルの、流通に置かれた今日尚存續する自由鑄造權に至つては、今日は遂に問題とする必要はない、銀貨ピアストルは、金ピアストルの、代表貨幣に止まつて、補助貨と同樣にその鑄造權は法文上も、實際上も、全然政府にあるべき性質のものである。

B、通　路

此の制度が、貨幣制度として、不完全であることは、云ふを俟たぬことであるが、必要は變則を產む、印度支那が、銀本位を採用して居た限り、之れが必要であつた、土民の日常生活必需品は、國内生產品が大部分で、文化の程度低き彼等が、輸入品に仰ぐ處は、一小部分であつた、實數を研究すれば、輸入の實額が、近年の平均年二億弗とし、此の内、綿絲布、陶器等の如き、絕對必需品推定が一億弗とすれば、人口二千萬人に割當てて、一人の消費年額五弗見當である、一人の最近年額生活費三十弗に比すればその比率は、一割六分に止まる。

佛人學者は、此の點を閑却して、從前印度支那の幣制を、單純に攻擊し、一般も又、之れに無條件に贊成する傾があつた、金本位改定が、土民に損害を與へるとするは、大に肯定すべき議論であるが、Vase clos System を必要とする故人企業に、利益を與へるとするは、大に肯定すべき議論であるが、Vase clos System を必要とする故に、金貨改定を要すとする如き一般論は、尠しく片寄り過ぎる。

印度支那に關して研究の深い殖民地豫算委員長、Leon Archimbaud の、此の形態に對する議論も、多少その傾を代表する、彼は下院に於て左の通り極言した。

「印度支那のピアストルは貨幣にあらず、頗る奇矯の云ひ方であるが、實際である、ピアストルは、現在各國にある貨幣とは、全然性質を異にして居り、上海鋪、香港弗等の、他の銀貨國貨幣と、性質を異にして居る、それはピアストルの、輸出禁止の爲めである、ピアストルは又、その含有する銀の價格とも一致しない、それは自由鑄造を許されない爲めである。」

その他一九二九年末迄、印度支那の幣制を批評するものは、悉く此の種の議論を、基根として居る、變態幣制そのものゝ研究には、この通りで充分であるが、兎もすれば、「それ故に企貨改定を必要とする」と云ふ、結論に達せんとした論法もある、完全な金本位の採用が、資本の招致と、將來の開拓上必要であり、國内物價の安定、爲替の統制と貿易の增進に必要であると云ふことを、强める爲めに、從前の變態制が、如何に動いたかを、證明する爲めの、前提論であらねばならぬ。

Vase clos 制は然らば、對外決濟を不可能ならしめたか、改定前の、輿論は、此の點に一語も言及して居ない、左に事實を根據として、その關係を說述する。

銀本位時代に於ける、印度支那の變態爲替を、跨張して、何時も、奔流的に騰落して、殆んど爲替の常態をなさぬかの如く云ふことは、佛本國人の間に、常に行はれる處であるが、大戰時代及大戰直

後の異常時を除いて、ピアストル自體の需供關係に依る高低は、常に Par を中心として、10-%を最高として、上下して居るが、傾向は、常に、Par に復歸する大勢であつた、一九二一年から、一九二九年に至る、西貢から香港向相場の最高と最低は左の通りである。

	最高	最低
一九二一年	一〇三、四分ノ三	九二、
一九二二年	一〇五、	九七、二分ノ一
一九二三年	一〇一、二分ノ一	九七、
一九二四年	一〇一、四分ノ一	九九、
一九二五年	一〇三、二分ノ一	九六、
一九二六年	一〇四、四分ノ一	九七、
一九二七年	一〇四、四分ノ三	一〇一、
一九二八年	一〇四、四分ノ一	一〇三、二分ノ一
一九二九年	一一三、	一〇七、四分ノ三

一九三〇年ピアストルの事實上の安定以後は、香港向は金對銀となり、相場の變動は、一九二九年以前とは全然別個の體形となる。

右は各行相場が、變轉極りなき西貢市場に於ける、最も實際に即した相場を、研究したものである、之れに依つて見るに、一九二九年に、最高相場が、一一三即ち約一三% Discount となつた外、大底三乃至四%を境として上下して居るに過ぎぬ、三%はピアストル銀貨の、倫敦から巴里を經由した、西貢向の現送標準である、此の範圍内の上下は、銀の流出入の自由な場所にも、時として見られ得る現象である、Vase clos 制の、變態作用を、恰も無制限騰貴の標準の如く云ふ、一般所說は、少しく

現實を遠ざかり居るものではなかろうか。

此の制度は、平常時にあつては、Specie Point を超へて、騰落するは勿論であるが、爲替市場は、此の障碍力以上に、二つの大きな、自然調節力を有することを、見逃してはならぬ、その一つは、日常の取引に於て、ピアストルの需供關係を、端的に表示する、香港向 Operation が、市場に最も强い力を及ぼすことである、銀貨時代にあつては、香港市場は、西貢爲替の標準となつて居たことは、素よりであるが、輸出に於て、總額の約三分ノ一、輸入に於て、總額の約四分ノ一を占める香港貿易は、金額に於て、既に優勢であるのみならず、商買が主に、支那人である爲め、見込積送、委託賣買若くは、無爲替取引が、全部を占め、爲替の取極は、變通自在である、之れが爲め、支那商の大部分は、爲替に限り、決して一行主義を守らず、各行を獵つて、最良相場を求めること、實需の如何に不拘、見込に依つて、先づ爲替を取極め、受渡期にあつては、轉賣、乘換、若くは賣戻しを行ふことを原則として居る、如此して、香港向の取引は、實際貿易額の、數倍に達する可能性があり、賣買兩者に依つて、常に需供が平均して、Par に落付かんとする、傾向があつたことは、銀貨本位時代に於ける、爭ふべからざる事實である。

その二は、發行銀行の調節である、銀貨の輸出入禁止と云ふも、それは私人に對してであつて、金貨國に於ける金輸出禁止と、同樣であるが、國家は素より、自由行動し得る、正貨準備を必要とし、Inflation を不可能ならしめる發行原則は、貿易尻と、國際收支との決濟に於て、銀價變動の危險を避ける爲めには、最後の Operation は、それが政廳に依つて行はれると、銀行に依つて行はれるとを問はず、銀塊の賣買に、依らざるべからざることは、勿論である。

それは印度支那が、輸出超過國であつて、貿易外收支も、投資の關係上多くは受取勘定となる結果印度支那銀行は、常に銀塊買付を以て、最後の決濟をやることである、只季節的關係から、同行の買付は、常にその年の最終殘高を目標とし、銀塊の買付とピアストルの現送を實行し、その間の途中に於ける、爲替危險は、何に依つて避けたか、之れを知ることは極めて困難であるが、主として上海支店を使つたと云ふことが、理由としても、實情としても、肯定される。

此樣にして、ピアストルの對外相場は、調節の上に、二つの大きな統制力を持つた、その變動は、この調節力が、微力である、過渡的の現象であつて、現送點を超へることは、單に季節的の現象であつたと、云はざるを得ず。

但し玆に、最も注意を喚ぶ點は、印度支那銀行の組織である、銀行が金資本を以て出來て居る以上銀本位の、印度支那に於ける銀資の供給は、必要の最小限度に止めることは、營業本位から來る原則である、賣買爲替の結末は、結局銀貨銀塊の賣買に依らざれば、決濟し得ざるとしても、それは單に爲替危險の防止、對外相場の安定を、標準とするに止まり、營業利得は勿論、一切の資產は、出來得る限り、金貨に還元せしめることゝなる、從つて銀貨ピアストルの供給は、最小限度に止まり、後述の如く印度支那の一般金融は、通貨不足より生ずる、逼迫を招くに至る。

第三節　變態爲替

銀貨の輸出入禁止と、自由鑄造の不能とが、ピアストルの對外爲替關係に、及ぼす影響は、その自然調節力を、限度とすべき性質であつたことは、前項の通りであるが、此の制度が、季節的に爲替市場に與へる、需供の不權衡は、それが極めて敏感である結果、騰落の程度が、急激で且つ、甚だ不規則的であることの、特異性を有した、銀爲替市場研究の上に、興味ある現象である。

變態爲替は、戰前既に弗々、その眞相を示しつゝあつたが、戰時に入つて、急調にその狀態を示した、併し乍ら、大戰直後、兌換停止令前後に至る迄の、暴騰を Vase clos System に基くものとする一部學者の議論は、之れ又偏倚論である、云ふ迄もなく、此の時代は、調節の根本原動力、即ち銀貨補充を缺いだ、Inflation 季である、對內的に、銀行券の、不信認を招き、對外關係に、ピアストル銀貨の、暴騰を示した結果であつて、常態爲替市場と、全然異なる。

平時に於ける、

Vase clos 制の產む變態爲替は、戰前既に、弗々その眞相を示しかけて居たが、戰後に於ける程、明白な現象を見なかつた。

要するに變態の生ずる源因は、ピアストルが、制動力の異なる、左の三要素に依り、同時に左右せられることである。

一、銀價の高低、

二、貿易尻、

三、ピアストルの需供、

銀本位國にあつては、貿易尻は、銀の現送に依つて決濟され、その取引標準となる貨幣は、銀價に隨つて騰落する、從つて結局は、對外爲替相場は、銀價の騰落に依つて、決定せられることゝなり、貿易尻そのものは、從屬的であるが複雜な輸出入禁止令に束縛された、印度支那は、ピアストルの、固有の對外價値が、銀價に依つて、先づ決定されると共に、對外貿易に依る、貸借關係そのものが、

獨立して、印度支那に對する、爲替需供の要因となつた、兩者以外に、更に國内に於けるピアストルの、國内需供狀態が、對外爲替相場の、變動を左右することに、强力に作用する。

第一は、銀塊の高低に依つて、直ちに直接に、影響することゝなるが、第二は、季節的繁閑に、左右せられる結果を生ずる、本國との關係に於て、一切の對外貿易尻が、結局巴里に集計されることゝしても、一方に於て、印度支那が、純農林産業國であると云ふ上に於て、輸出の盛衰は、季節に依つて、異なることは當然である、輸入にあつては、人口の殆んど全部が、農民であり、その生活過程が、支那に類似して居る關係上、輸入の最盛季は、舊正月前である、斯くして、輸出入共に、季節的に、差異を生じて、貿易尻は、常に偏在することゝなるが、之れを現送に依つて調和することを得ないとすれば、此の季節的偏向は、爲替の上に、多くの變動作用を及ぼす、第一の銀價の變動が、寧ろ理論的根據であつて、銀塊の賣買は、單に發行銀行と、政府とが、國際貸借尻の豫想の下に、隨時に行ふに過ぎず、それが結局、貨幣となつて、印度支那に入り、實際流通に置かれる迄には、餘程の時日を要し、爲替調節の用を爲さぬに反し、第二は直接的であつて、直ちに海外に於ける、印度支那向爲替の需供に作用する、第三に至つては、更に直接的であつて、地元市場に於けるピアストルの需供狀態は、直ちに金融相場となつて現れる、何を最も明白な需供狀態と云ふかは極めて簡單に知られる、西貢市場に於ける、印度支那銀行の、資金供給狀態が、それである、銀本位時代の、印度支那銀行の、保有準備は、正貨準備のみであつて、銀本位時代にあつては、在外正貨は保有準備とすることを得ぬ、從つてその發行狀態は、極めて窮屈であると共に、同行自ら、爲替銀行であり、商業銀行である關係上、市中銀行に對するピアストルの供給は、極めて不自由である、他方に於て大貿易が、季節的變動性を有する關係上、各行の立場は、大底同一であつて、資金の閑散の時は、印度支那銀行も又、手許過剩にして、在外資金は不足する時で、爲替を賣ることを好まぬ季節である、如此して、ピアストルの需供は、地元相場に、甚だ强力な作用を及ぼす、之れは Vase clos 制が、持來す當然の歸結であるが、此の作用は、其處に又、印度支那銀行の營業本位主義が、同業者との競爭の、已むを得ざる結果となる場合に、極めて强力に現れる。

此の制約の下に、ピアストルは、如何樣の變動をなすか、變動の源因は、前述の如く、三個の異つた條件から成立つが、第二と第三、即ち貿易尻の關係と、ピアストルの現地需供狀態とは、殆んど同時に働らくものである、何となれば、一方に於て、限られた發行能力を有する、發行銀行が、貿易資金の需供をなさんとするに際しては、輸出入何れかが、季節的の差を生ずれば、それ丈け發行力に、直ちに影響し、市中金融の、繁閑を生ずることゝなる、乍併、之れは決して、不動原則ではない、發行力そのものは又、保有正貨の高に依つて左右せられる、奥地正貨の流入以外に、發行銀行が、注文した銀貨の着く、時期如何に依つて、非常な差を生ずる、之を例ふるに、假に三百萬弗の銀貨を輸入したとすれば、舊制度に依れば、その四倍の、千二百萬弗を發行し得ることゝなる、嚴重な正貨準備制度に、束縛せられる制度はかくして、國際貸借の關係と離れた、究屈な、伸縮性を缺くものであつた。乍併、爲替の變動に及ぼす原動力は、此の第二と第三は、結局一體となつて、作用することゝなる、即ち此の時期に於ける、ピアストルは、左の公式に依つて動くことであつた。

倫敦銀塊相場をAとし、倫敦銀塊と銀ピアストルとの地金比價をBとし、ピアストルの固有需要相

場をCとすれば、倫敦向相場基數Xは、左の通りとなる。

$$X = \frac{A.B}{C}$$

之れを分解すれば左の通りとなる。

$$X = \frac{\text{Bar Silver London} \times \text{Constant of Intrinsic Value of Piastre}}{\text{Percentage.}}$$

例くば Bar Silver London 20 d.

Constant: $\frac{\text{24.300gr ...Net weight Piastre}}{\text{28.7707 ...Net weight Bar Silver London.}}$

1 oz = 31.1035gr900/1000

= 0.844609.

Percentage: on Hongkong 3. % dis

$$\therefore \frac{20\,d \times 0\ 844609}{97.} = 17^{d}.4146$$

佛貨との計算は、之れに英佛爲替Dを加算すること勿論である、假に英佛爲替を、一二五法とすれば、Dの Constant は $\frac{125}{240d}$、即ち0.52083 となる、即ち前例を以て云へば、

$$X = \frac{20d \times 0.52083 \times 0\ 844609}{97.}$$

X = 9 fr. 070.

要するに、爲替の變態現象と云つても、變態と云ふ點は、前記公式の、Cに關する限りである、之れは又前節に說いた通りの、調節力を有したが、印度支那の對外爲替上の障害は、此の變態現象の、程度の問題よりも、寧ろその不安定性であつて、ピアストルの需供狀態が、爲替市場に於て、頻々と變化することであつた、之れが爲め、對金貨國との取引に於て、商談上の危險が、賣買者双方共に重大であつたこと、投資の上に於て、金銀比價の變動以上、更に、此の危險を負擔するを要したこと等である。

殊に此の制度は、銀價が暴騰して、銀塊買付が、困難である場合、殊に買付そのものが、更に銀市場に、昂騰源因となる如き場合、發行銀行の活動を、過重ならしめることに於て、甚しい不便があつた、惹いて、政府との了解の下に、Inflation を、實行することになれば、直ちに國內正貨の流通狀態に、異常を起し得べき、可能性を含んだことは、過去の事實に依つて證明される。

以下銀ピアストル本位時代に於ける爲替が各方面に及ぼした影響を見る。

第四節　物價との關係

國內消費の約三分ノ二は、國內生產品に依つて、支辨し得ることが、印度支那の、常態であつたが、三分ノ一は、絕對に之れを、國外生產品に仰がざるべからざるものである、之れは南洋諸國殆んど總てが、同一狀態であるが、印度支那は、その傾向が殊に著しい、農作國と云ふよりも、寧ろ米の單作國と稱すべき、現狀であつて、土民の生活程度が、低いとは云へ、尙日常必需工業品は、相當の種目がある、此の內僅少の部分を、東京（トンキン）の手工業及地方の小規模器械工業に依つて、仰いで居るに過ぎず大部分は、悉く國外供給に、仰がざるべからざることゝなる、即ち綿絲布は素より、綿製品、陶磁器、

硝子製品、金物、諸雜貨に至るまで、全部を輸入に仰ぐことゝなる、國內工業を持たざる國の、此の需要は絶對であつて、人口の漸增に依つて、增加するも、減少することはない、殊に近年生活程度が少しく向上するに從つて、此種輸入品數量は、益々增加の趨勢となつて居る。

國內消費以外に、印度支那が、輸入を必要とするものは、交通開拓に必要な、器械、器具、建築材料等であるが、開發の初期を、辛ふじて終つたに過ぎざる現狀は、此種輸入品は、將來頗る巨額となるべきことは、明白な事實である。

生活必需品の需要は、右の如く、人口の增加と共に、必然的に增加しつゝあるに加へ、近年の輸出力漸增は、土民の富の、程度を高くした結果、消費は、數量と質の上に、漸次增加し、物價も此の形勢に隨つて、順次騰貴した、大戰直後に於ける、物價の暴騰は、異常時の世界的昂騰に、影響されたものであるが、以後と雖、順次騰貴の勢を、止めず、殊に、物價の中心となる米の國內價格は、大戰直後に比して、約二倍となつた、政府の取調に係る一般物價指數は、左の通りとなつて居る。

戰前一九一四年を百とし、一九二八年に至る迄の金價格を以て表示した指數。

一九一九年	二四四		
一九二〇年	二〇五		
一九二一年	一四八		
一九二二年	一五〇		
一九二三年	一四八		
一九二四年	一五一		
一九二五年	一六五	(河內)	一四七
一九二六年	一六四		一四六
一九二七年	一六五		一四七
一九二八年	一六七		一四七
一九二九年	一五二		一三九
		(西貢)	一五四

銀本位、殊にピアストルの特殊拘束の下に於ける、銀貨本位が、物價の騰落に影響する處は、國外生產品の內、支那生產品を除いた輸入品の金價格の上に於てである、支那、特に香港經由品が、輸入の約四分ノ一を占めることは、終始殆んど同一狀態であつた爲め、此の影響を被るものは、先づ總輸入額の、四分ノ三と、觀得るであろう、近年の輸入額は、年に依つて、大に相違したが、過去の二十年間の平均を、求めれば、約一億弗となろう、此の內、銀本位の、影響を受けたものは、約七千五百萬弗である、國內消費額を、平均約三億弗と、推定すれば、此の上に、此の七千五百萬弗が、影響した、物價騰落への助長と、抑制を研究するは、前の金價格指數と、左の銀價格指數との、比較に依つて、行ひ得らるゝものである。

一九一四年以降の銀價格指數は左の通りである。

年次	河內	西貢
一九一四年	一〇〇	一四一、七〇
一九一五年	一一〇	一四五、六〇
一九一六年	一一八	一五二、一〇
一九一十年	一一八	一五三、四〇
一九一八年	一二二	一五七、三〇

一九一九年——一三四——一五八、六〇
一九二〇年——一二八——一五四、七〇
一九二一年——一四一——一八三、八〇
一九二二年——一三九——一八二、〇〇
一九二三年——一三八——一八〇、七〇
一九二四年——一三九——一八四、六〇
一九二五年——一三八——一八三、八〇
一九二六年——一四四——一九一、九〇
一九二七年——一五六——二〇八、〇〇
一九二八年——一五九——二一一、〇〇
一九二九年(六月迄)一六六——二一八、〇〇

金銀兩指數に、表れた傾向を見るに、銀貨に於ける、一九一九年の、西貢の指數は、一九一四年を標準とすれば、約一一〇であつて、之れを金貨一般指數の二四四に比すれば、非常な差を生じる、此の點は、大戰直後に於ける、世界物價と銀本位との關係を、露骨に示すものであつて、銀價の暴騰は、物價の激騰を抑止した現象である、然るに、此の抑制力は、銀價の漸落と共に、漸次力を失つて、却つて騰貴助成の傾向となり、輸入市場を、獨占する西貢にあつては、此の傾向は、極めて明白に示され、銀貨本位が、物價騰貴防止となつた時代は、既に過去に屬して、居ることを、如實に物語る。

第五節　金融

銀ピアストル時代に於ける、一般金融は、發行制度の特異性と、印度支那銀行の自衞策とに依つて常に逼迫、通貨の不足を常態とした、一般利息は、頗る高率で、銀行間取引にあつては、乘換一ヶ月英貨十六分ノ一片を標準として、資金を得ることも可能であつたが、商業資金の貸出は、一流手形に對して、平均年九歩であつた、擔保付に對しても、八分を下らず、此の利率は、過去十五ヶ年に渉つて、印度支那銀行の、標準利率をなした、その結果、市中支那人間に、行はれる信用貸借には、年一割二分より、一割四分、支那銀行の貸出も亦、一割を標準とする有樣であつた。

此の高金利は、發行制度が、單に正貨準備のみに限ることを、原則とした、極めて究屈なものであつた結果、常にデフレーションの、傾向があつたことと、市中に、商業銀行若くは、金融組合等の組織なく、資金供給の方法が、なかつた結果である、デフレーションに就ては、之れを具體的に見るに輸出入盛季にあつては、印度支那全體に渉つて、一億五、六千萬弗の發行を必要とすることが、普通の狀態である、之れは西貢及海防に於ける、輸出爲替關係資金や、支那商の輸入關係資金を供給する爲めには、殆んど手一杯であつて、季節外れに、石炭、錫、玉蜀黍等の輸出が、旺盛となつた場合には西貢東京(トンキン)間には、直ちに金融の相違を生じ、內地爲替のプレミアムが、千分ノ十五以上となる場合もある、之れに對して、印度支那銀行は、正貨準備の定率以上には、一弗も發行することを得ず、例へ法令の改正その他の方法に依つて、發行するとするも、それは事實上の、危險を伴ふ、發行銀行としては、何處迄も、デフレーション主義を確守し、銀貨を最小限度に切下げることが、最も安全な方法であつて、銀貨本位である限り、銀行當事者は、此の大方針を、變更しなかつた、從つて發行の標準は、貿易資金の供給にのみ、限られ、地方金融の如きは、顧みられなかつた傾がある。純粹に地方金

融のみに、沒頭する出張所は最近僅かに東京（トンキン）の Nam Dinh 交趾支那の Cantho の二ケ所に、設定したのみであつた。

斯くして、印度支那内地には、地方銀行を有せず、金融組合も、信用組合もなかつた、政廳は戰後直ちに、之れを焦慮し初め、極力信用組合の設立に付き、直接に援助を與へた結果、茲二、三年内に、漸やく各主要地に、その設定を見んとして居る、一方發行權更新に、付帶して、之れ等地方組合の、集中點に、出張所を設置せしめることを、印度支那銀行に命ずることゝなつた。

地方は此の如くして大農の資金と、印度人 chetty の貸金と、支那商の糶買付資金とに依つて金融の方法を見出した、足一歩中央市場を出れば、直ちに彼等の勢力範圍であつた、茲に到れば、金利は既に問題でなく、小農は自己の體力を擔保として、僅かに糊口を凌ぐに足る收穫の一部を與へられるのみである、所謂農奴の切實な標本は、印度支那の奥地各所に、今尙見出し得る處であつて、實情を知る者に取つては、此の狀態は、一つの人道問題である。

第六節　貿易

A、對支輸出

ピアストル銀本位時代に於ける、銀本位反對論者は、輸出市場に與へる惡影響を、極論して、全體の輸出を阻害するものであると云ふものが多かつたが、之れは餘りに、極端に奔つた議論であつた、銀本位支持論者は又、對支輸出貿易が、大額であること、印度支那が、支那と接壤の國土であることの論據から、急激な金本位改定を否なりとした、之れも又多少肯定は出來るが、兩論者共、要するに偏倚した說に過ぎぬと思ふ、金本位論者の云ふ如く、支那も早晩金貨本位を採用すべしと云ふことは、現在の情勢では、前途甚だ瞭遠のことである、又印度支那の輸出が大部分は金貨國向であると云ふことも數字を離れた議論であつて、尠くも總額の三分ノ一乃至四分ノ一は、香港及上海向である。

銀本位支持者の云ふ如く、第一に、支那向商談が大額であると云ふことも、又數字を離れた議論であつて、蘭貢米や盤谷米の如き、競爭者を有する限り、從前の例に徵しても、年額六十萬噸以上となることは、困難であつて、大約三分ノ一を以て、限度と見なければならぬ、第二に、爲替採算の上に、有利であると云ふ說も、取引の實際に適合せぬ、支那向輸出の大部分を占める、香港向は、西貢の支那商の委託積送品であつて、香港に於ける問屋は、單に受託者に過ぎざる關係上、爲替の危險は、全部荷送人の負擔すべきものである、それが金貨採算となつても、香港に於ける市價に影響なく、金貨國である蘭貢、盤谷の支那商と、同一境地に置かれるに、過ぎぬことゝなる、事實上の問題として、出當時の、荷爲替取組に際して、採算上銀本位に比して、金貨は變動が激しいかも知れぬ、乍併一方に於て、西貢の地元米市場は、此の時既に金貨建となつて居り、香港に於ける市場相場も亦、銀對金相場を標準として、米相場を生ずる譯であつて、印度支那が、銀本位である結果、有利であると云ふことは、一方的觀方に過ぎぬ。

香港に於ける、西貢米の原價計算即ち香港着迄の諸掛計算は從前左の如くであつた。

（擔に付）

本船迄の積込解賃	五仙
西貢、香港間運賃	同　二十仙
保險料（海賊保險を含む）	同　五仙

輸出稅	同　十五仙
香港陸揚費用	同　五仙
小計	約　五十仙

之れに、買付價格を加へた高が、原價となる、銀本位時代にあつては、此の高を、ピアストル相場を以て、換算したものが、香港着の原價となるが、金本位ならば、金ピアストル對香港弗の換算額を以て、原價となること、即ち蘭貢、盤谷兩地米と、同一立場となるに過ぎず、香港に於ける外米相場も、品質の相違より來る價格の差は別問題として、原則的には從前兩地米の原價と、西貢米の原價との比較に依る。

三者の需供關係で決定される譯であつて、銀本位論者の云ふ如く、金本位が、支那向輸出を阻害することは、餘りに抽象的の議論であつた。

銀貨國向、輸出助成か否かの論點に於て、兩說を比較するに、金本位說は、金本位支持說に比して重大な缺點があつた、此の缺點は、銀貨國向輸出に就ても尙、印度支那は、金本位を有利とすることである、それは米、護謨等の世界的價格の標準は、金であることであつて、金本位の採用に依つて、印度支那は、同一生產狀態の競爭國と、同一地位に置かれ金貨國向輸出に於て、原價採算の安定を得る利益あると同時に、銀貨國向にあつても別に、支障を來さず、單に他國と、同一地位に置かれると云ふことに過ぎず、而して、金貨國向輸出額が、銀貨國向よりも多額である、印度支那の如き國にあつては、金本位が銀本位に優ることは勿論である。

B、對金貨國輸出

金貨國への輸出貿易に、金本位の採用が、有利であることは、一見明かなことの樣に思はれるが、それを檢討するに當つては、又一つの具體的研究を要する。

輸出助成の上に、金本位の採用が、印度支那に重要なりとする、第一の論據は、輸出販路の開拓である、支那は西貢米の需要地として、重要ではあるが、輸出當業者及有識者の、常に憂慮する處は、支那への輸出が、極めて不規則性を有することであつて、支那人の國民性として、米は絕對の需要でなく、長江以北の如きは、米は他の穀粉と競爭の地位に置かれる、又將來、支那內地交通の發達した場合は、內地米の需供平均されて、外米の需要は、減少するであろうことである。

之れに反して、歐洲を主とし北米、中米等にあつては、將來米そのものゝ用途は、益々多岐に渉つて發達すべき可能性があり、歐洲の如き、既にパン混入用粉、又は家畜飼料等に、需要益々增加の傾向がある、此の新方面に、規則的需要を起すことを得ば、他方に海峽殖民地、爪哇等の、既存販路があり、一方に日本、比律賓等の販路を有し、將來產額激增となるも、先づ憂慮を要せぬことゝなるであらうと云ふ見解である、之れが爲め、輸出助成を目標として、第一に、金本位の採用を、急ぐ必要があると云ふ、議論である。

此の論據は、誠に理由あるものであるが、之れに重きを置くことは、餘りに杞憂であると考へる、支那は依然として大得意であるべく、生產過剩は、價格の低下となつて、益々需要を喚ぶことゝなるべく、生產品が、米である限り、從來且て輸出不能に陷つた例なきことは、よく此の調節を、說明して居ると思ふ。

第二の議論は、吾人が全部を背定する處であつて、それは銀本位、殊に銀貨ピアストルの狀態が、

既存海外市場との關係に於て、餘りに取引障害が、多過ぎることである、此の障害を除去する爲めには、金本位の採用は、絶對に必要であることは、總ての方面に、認められたことであつた。

障害とは實に左の如き狀態を云ふ。

銀本位が、金貨國向け輸出に及ぼす影響には、三段の階梯がある、第一は、銀價騰貴の場合には、輸出を全然不能ならしめることであつて、之れは、仕向地の事情に依り、輸出品が、絶對必需品ならざる場合には、他の代用品に、市場を奪はれることゝなる、例へば、西貢米が、玉蜀黍若くは小麥に依つて、代られることである、第二は、競爭生産國ある場合に、その競爭國に依つて、市場を奪はれることである、倫敦市場に、西貢米が入らずに、蘭貢米が入り、新嘉坡に於て、印度支那の、護謨錫等が、兎角入り得ざりし如き事例がある、第三は、競爭國に對して、不安定の地位にあることである、日本への外米の輸入が、兎角蘭貢米の方が、安定的であつた如きは、その好例である。

此の如くして、銀本位は、金貨國向輸出には、不利である殊に、ピアストル銀本位の如く、複雜な不安定性がある時代では、その程度が、更に甚しかつた、第一段と第二段の現象は、茲に說く必要を認めぬ、第三段の不安定性に就ては、左の如くであつた。

輸出商談は、多くの他の南洋各地に於けると等しく、積出地に於ける、本船渡價格であるが、此の値段の交涉に際しては、金貨國に於けると異なり、爲替相場の變動が大である丈け、複雜な考慮を要した、一口の取引高は、商品の性質上、常に最低五六萬弗、平均であつて、小資本の輸出商が、此の危險を負擔することは、不可能である、此の結果、總てが Firm offer 制で、取引される、即ち、地元買付先に對して、一定時間内の、offer を求め、銀行に對して、爲替相場に就ての、offer を求め、初めて、原價を採算するを得ることゝなる、例を西貢米に採れば、此の時の採算は、大約左の標準となる。

（擔に付）

前貸金利息	三仙
買辨手數料	二仙
本船迄舟賃	五仙
舟船保險料	三仙
輸出稅	十五仙
小計	二十八仙

之れに買付價格を、加算したものを、銀行の出した爲替相場を以つて採算して賣値との差が、幾何となるやに依つて、商談の成否が、決定する譯である。

然るに、此の制度は、過分の無理を含む、二十四時間乃至四十八時間に涉る offer には、地元精米所も、銀行も、充分の危險を見込んだ、高相場を出すは、自然の傾向である、一方に又、地元の米相場は勿論、輸入地に於ける外米相場も、西貢米に對しては、銀價の高低は、需供關係以外に、變動の副因となる、かくして、賣買關係者全部が、複雜な採算基礎の上に、立つことゝなり、輸出商談の阻害される程度は、甚だ大であつた、但し一面に又、利益もある、それは、銀價の低落傾向が、明かであつた場合には、爲替の投機的呑行爲に依つて、出來得べからざる商談も、出來得ることであるが之れは玆に、問題とするに足らぬ、程度である。

普通の商取引に依らざる輸出、即ち佛本國及歐洲向積荷品の如きは、本支店間に行はれる、投機取

引に類するものであつて、それが長期に渉ることに依つて、銀本位の危險は、絶大である、佛商社が銀本位廢止を贊成したのは、此の點で大に有力であつたのは、自然の成行である。

C、輸入市場

銀本位が、輸入市場に及ぼした影響は、市價の浮動と、取引が投機的要素を免れ得ぬことであつた、關稅政策に依つて、印度支那の需要を、能ふ限りの限度に、自國品に獨占せしめようとした結果、廣東、香港等支那よりの輸入は、漸次減少の傾向となり、近年の市場は、佛國品を主とする有樣となつた此の傾向は、銀本位との正面衝突となる、即ち、輸入取引の系統が、主として支那商印度商を經由するものであり、卸賣取引の總てが、銀貨ピアストルに依つて決濟される、最終の取引先は、奥地小商人である彼等に、金建決濟を要望することは、到底不可能である、更に又、大額の官廳納入品の如きも、その支拂は總てピアストル建であつた、市中相場は、ピアストルに依ること勿論である。

斯くして、輸入品の市價は、徹頭徹尾浮動性を離れ得なかつた、棉花、生糸、鐵、その他の一切の工業原料市場の高低と、本國製品市場の變動とが、金價格で表示される以外に、金の變動即ち銀價の高低と、ピアストル相場の騰落とが、市價の反映となつて、騰落することゝなり、殆んど安定性の、何物をも見得ざる狀態であつた、此の現象を、逆に行つた、西貢、海防等の都會に於ける、フラン建小賣相場は、商品騰落の危險を、買人に負擔させた方法であるが、買人より見た市價の變動は、一層具體的に、激烈であつて、浮動は更に、底止する處を知らぬ狀態であつた。

輸入取引は又、仲繼問屋の手を經た、折衷式卸賣制度である關係上、輸入業者の取引は、投機的機構と云ふ外はなかつた、即ち、一定の輸入量を處分する迄に、一方に於て、市價の變動が激烈であり、

その賣上額を豫定するを得ず、他方に於て、賣上げたピアストルそのものゝ、爲替危險を負擔するを要する、それが果して、輸入手形金の決濟に足るか、或は又、餘期以上の餘剩を生ずるか、殆んど尋常の用意を以ては、豫見し能はぬ、僅かに銀價が安定した時にのみ、採算の基礎を得るのみである、從つて輸入爲替の取極相場が、既に全然見込に基く、輸入期限も又銀價に關聯した投機となる、此の結果各輸入商の見込が、略一定した場合は、或種の商品、例へば綿布の如きは、輸入期が、各商殆んど同時となり、不測の堆荷狀態に陷つて、輸入市場自らが、低落の素因をなすことも、稀でなかつた。

要するに、輸入に取つては銀本位は、遂に原則的に、最惡の制度であつたことに識者の意見は一致する。

第七節　勞銀

印度支那は既に、勞力の缺乏に苦しむ時代となつた。勞銀問題が、喧しく論ぜられるに至つたのは、一九二五年以來であつて、その悉くが、銀本位との連繫であつた、由來印度支那には、浮動勞力は存在せず、農耕の大部分は、家族勞働であつて、大農の一部には、孤兒、極貧者等の農僕を使用して居たが、之等は純粹な長期契約勞働であつた、耕地の漸增は、人口の增加に依る新家族の手に依つて行はれた、一般の苦力勞働は、人口の密度の高い東京（トンキン）デルタ地方から出る、少數の國內出稼勞働で、充分に補足し得た。

戰後に至つて、此の調和は漸次破られることゝなつた、各所に開拓された、新興農林業、例へば護謨、珈琲、胡椒、茶、及石炭、錫、亞鉛等の鑛業は、地方の過剩勞力で、供給を受けるには、不足の時代に達した、場所に依つては、新開地は全然農村と掛離れた、森林地帶である爲め、專門の勞力を

要求することが、多量となつた。

此の問題は、既に前から存在した、アンロック、ゴム會社の如きは、戰前既に、南方爪哇移民を輸入したが、忽ち爪哇の輸出禁止に逢つて、中止した、或者は又、支那人苦力を輸入したが、彼等は、周圍の狀況が、小商業を可能ならしめるのを知つて、忽ち四散轉職して、勞働を避けた、その他の移民は、氣候の關係上、不適當である、玆に於て問題は、勞力の過剩を、國内の何處に見出すかであつた、交趾支那は、人口密度は高いが、耕地が廣くて、到底過剩がない、安南の山地の貧民は、家族移住をやるも、結局故郷へ歸る傾向がある、唯一の處は東京（トンキン）である、之は既にニューカレドニア方面迄勞働者を輸出して居る、農林業者の注意は、東京（トンキン）に集中した。

參考の爲め左に、最近の人口密度表を左に揭げる。

	面積（平方哩）	總人口（千人）	密度（一平方キロ）
安南	五八、〇〇〇	四、九三〇	三三
東蒲塞	六八、〇〇〇	二、四〇〇	一四
交趾支那	二五、〇〇〇	三、八〇〇	五九、平均三六
老撾（ラオス）	九〇、〇〇〇	八〇〇	四
東京（トンキン）	四五、〇〇〇	六、八五〇	五九

東京（トンキン）には併し乍ら、年來の懸案である多くの土木工事と鑛山業者の需要がある、南方農林業者の勞力吸集は、勞銀の騰貴となつて、一九二五年以降、之れに關する國内の論爭が起きた。

勞銀の騰貴が、勞力の不足から生じると同時に、銀貨本位の與へる影響が又、漸次深刻となり來つた、初期にあつては、左程問題とするに足らなかつたが、事業の年次的に擴大し來つた、護謨山業者中の大會社の如きは、一九二七年以來、所要苦力が、約五萬人を必要とするに至つて、日々の勞銀支出が、甚しく不安定となつた、嘗ては一日僅かに三十仙であつたが、漸次昂騰して八十仙に上つたが銀貨下落に依る物價昂騰は、此の騰貴を益々助成する傾向となつたと同時に、生産品の市價は、益々下落して更に慘憺たる境地に陷つた、一九二五年迄の Boom が、急轉して、市價は慘落しつゝあつたが交趾支那に於ける栽培業者は、勞銀の騰貴に惱まされ、經營到底不可能の狀態に陷つた。

交趾支那の護謨は、勞銀の低廉なことに於て、最も有利な地位に居つた、經營に最も經濟的である西貢附近、卽ち附近農民を半日勞働として傭入れ得る土地にあつては、一人の勞銀は二十仙で足り、之れを基算として生産費はキロ五十仙で充分であつた、卽ち市價が五十仙を支へ居る間は、充分に經營し得た、之れは、山林地帶で、半日勞働者を得ざる所にあつても、同一であつて、そこでは、三十五仙を支拂ふを要したが、山林地帶は主として、赤土であつて、ゴムに施肥を必要とせぬことに依つて、相殺された馬來爪哇等に比して、市價騰落に對する抵抗力は、約三割以上強かつたのであるが、勞銀の騰貴は、此の採算の基礎を、根本的に覆さんとしつゝある。

護謨園の經營費に付ては、玆に之を詳述することは、本編の問題以外となるが、左は實際經營者の採算で、稀に得る材料であると信ずるを以て、玆に附記する。

百「ヘクタール」に付

開墾費

買入費	一「ヘクタール」	六〇弗
開墾費	〃	二〇弗
植樹	三萬本	一本 四仙
雜費		一、二〇〇弗
小計		一、五〇〇弗
		一〇、七〇〇弗

維持費年額

苦力頭	二人 月給二五弗	六〇〇弗
定傭苦力	四人 同 一〇弗	四八〇弗
肥料	一本五仙	一、五〇〇弗
除草費		二五〇弗
雜費		一、〇〇〇弗
小計		三、八三〇弗
六ヶ年合計		二二、九八〇弗
合計		三三、六八〇弗

（近隣農民半日）

七年目よりは三分ノ一、八年目より三分ノ二、九年目より全部を搾取し得るものとして、此利息年一割約八千弗、一本約一弗五十仙の原價となる。

七年目以後の原價は、一本年一キロの生産として、漸增搾取法に依り、

利息	二五仙
苦力	二〇仙
箱代	一仙五
維持費	二仙五
計	四九仙

此の如く經營費の大部分を占める勞銀は、切實に日々支拂ふことゝなるが、生產品の市價低落は、金價採算の上に、既に損失を免れぬ以上に、又銀貨換算率の上の差損を負擔するを要することゝなり、一九二九年十月、大小業者は、農業會議所を通じて、政府に向つて、その救濟策を歎願すると共に、金本位採用の要望を具申した。

第八節　投資

銀本位時代の、最も難問題となつたことは、疑もなく、本國投資である、海外投資は、印度支那の保守的空氣が、之れを許さない、投資を恐れるよりも、寧ろ從前の所謂、印度支那人の地盤を失ふことを恐れる爲めであつて、現狀より推して、玆暫らくは、到底外資の入ることを、恐れる空氣は、拔け切らぬことゝ思ふ。

本國投資の經過を考へると、過去にあつては、甚だ遲々たるものであつた、佛國統治以來、既に七十年に及んで居るに拘らず、本國資本の招致は、甚だ小額であつた、源因は簡單である、印度支那を外國視して、企業が政治上、經濟上甚だ不安な素地の上にあると云ふ見地からと、銀本位に依る、危險を恐れたことの、二つである、前者の觀念は、大戰直後に至つて、初めて一掃された傾があるが、後者に至つては、佛國資本家に、大投資を敢行せしめる大きな障害であつた。

自然の成行として、印度支那に於ける、投資團は、一箇の別な、グループを作るに至つた、印度支那商工會は、その表徵の一つである、此のグループに屬する者は、印度支那銀行、及中法商工銀行系統を除いて、概して、現地出身の、實業家である、即ち、當初の彼等の資金は、印度支那に於ける、小企業に依つて、得た利益の集積である、資金そのものが、既に銀資であつた此の小企業を基礎として、多くの株式會社が簇出したが、關係者の大部分、資本家の大部分は、依然として殖民地投資團を中心として居る。

斯くして、集まり來つた資金の總額は、どの位であるか、之れを詳細に研究することは、玆に避けるが、大體に於て、現在約六億弗見當であらうと、云はれて居る、日本の滿洲投資が、十五億圓以上

に達して居るに比して、完全な統治權を有する、印度支那に、此の投資額は、如何にも貧弱である。

銀本位は、一般に、實質以上の恐怖を與へた、彼等の云ふ處に見るに、一つの企業會社が擧げた利益が、ピアストルである限り、銀價とフラン爲替の狀態で、配當率は變化する。此の危險は、單に銀本位であることのみに依つて生ずる。

投下企業資金に對する、價値變動の危險は、更に大である、戰後投下された資金の、大部分は、一九二八年頃に至つて、フラン還元價値に、殆んど半減されたことゝなる、例へば、假に二十法の時代に投下した、二百萬法は、十萬ピアストルとなつたが、之れを一九二八年の十一法に依つて、還元すれば、百十萬法となる、二十法時代の、四割配當を續けるには、十一法時代にあつては、八割以上の利益を必要とする、此の比例に適合する樣に、印度支那現地に於ける、投資對象の、不動産動産等は銀貨表示價格に於て騰貴せぬ。

經營方面に於ける、實質的危險は、更に複雜である。一個の事業會社が、日々の事業經營に、支出する經費は、直ちに金資の銀化であつて、收益は銀資の金貨還元である、如此して、動産と不動産への、固定投資は、日々の金貨價格に、變動を生ずることゝなる、玆に於て、唯一の堅實な、經營法は爲替變動準備の、充分な積立金と、實際必要程度以上の、固定資本消却があるのみである、此の方法を誤つた場合には、ピアストルの、昂騰に際しては、配當の減少となり、日常經營の困難となり、ピアストルの低落の場合には、固定資本の價格減少となる、爲替關係の不安定は、切實に、企業の不安定を結果する。

實例を見るに東京（トンキン）の鑛山業者は、戰後の銀高時代にあつては、經營資金の渦潤に惱まされ、慘澹たる狀態となつた。一九二九年末、金貨改定直前にあつては、一切の商工業、農林業會社は、資産の減少に戰慄したが、銀價の前途は、益々希望なき形勢となり、十法改定の、寧ろ安全であることを悟つて之れに贊成した有樣であつた。

銀本位は、佛國の如き國の、資本を招致することには、絶對の障壁を立てるものである。殊に大額の金貨公債の如きは、印度支那に取つて、その危險が重大である。金貨改定の必要は、此の點から見れば、頗る急であつた。

斯樣の狀態に於て、尙六億弗の金資を吸引して居たことは、寧ろ好成績と云はなければならぬ、證券投資の廣汎な巴里市場で、印度支那の事業株が、尙相當な吸引力を持つたことは、何に起因するか、それは尙原始的狀態にある、印度支那で經營される、事業が多くは、獨占性質を帶び、危險の大なるに拘らず、利潤が頗る大きかつた爲めである。

第九節　印度支那銀行と爲替市場

銀本位時代の爲替市場は、兎もすれば、餘りに敏感に浮動する本質的條件を備へた。銀塊の變動と、貿易尻の季節的變動と、ピアストルの需供調節の不能とが、交錯して、複雜にして銳敏な變動性を有した上に、市場は又、之れに依つて生ずる硬寒性を有した。即ち、貿易資金と、爲替が、季節的に偏倚するのを、免れない條件であつたことは、各銀行の爲替持高に於ける立場を、多くは同一にした。換言すれば、輸出盛季、例へば、新米の出盛季の上半期、殊に三、四月の頃は、米市場が軟調の爲め、海外商談の出來高が多い關係上、輸出爲替の出現が多いに反して、下半期殊に、年末にかけて輸出市場は、閑散となるが、舊正月氣構で、輸入は最も活氣を呈する。各爲替銀行は、此の狀態の下

に、大底同一立場に、置かれることが多い。

偏倚性に、一層強力な源因を與へるのは、印度支那の、極端な保護關稅であつて、各外國銀行は、その所屬本國又は、殖民地からの、固定的な輸入爲替を得ることが、小額である、佛國銀行は、此の點で、常に一步優越した地位にある。香港よりの、輸入は、佛本國に次ぐ、大額であるが、全部を支那商が取扱ふ關係上、爲替付のもの殆んどなく、之れは、浮動的需要の電信送金である、輸出爲替に對しては、各行殆んど總てが、何れの方面向の米爲替をも、自由に取扱ひ得る、それは、西貢米の取引條件が、商品の本質上、爲替市場の條件上、佛國向、香港向等の積送品を除いては、總て Confirm Open Credit を要求する爲めである、かくして、輸出爲替は、各行に散在するに反して、輸入爲替は、極めて局限された、範圍内にのみ得られることゝなる爲め、各外國銀行は、兎もすれば爲替の買持となり。銀價が、高値傾向にある場合は、浮動的な市中の、爲替買人の吸集に向つて、全力を注ぐことゝなり、一層市場の偏倚性を助長する。

爲替の買持に對し、最後の賣埋は、他銀行の買人を求めるか、印度支那銀行へ爲替を賣るかの外、方法はないが、同行の採算基礎の關係上、英貨の電信爲替を賣ることが、賣人に取つて、多くの場合利益である、同行はかくして、爲替市場には、實質的に、中央銀行の職能を與へられて居た。

此の職能は、印度支那銀行に取つては、爲替統制、資金調節の目的に利用される、公的運用の場合は勿論、同行自體の立場からも、之れを逆用されることがあつた。市場は、同行の自衛行動の爲めに却つて益々偏倚性を强める傾向を見ることもあつた、源因は簡單である、中央銀行として、發行權を與へられて居り乍ら、舊制度の下にあつては、印度支那銀行は、公式に、爲替市場の統制に、何の義

務をも、附せられて居なかつた、爲めである、總督府側から、特別な强制のない限り、同行は、固有の特權と、强大な資力の下に市場出動の自由を有した爲めである。

同行は此樣に、市中銀行の、最後の持高を、自由に吸集して、有利に處分し得ると同時に、資金の低廉を利用して、必要の場合は、思ふ儘に自ら輸出入爲替を吸集し得る立場にあつた、即ち輸入爲替は、印度支那に於ける得意先の關係上、最も巨額の佛國手形を吸集し得ると共に、金庫の本國送金、その他の賣爲替を得ることに於て、爲替持高の上に、既に優越し居る以上に、輸出爲替資金は、他行と全然異なり、無利息資金の買爲替は、海外取引銀行預託に依つて、利息を生ずる、此の兩要素の爲め、賣買双方に於て、到底他行の及ばぬ、小差額の爲替相場を出し得ることゝなるものであつた。

此の結果、輸出爲替の吸集上、印度支那銀行に對抗せんとする場合は、唯一の方法としては銀價と市場の先行見込のみである、他銀行は、多少の投機的採算を供はざれば、採算不可能となるか、若くは市場の硬塞に直面して、損失を免れぬことゝなる危險がある。

銀貨の輸入禁止制度と、保護關稅政策とは、此の如くして、印度支那銀行の發行と微妙な關聯作用を生じた、政府が爲替統制に就いて、特殊の拘束を加へざる限り、爲替市場は同行の態度如何に依つて、益々偏倚性、梗塞性を助成されることを免れなかつた、事實上同行の西貢支店は、大戰以來銀本位時代に涉つて、巨額の爲替利益を擧げ、同行各支店出張所中の、利益の半額は、西貢支店で擧げ得たと云はれて居る、過去十年間、同行は實に、三割乃至四割の配當を繼續し得、印度支那に於ける企業中で、群を拔いた成績を示した、舊制度時代は、同行の黃金時代であつたと、云はなければならぬ。

第七編　現行幣制

第一章　金本位改定の過程

第一節　フランの回復

フランの事實安定は、如何にして行はれたか、ポアンカレーは、内閣に復歸すると同時に、佛國幣制の大改革を企て、その諸準備行動に、全力を傾け、二ヶ年後の一九二八年六月二十五日に至つて、遂に大事業を完成するを得た、その間の推移は、周知の處であるが、印度支那の幣制改革に、重大な關聯を有するを以て、煩を厭はずその大要を左に列擧する。

（一）發行銀行と國庫との嚴別。

ポアンカレーは先づ、中央銀行の發行業務と、國庫事務との嚴別を決行し、國債消却準備局制度を作り、フラン低落の主因である、Inflation を抵制せんとした、此の時、政府發行の短期國庫證券は、六百四十億フランに達し、その償還に逐はれる有樣であつて、此の償還の爲めに、前來の諸内閣は、銀行券の增發を餘儀なくされつゝあつた。

（二）國債償還財源の新設。

新に增發することなしに、此の償還を繼續する爲めポアンカレーは、國債償還局に、特別財源を供與することゝした、此の財源は、現在尚存する相續稅、煙草專賣稅及一般豫算中の或る種の收入である。

（三）財政の均衡。

政府の一般及特別豫算の平衡を計り、兌換の增發を防ぐことは、フラン安定の大障害を除去することゝなる、此の爲め國稅の增徵を敢行した。

（四）人心安定方策の實行。

最後に、一般人心の安定を計ることに努力した、それは爲替の安定に、最も重要な効果を齎らし、二つの現象となつた、一は外國逃避の佛國資本の歸還であつて、佛國の對外勘定を著しく改善した、その二は、國庫の佛蘭西銀行に對する、負債還却の爲めに、發行した、國民公債の應募が、極めて好成績であつた。

（五）國債の整理

之れ等諸準備行動が初められて以來フランは漸次改善せられ、六ヶ月後の一九二六年十二月には、英貨は一一八法となり、同年七月に比して半ばその價値を回復した。

一九二七年七月ポアンカレーは、三ケ月期限大藏省證券を廢止し、次で一九二八年二月以降は、一ヶ年以内の短期國債を發行しなかつた、一九二七年以降、國債の整理はかくして着々進捗し、同時に利率の引下げを斷行した、結果國債償還局は、豫期以外の資金を得た。

（六）外貨政策。

佛蘭西銀行は此の時機を外さず、外貨政策を、强力に實施した、倫敦ブラッセル等に於て巧みに宣傳し巧妙なフランの賣買を實行して安定點に導かんとしたことで此の爲めに中央銀行、本國有力銀行團は素より、殖民地發券銀行をも動員したと云ふことである。此の方法は市場を動かすに大きな効果を生じ、フランは徐々に事實安定點に向つた。

第二節　ピアストルの事實安定

フランの事實安定と法律安定は、ピアストルの金本位改定機運を劃期的に決定せしめた、發券銀行の統制と、金資金積立に成効した政府は、最後の目標十法を以つて、對外爲替の安定を計る爲め、一九三〇年に入つて、愈々その態度を暗示し、印度支那銀行をして、實行せしめることゝした、此の前後に於ける市中相場は、左の通りである。

Piastre					
1929	14 Dec.	10.30	1930	1 Jan.	9.85
	19 〃	10.30		2 〃	9.90
	23 〃	10.15		4 〃	9.95
	24 〃	10.10		5 〃	9.90
	30 〃	9.90		7 〃	9.95
				8 〃	10.05

市場は政府の態度に就いて、大約了解し乍ら、實現の時期に付いては、到底判斷を下し得るものがなかつた、之れより先き、既に十法安定を想定して、輸入商は一九二九年十一月以降、頻りに先物豫約買付を急いだものもあつたが、市場投機を極度に恐れた政府と、印度支那銀行は、更に態度を糊塗し、茫漠とした形勢に、揣摩臆測隨所に行はれ、印度支那銀行の遣り方より、暗中模索を試みるに過ぎず、眞相を捕捉するは至難であつた、此の時期には、政府と印度支那銀行間に締結された、新協定さへ、極秘の內に取扱はれ、市場の的確に知り得たるは、單に印度支那銀行の、銀貨現送のこと丈けであつた。

印度支那銀行は、一方に於て又、市中待機輸出爲替を一掃する必要と、自行の立場を顧慮せざるを得ざる場合であつた、既約輸入爲替の巨額は、頗る危險であり、十法安定を輸出商に知られ、市中銀行に知らるゝことは、最も苦痛とする處であつた、隨つて最後の瞬間迄、安定相場への接近を避けたにあるやを大に疑はしめた、此の爲め銀安見込、安定見込を以て、待望した輸出商も、市中銀行も、一月八日は前日の銀塊が、二〇片一六分ノ五であつたが、對佛爲替を一〇法一〇山とし、眞意の奈邊先づ思ひ切つて賣るを安全とする考が、一般に擴まつて、輸出爲替の取極が、一巡したるを見定めた同行は、一月十日に至つて、俄然建相場を、電信賣九法九七、參着賣一〇法に引下げ、之れが政廳の命令であることを公表し、茲に初めて一〇法安定の、政府の方針が判明するに至つた。

一月十四日河內(ハノイ)總督府は、安定に關する Communiqui を發表し、翌一月十五日附で印度支那銀行は、市中銀行支配人に、左の書信を交附した。

（檢第十五號）

一九三〇年一月十五日

各組合銀行宛

印度支那銀行西貢支店

監督役ポール、ガネー

拜啓

印度支那總督府は、昨一月十四日公文を以て、印度支那銀行が、發行銀行に指定されたる、一定基數より、一パーセント以上、若くは以下を超過せざる、相場を、巴里向一覽拂の直物賣買に適用することに依つて、爲替市場の實需に、應ずることを契約せる旨、通告し來り候。

指定相場は、一〇法なるに付、左の通り得貴意候、即ち最高制限、即、

ピアストルの買入は九法九〇山、ピアストルの賣却は一〇法一〇山

を以て、西貢印度支那銀行は、直物一覽拂手形の、取引に、貴需に應ずべく候。

實際には、各銀行關係取引は、一覽拂と電信爲替との、爲替差を計算の上、電信爲替の形式にて、實行のことゝ可相成、爲替相場が、英貨又は米貨にて表示されたる際は、フランのパリチーに基き可申候。

右可然御承知置被下度候　敬具

政府は　一〇法を以て、對外爲替標準とし、之れに依つて、市中賣買爲替の、決濟を自ら引受け、印度支那銀行をして、その實行の衝に當らしめんとしたものである、即ち同行は、政府勘定を以て一切の爲替賣買をなし、法律安定に至る迄、爲替危險は總て、政府で負擔することゝなつた。

直ちに幣制改革を行はずして、事實上の安定を計つたことは、その原則的必要以外に、又準備行動としての、諸般の手段が、未完成であつた爲めである。

第三節　一〇法安定の批判

A、一般反對論

一〇法を以て、安定を敢行した、政府の態度に就ては、印度支那にあつては、事實の成行を注視して、輿論は極めて平靜であり、概して此の方法を、歡迎した形であつた。一月以降、銀價の漸落は、一〇法安定であつても、尙且つそれ以上の低落を、救ひ得た事實は、寧ろ不幸の防止であつたことを一般に認めしめた。

併し乍ら、一般資本家と事業家の腦底には、一〇法に就て異議があつた、彼等の投資はピアストルの平價切下に逢つて、不當に削減された結果となる。何故に玆に到達する以前に、安定を實行せざりしやと云ふ、怨嗟の聲である。

此の不滿は、本國の輿論の形を取つた、之れに加ふるに、純理論から一〇法改定を非難する者が出て、事實安定の一九三〇年一月から、法律安定の同年六月に至る迄、本國に於ては、大分喧しい問題となつた。

一般的に云へば、一〇法改定は、輿論の傾向が甚だ不人氣であつて、己むを得ざることゝする背定論は、極めて微力であつた、多くは改定相場引上を要求した、代表的な論者の云ふ要點は、左の通りである。

大戰に先立つ一九〇九年より、一九一三年に至る時期は、爲替及物價變動の基準率を作るものであるが、此の時ピアストルは、平均二法五〇を維持した、現時の切下相場に於ては、一二法五〇である、此の時代銀は平均二五片二分ノ一であつた。

更にフランの事實安定時、一九二七年七月一日から、一九二八年六月二十五日に至る、一ケ年間に於ける、ピアストルの平均相場は、一二法七四、銀は平均二六片三四であり、フラン改定法の實施以

後、一九二八年末に至る期間、即ち佛國新幣制實施後の六ケ月間にあつても、ピアストルは尙、平均相場一二法五五を維持した、銀價の急落が、ピアストルの下落を導くに至つたは、一九二九年一月以降のことである。

一九〇九年より、一九一三年に至る、五ケ年間と、一九二七年七月一日より、一九二八年十二月三十一日に至る期間は、銀價は殆んど同値であつて、ピアストルも亦、約一二法五〇を維持したことゝなる、此の兩期間の間の、年月は、世界大戰に依つて、經濟界に未曾有の混亂を與へた、非常時期であることに依つて、之れを除外して、考慮するときは、ピアストルは、一九二七年の、佛國常態回復期に、戰前常態時と、同値となつて居り、此の兩端時期の相場は、殆んど接近して居る、故に、ピアストルの常態的價値は、一二法五〇と云ふことが、最も實際に近いものであつた。

政府が適當な時期即ち、一九二八年に、ピアストルの改定を實行しなかつたのは、惜しむべきことであつて、此の時機にあつては、何の損害を與ふることなく、單に事實安定を基礎として、實行し得たであろう、政府の措置は甚だ惜しむべき遲滯であつた。

一〇法を改定相場として撰定したことは、どんな結果を招いたか、それは直ちに印度支那の購買力を減殺することゝなり、輸出力の旺盛な、印度支那に適切ならざる方策である。

此の議論は、有力な支持者を得た、それは Archimbaud であつて、『ピアストルの平價切下は、幣制改革の趣旨に反する、低率相場に依つて、金本位改定を計ることは、印度支那の經濟界に、重大な動搖を來すものである』と主張した。

B、Archimbaud の反對說

Archimbaud は、長年下院の殖民地委員長であつて、印度支那を初め、各殖民地の經營問題に就ては、多年の經驗と研究を有する、印度支那の一〇法安定に就いて、左の反對意見を述べた。

『一九三〇年に入つては、銀價は既に、二〇片を割つて居る、ピアストルは、一月一日、九法八五となり、その地金比價は、既に八法七二五に過ぎぬ。

殖民大臣が、一〇法安定を命じたのは、全く銀の崩落を恐怖した結果である。

一〇法の改定相場は、何處迄も排拒すべき性質のものであつて、印度支那の社界的經濟的條件に、悲しむべき惡結果を及ぼす、此の改定に依つて、物價が貨幣價値に定着するには、相當長期間を要し給料、賃銀も、長期に渉つて、固定性を失ひ、物價騰貴に依つて、土民の生活困難を來す、物價が新貨幣價値に歸着せぬ限りは、土民勞働者は、消費物價格の騰貴に苦しむ、之れは政策上重大な結果を來すものである、同時に、小資本家は、幣制改革に依る、反動的影響に耐へ能はず、倒產者を出すに至るであろう、此の現象は、既に事實となつて、現はれつゝある。』

更に一九三〇年度、殖民地豫算報告に、左の通り記述した。

『ピアストルは、大戰前時代に比して、價値を低下せしむることは、避くべきである、低價改定に依るとすれば、生產業者、輸出業者を益することゝなるが、生產費の、主要素因である、賃銀は騰貴して、却つて重大な、損害を受くるに至るべし』

『尙一〇法改定が、その低相場に依つて、外國資本の招致を、助長すべしとする說に對しては、之れは、一種の假想に過ぎず、外來資本の入國は、改定相場の率にあらずして、爲替の安定である、外國資本家に取つては、一〇法が、一二法五四となるも、資本の回收時期に、一二法五〇であれば、何の

危險も感ぜざるべき筈である』と主張した。

C、平價切上改定說

フランの安定法施行に先だつ數日前、一九二八年六月二十一日、ポアンカレーは下院に於いて、新平價切上の、惡影響を述べた、之れは後に、印度支那の幣制改革に就て、當時の中央政府の、意思標準となつたと傳へられる。一ケ年後、ピアストル事實安定が、生じた影響を、ポアンカレーの主張の各項に比較して、平價切上の、印度支那に惡影響を及ぼさざることを、說く者が、相當に多數であつた。

參考の爲め左に、平價切上反對論を擧げる。

(一)フランの平價切上は、フランの購買力を增進するに從つて、貨銀と給料の低下となり、結果として、罷業を起し、失業者を增加すること。

之れはピアストルの安定に對しては、當嵌らなかつた、一〇法事實安定後、單にピアストルを以て、定められた官吏の俸給を、改正する必要を生じたのみで、給料その他の勞務報酬は、ピアストルが、一一法以上の、購買力を有した時と、同一點に止まつた事實は、平價切下、勞銀の適合に、相當に長期を要し、其間に複雜な、徑路を通過することを、示して居る。

(二)平價切上は、その切上率に應じて、發行銀行の、保有準備金の、價格を減少せしめること。

此の主張は、印度支那にとつては、適切であつた、印度支那銀行の、保有した、六千萬弗が十一法五〇、即ち平價より、一法五〇山切上げられたとしたらば、一五%の、値下りとなつて、金貨に於て五千百萬弗となつたであろう。

(三)對外債權にして、外國貨幣で表されたものは、切上の率と同程度に、價格の減少を、蒙るべきこと。

(四)對外債務にして、自國貨幣を以て、表示され、自國貨幣を以て、支拂を要するものは、平價切上に依つて自ら負擔を、增加することゝなる。

(五)國內貨幣を以て支拂ふを要する租稅の支拂に於て、稅額が、改定前と、同一である場合に於ては、平價切上は、之れを外國貨幣に換算して、負擔の增加となること。

印度支那にあつては、此の論點は、外國人殊に佛人にとつては、事實であるが、土人にとつては、事實とならぬ、前者はその所得を、主として、外國貨幣に換價するも、後者はピアストル以外關知せぬ、ピアストルに依つて表示された租稅は、印度支那が、平價切上に依つて、生するピアストル表示、對外債務の增加は、國內租稅の增加を必要とせない。

(六)平價切上は、各銀行の有する、外國貨幣資金の、價格減少となること。

印度支那に於ける。銀行業者は、既にピアストルの頻繁な變動に、充分の經驗と智識を積んで居り損失の機會は、常に敏速に免れ得る能力あるものゝみで、此の論點は、印度支那の銀行業者に、投機その他の場合の外、普遍的に、當嵌め得ず。

之を要するに、平價切上は、印度支那に取つて、その本則的缺陷の影響を受けること尠なく、寧ろ利益である點が多く、輸入市場の好調、物價の安定、勞銀の動搖制止に、大効を奏するであろうと、說く者が多かつた。

平價切上改定論者は、一九三〇年一月、一〇法事實安定が、實現された後にあつても、尙執拗に主

張を扞げず、その方法論として、要求した點は、大約左の通りである。

(一)一〇法安定は、悲しむべき事實であるが、既に實行されたことは、如何ともし難い、吾人は徒らに、過去を追及せず、政府が之れを基礎として、更にピアストルの、Revoluation を、實行することを要求する。

その方法として、第一に、印度支那總督は、直ちに佛蘭西銀行又は、海外銀行と借款を締結し曾て印度支那銀行が、市場へ賣出した銀と、略同額若くは少しく超過する額の、金資金を得ること。

(二)此の資金に依つて、政廳は自ら、銀の買人となり、ピアストルの地銀比價が、Revoluation に必要な高度に達する迄、買煽ること。

(三)銀市場が、ピアストルの純銀量二四瓦三の比價一〇法となる迄に、騰貴し、且つそれ以上に、上らんとするに至らば、一〇法安定を、抛棄して、爲替相場の昂騰を計ること。

(四)爲替相場が、一度 Revaluation に必要な、希望點に達した場合は、直ちに爲替安定を計り、再び銀價と、關係を絶つべき金貨改定を、實施して、ピアストルの、決定的金價値を定める。在外爲替安定金資金は、印度支那銀行が、保有する現在資金の、額で充分であり、新たに方法を講ずるを要せず。

(五)此の安定方策の、實行後は、銀市價の崩壞を避ける爲め、極めて小額宛に、分割して、買入れた銀を、賣戻すことに依つて、借入資金の、返濟をなす、此の賣買に依つては、勿論利益を期待することは出來ぬが、銀の買人氣を煽つた跡の、小額分割賣戻は、大した損失を招かぬものと思ふ。

以上の方法は、急激に、銀價を昂騰せしめることに、極めて有力であり、現狀に應じた、平價切上策として、最も損害と影響の小さい、方法と信ずる。

(六)萬一、此の賣買に依つて、損失を生じた場合は、中央政府が、當然負擔すべきものである、一九二八年に、當然行ふべかりし、ピアストル安定を延期し、一九三〇年に至つて、不當な平價切下改定を、行ふに至つたは、中央政府の責任である。

(七)印度支那の經濟界を、混亂さすことなしに、金貨改定を實施するに最適切な相場は、一二法五〇であるが、時機は餘りに遲れて居る爲め、之れを採用するときは、發券銀行の保有準備は、著しく價格を削減し、外國貨幣に依つて表示された、印度支那の對外債權は、甚しく減價されることゝなると同時に、ピアストルを以て、支拂ふべき對外債務は、甚しく負擔增加となる、一二法五〇は、現狀とは、餘りに隔離した、今日の實狀に適切な相場は、一一法四〇乃至一一法五〇であつて、之れは、一九二九年の、平均バリチーとなつて居る、一二法五〇は、最も理論的であるが、實行の困難な點から、之れを捨てゝ、一一法五〇を採り、平價切上の、希望を達するを要する。

殖民大臣ピエトリ氏は、財政家として、殖民政策學者として、一般の尊敬する人物であり、殖民地の金貨改定に就ては、戰後モロッコ總督として、ハサンの安定改革を實行して、充分の經驗を有するものであるが、ピアストルの改定に當つては、一〇法に執着したことの、理由の內には、相場指數が今後の計算に便であつて、本國との公私取引に、將來甚だ便宜であると云ふことに、擒はれ過ぎて、

多少此の改定相場の、適合性の研究を、疎にしたと云ふことは、又一般上論者の等しく不滿を訴へる所である。

モロッコと印度支那との、幣制改革問題の、比較に就ては、一九二〇年、委員會は、當時既に、左の通り說いて居る。

『印度支那は、何れの點からも、モロッコと、事情を異にして居る、印度支那の、現行幣制は、ハサンが、土人政府の創設した貨幣であり、佛國官憲は、之れに對し、關係を有せざりしに反し、ピアストルは、佛國政府の、創造である、その改制に就ては、佛國政府は、モロッコに於けるが如く、舊幣制に對して無責任であり得ず、佛國自ら作成した幣制の、諸條令に拘束され、民意に對しての、約束に束縛される、約束とは、印度支那に、購買力が、經濟需要に、適切にして、本質的堅實な幣制を、維持することの、意思表示である、從つてモロッコに行はれた、幣制改革は、印度支那の改定に對する、先例とも、模範とも、なし得ない。』

D、Rugaro の方法論と殖民大臣の答辯

急進社會黨代議士で、巴里大學教授である、Rugaro は、一九三〇年三月、殖民地豫算會で、大約左の意味の質問演說を試みた。

ピアストル安定問題は、一朝一夕に、出來上つたものではなく、三十數年間に亘る、關係者の、連續的努力の、結晶であり、就中 Paul Doumer. Albert Sarraut 諸氏に、負ふ所大である。今や印度支那は、準備銀を金に轉換したから、從來のピアストルも、何等かの形式に於て、金貨に轉換する方法を、講じなければならぬであろう、但し何と云つても、ピアストルの兌換を、如何にして、確保するかと云ふことは、重大問題である、安定の相場に就ては、見地を異にするに從ひ、諸種の議論を生ずるも、改革の堅實性と云ふ點から、考察せねばならぬ、既に實現した、改革を危ふくするものは、兌換準備の、不充分であると云ふことではない、吾人を懸念せしめるは、銀の問題である、印度支那が外國に對し、債務者となつたとき、銀塊を以て、支拂ふ方が、遙かに有利な場合があり得る、專門的立場から見て、改革が如何に蠱惑的であり、且つ成効させねばならぬことであるにしても、之れに弊害あることをも、認めざるを得ない、それは兌換相場から見て、ピアストルは尙完全な貨幣としての素材價値を持つことである、換言すれば、その實際價値は、兌換價値と、餘りに接近し過ぎる、此點から、印度支那に於けるピアストルは、金と兌換せざるものとせざれば、將來金銀比價の變動に累されることゝなるであろう、殖民大臣の、此の點に就て企圖しつゝあることは如何、或はピアストルの量目を、輕減するか、品位を低下するか、何れにしても、改革の成果を、今一層確實ならしめる方法の、必要を感ずる。

之れに對し、殖民大臣は、大約左の通り答辯した。

『ピアストルは、一九二六年、二七法と云ふ、最高相場から、低落して、同年末には、一七法に、一九二七年には、一二法八〇山に、一九二八年には、一二法六〇に、一九二九年十一月には、遂に一〇法五五となつた、ピアストルの安定は、印度支那の經濟狀態を、戰前以下とすることから救ひ、更に今後の銀塊崩落の損害より、免れしめる爲め、至急にその實現を、計らざるを得ない事情であつた改革の準備行動に當り、印度支那銀行にあつた、約千噸の銀を處分し、之れを金に代へることは、容易の事ではなかつた、印度支那總督府は、一九二九年十一月三日に、會議を開き、同月八日より着手

したが、最初一ヶ月乃至六ヶ月位かゝるであろうと豫測せられたが、實際は、僅か二ヶ月にして、達成した、若し此の行動が、尙長くかゝつたならば、恐らく現在の結果を、得なかつたであろう。

ピアストルが、一〇法と云ふ、簡單明瞭な相場に、決定された爲め、諸種の計算は、容易且つ迅速となり、有ゆる取引と契約と、母國との經濟關係の一切が、非常に便利となるであろうが、此の相場を撰擇するに當つて、政府の目標は、出來るだけ專斷を避け、兌換を實現し得る、嚴正な數字を得ることであつた。安定相場が、銀ピアストルの、パリチーに、餘りに近過ぎる懸念なきやの、問題は今後銀相場の、如何に關する問題であつて、現在豫斷を許さぬ、若し將來銀が、昂騰する如き場合ありとすれば、純分を切下げ、ピアストルの改鑄を行ふことゝなりはせずやと思ふ。』

第四節　安定の實蹟

事實安定は美事に成功した、輿論は反對もあつたが、それは主として、一〇法安定を否としたものである、その結論は、徒らに過誤を責める感情論であつて、方法論とはなり得ぬ、傾があつた、政府の遷延は、素より、重大な過失であつたことに相違ないが、それは過去の事實に屬する、銀價の前途に於て、高値の見極めが、着く迄、改定を待つことを、前提として、初めて、平價切下反對說は成立ち得る、然らずして單純な、切上改定を行へば、國內物價の不安定を招き、輸出入市場の混亂を來し拾收すべからざる、過渡期を出現すると同時に、國內貸借關係、國外債權關係の、不公平不均衡を來し、厭ふべき、結果を生ずるに至る、一部に行はれた改定說の如きは、問題が餘りに重大であり、到底實行し得べからざるものであつた。

銀價關係に於て、一〇法安定は成功した、一九三〇年一月、二一片八分ノ五に初まつた倫敦銀塊は月末、二〇片丁度に落込み、二月末、更に一九片八分ノ一となつた、以後四月に至る迄は、一九片臺を維持したが、五月に入つて、印度及支那の寶出巨額に達し、月末、一七片十六分ノ七となり、六月に入つて、低落歩調更に著しく、一五片臺に達した、六月二十四日ピアストルの法律安定前日に於ける銀塊は、一五片十六分ノ九、英佛爲替は、一二三法七七、に依れば、ピアストルの地金比價は、左の通りとなる、$15.9/16 \times 123Fr.\ 77 \times 0.0035\,192$ (constant) $= 6Fr.\ 77.$

即ち一〇法安定は、銀價奔落期に際して、ピアストルを崩落危機から救つた、六法七七は、之れを金フランとすれば、一法三五に過ぎず、戰前の崩落時代より、更に甚しかつた、萬一安定策の講ぜられざりしとすれば、物價と勞銀は、暴騰し、輸出の增加は、インフレーションを生じ、印度支那は、極めて危險な立場となつて居たであろうことは明かである。

政府の、安定策の實蹟を見るに、充分な効果を示して居る、之れは、在外資金が充分であつたことは、最も强力な源因であるが、一つには又、此の年、輸出が順調に行はれ、且つ安定時期が、輸出盛期にあつたことゝ爲替安定に依つて、海外資金の引揚を減じ、寧ろ少しく投資流入の傾向となつたことも、主要な源因である。

事實安定期間に於ける、對外相場は、一月より六月に至る六ヶ月間、參着寶一〇法を維持し得、參着寶佛國向最高一〇法より、最低九法九二山、倫敦向最高 1/7.9/32 より、最低 1/7.1/8 の間を、維持し實蹟は甚だ良好であつた。

A、準備銀の現送

事實安定となつて、準備銀の殘額の始末は、益々急を要したが、上海市場に、連續的に賣出すことは、銀の崩落傾向を、益々强めることゝなる、政廳は焦慮の內に、一月以降、順次每便船を以つて、積出したが、每船五、六百オンス以上とすることを躊躇した、それは法律安定に至る迄の、印度支那銀行の手許を、懸念した爲めでもある、然るに、二月に入つて、南京政府が、輸入銀貨に對して、課稅すると云ふ風說が立つに及んで、政廳は三月に入つて、一擧に大額の積出を行ひ、遂に所要の處分を完了し得た。

此の時に於ける、印度支那銀行の發行額は前年に比して稍增加した、前年末に、殺到した輸入爲替が、決濟期に際した爲めである、爾來準備を有せざる發行の過渡的時代に入り發行制限額には顧慮する必要がなかつたが、正貨準備として發表する數字は、極めて不明瞭なものとなつた、過渡的方法として、政廳勘定への現送に依る貸上金を、總て正貨準備として、許容した爲めに、一般は同行の手許狀態に就ては、殆んどその眞相を、知るを得なかつた。

B、印度支那銀行の兌換狀態

事實安定期に於ける、土民の印度支那銀行券に對する、信認の動搖は、最も懸念されるべき、問題であつたが、それは意外に無事に、經過するを得た、一九一九年の例に徵するに、一朝土民の間に、不安の空氣が擴まるに於ては、再び銀引換の要求となるべく、然るに印度支那銀行は、在銀の全部を現送しつゝあつた、事態が惡化すれば、法律安定に至る短期間に、再び兌換停止令を出すの、已むを得ざるべき想定となつて居たと、傳へられたが、政府は、此の點に就て、前回に鑑みて、極めて周到の注意を拂ひ、土人新聞と、雜誌その他の刊行物に對して、嚴重に現送記事の差止を命じ、佛字新聞に對しても、又嚴重な檢閱を行つた。

金貨本位改定の大局の目的の如きは、土民に採つては、殆んど風馬牛の問題である、彼等は現實に使用する、銀貨の品質量目に、變化を來さざる限り、殆んど無關心であつた、貨幣の變革を利用する印度人及支那人の小商人も、問題が餘りに複雜にして、難解であつた爲めか、遂に之れを利用して、風評を流布する迄に至らなかつた。

一方に於て又、十年前の狀態に比すれば、奥地は急激に變化し、銀行券の流通は、普及して居た、當時に見るが如く粗の買付に、銀貨を必要とする程度は、甚だしく輕減され、土人小農が、支那商に自由に操縱される時代は、既に經過して、印度支那銀行が、銀の兌換を要求されることは、殆んど皆無の狀態となつて居た、此の狀勢と、官憲の取締りとは、無事に危機を切り拔け得しめた。

併し乍ら、相手は何處迄も無智な、土民大衆であつて、法律安定は、一日も急を要したことは、勿論である。

C、物價と勞銀の安定

事實安定を決行した政府は、更に法律安定への過程を、無事に經過し得た、此の期間に於ける、最も注意を要することは、國內物價の傾向であつたが、安定は事實に於て、奏效して、西貢に於ける、卸賣物價指數は、殆んど不動狀態を呈した、此の時期は、輸入市場が、尙前年度持越品を、供給する時期で、爲替下落の影響を、免れ得ざる條件であつたが、安定の現事實は、有力に此の騰貴性を、抑制し得た、政府の發表した、指數は、左の通りとなつて居る。（一九二五年基數）

	一般物價(三七項目)	食料品(一七項目)	其他(二〇項目)	輸入品(一五項目)
一九三〇年一月	一一七	一一三	一一三	一二〇
同　二月	一一六	一一〇	一一四	一二一
同　三月	一一七	一一九	一一四	一二二
同　四月	一二〇	一二六	一一六	一二四
同　五月	一一七	一二一	一一四	一二四
同　六月	一一六	一二一	一一三	一二四

物價の安定は、爲替關係を離れ得て、金貨建物價に、支配されるに至つた事實は、法律安定後に至つて、有力に證明さるるに至つた、一九三〇年七月以降、一九三一年六月に至る迄の、前記指數は、左の通りとなり、漸次低落を示すに至つた（一九二五年基數）

	一般物價(三七項目)	食料品(一七項目)	其他(二〇項目)	輸入品(一五項目)
一九三〇年七月	一一六	一二〇	一一二	一二三
同　八月	一一四	一一七	一一三	一二二
同　九月	一一二	一一三	一一二	一二二
同　十月	一〇六	一〇二	一〇八	一一七
同　十一月	一〇六	一〇三	一〇八	一一七
同　十二月	一〇六	一〇四	一〇七	一一五
一九三一年一月	一〇二	九九	一〇五	一一五

同　二月	一〇〇	九六	一〇三	一一四
同　三月	九九	九四	一〇三	一一四
同　四月	九七	八九	一〇三	一一四
同　五月	九五	八八	一〇〇	一一五
同　六月	九三	八六	九九	一一五

即ち指數が、一九二六年の九九、一九二七年の一〇七、一九二八年の一〇八より、一九二九年に入つて、銀安の爲め、一一四に昂騰し、その以後益々急騰すべき、條件にあつたものを、一九三〇年は一一四に喰止め、一九三一年に入つては、支那よりの輸入品を除いては、銀價に關係なく、世界の物價率に從ふことゝなり、漸落の傾向となつた。

勞銀は、一九二七年の、跳躍期を經、一九二九年の一三二に達した以後、物價の安定に依つて、一九三〇年も、同率に止まつた、西貢に於ける調査は、左の通りである。

一九二五年	一〇〇
一九二六年	一一六
一九二七年	一一九
一九二八年	一二四
一九二九年	一三二
一九三〇年	一三二

一九二六年と、一九二七年の昂騰は、物價騰貴の要因以外に、勞力不足に起因して居るが、一九二

九年の騰貴は、全然物價高に起つた、現象である、勞力問題が、解決せざる限り、今後勞銀の、自動的騰貴は、免れ得ざるべしとするも、一九三〇年の實例に徴し、爲替安定が、物價騰貴防止の素因となり得たとすれば、今後尠くとも、爲替關係から生ずる受動的騰貴は、免れ得べしと思はれる。

第六節　法律安定へ

A、在外資金

事實安定は、豫想以上に都合よく進行し、爲替市場に、些かの動搖を與ふることなしに、約半年を經過した、此の時一般金融は、輸入爲替の激增に依つて、極めて緩漫であつたが、之れ等輸入爲替は殆んど全部が、前年末に取極められたものであつて、市場の實際需要は、季節の關係上、依然相當に旺盛であつた、西貢米の輸出額は、七十萬九千噸で、不況ではあつたが、尙前年上半季に比して、五萬噸の減少に過ぎず、之れに加ふるに、玉蜀黍その他の天産物の輸出は、稍好況を呈した、一方綿布は、本國市場の崩壞の影響を受けて、甚しく不況に終つた、輸出入大宗品の市況は、爲替安定の上に、甚だ重要な要因となつたが、一九三〇年上半季の此の狀態は、安定に取つて、甚だ有利であつた、即ち貿易關係は、全然輸出超過であつて、安定の目的を達するに、些かの支障を感せしめなかつた、貿易外收支の點では、豫算關係の、政府本國送金は、此の時期に、極めて差控主義を採り、主として、金庫間の振替を行つたと、傳へられて居る、投資關係にあつては、大資本の企業會社は、初めての爲替安定が、漸やく本國資金の、運用を便ならしめるに至り、弗々資金の回金が、初まつた、此の如くして、事實安定は、標準相場が、一〇法であることに、非難はあり乍ら、周圍の狀態は、甚だ良好であつた。在外資金の點に於ても、政府は、四月末、漸やく一切の決濟を終り、印度支那銀行からの借入金、即ち在外金資金と見るべきものが、約四千八百萬弗に達し、爲替の維持に、充分の自信を、持ち得ることゝなつた。

印度支那は、過去の實例に徴するも、現在の條件に依つても、近き將來に、輸入超過となる恐れは殆んどない、併し乍ら、輸出品の全部が、天產品であり、輸入の主要品目が、土民の習俗に支配される日常必需品である關係上、貿易尻は、季節的に時として逆調となる場合があり得る、輸出減退輸入盛時の下半季に、此の現象は、よく起ることである、在外資金は、此の原則に依れば、單に此の季節的逆調を、支へることの役目を、果すのみである。

從前の統計に表れた數字は、フランを基とする爲め、複雜な爲替相場の、換算に支配され、想定性を、多分に含むものであるが、實際の數字としては、輸出が、年額最高二億弗、輸入が、一億五千萬弗と見ることが、編者年來の研究に依つて、極めて當を得たものと信ずる、此の以外に、貿易外收支と見るべきものに、運賃は、殆んど全部、輸出入共、本國及外國決濟が多く、餘り重要な數字とならず、保險料の本社送金、配當金の本國送金、官吏及在留民の本國送金等を含して、約一千萬弗に過ぎず、國庫關係で、本國々庫との受拂金、即ち殖民地負擔の軍事費、その他の在本國及在外殖民地官吏への俸給送金等があるが、之れは、本國國庫の負擔に屬する、歲出、諸經費の支拂等があつて、兩者各二千萬弗位で、殆んど相殺される、結局最も重大な要素は、本國資本の投資と、引揚げであるが、戰後は投資の方が、僅少乍ら、超過する形勢である、從つて貿易外收支は、現在の處、餘り對外收支に大影響を及ぼさぬ高に止まつた。

此の狀態に對し、此の時期の四千八百萬弗は、在外資金として、爲替維持に充分であると云ふ、見

解は、當を得たものと、云はなければならぬ。

B、不況と政情不穩

在外資金の問題を、充分に解決し得た當局は、ピアストルの事實安定を、成るべく長期に渉らしめることは、本則上最も適切な方法と、云はなければならぬ、國內經濟の變革を、最小限の影響に、止める爲めには、企業の經營基準の變更と、物價及勞銀の新本位への適合と、輸出入市場の調整と、金融の調節とに於て、勘なくも一ヶ年以上の、事實安定を必要とするとは、有識者の等しく、主張した議論であつた。

併し乍ら、此の時に生じた、特殊事情は、法律安定を速行すべき、必要を生じた、それは印度支那が、曾て經驗せざりし程度の、不況と、恐るべき程度に迄釀成された、反佛運動の伸展であつた。

世界的不景氣は、一九三〇年に入つて、漸やく印度支那を脅かすに至つた、一二年來、既にその兆候は現れ、輸出入商と、支那商とは、狀態甚だ不良であつたが、之れに特殊の地方的事情が加はつて、一九三〇年に至つては、不況は益々著しくなつた。

支那商先づ、その深刻な影響を蒙り、破產頻出し、

此の時期、巴里證券市場に於ける、殖民地株式は、世界不況の影響に基く、企業會社の成績不良を想定して、既に投物積出するに至り、殊に印度支那諸事業株は、政情の不安定が加はつて、既に慘落の前兆を示した、Economiste Europeen の揭載する、指數は左の通りである。

（基數・一九二九年十二月三十一日―一〇〇）

	三月末	四月末
銀行株	九八、四	九四、七
水力、電力及瓦斯株	九五、三	九五、二
石炭株	八九、六	八五、四
雜工業株	七七、八	七七、一

印度支那にあつては、一流商社の殆んど全部が、成績思はしからず、貿易關係にあつても、數量は漸次減少したが、金額は著しい減少となり、折柄世界農產物の過剩生產に基いて、印度支那は、從來曾て經驗せぬ、脅威を感ずるに至つた。

加ふるに、各方面の企業會社は、政情不穩に基く、殖民地株式の崩落に逢つて、投資株の減價と、一方に於て又、一〇法安定に依る從前の銀投資固定資產の減價に、殆んど配當を繼續し得るものなきに至つた。

之れを永續すれば、政府は遂に、安定に對する怨嗟が、安定策拋棄を餘儀なくせしめらるべき、立場に陷るも計られず、急速な法律安定を、必要とする情勢となつた。

理論上は既に爲替安定は、半年間の實蹟に於て、充分に效果を擧げて居る、物價の安定も、勞銀の抑制も、輸出入市場の投機防止も、半ばその目的を達し得た、單に一〇法安定の、必然來るべくして來つた結果が、企業會社への衝動となつたに過ぎないが、之れは尙、相當長期に及んで、結果すべきものである、併し乍ら、印度支那に特有な環境と、財界の不振は、世界不況の及ぼす影響と一〇法安定から生ずべき影響とを、混同して、政府の方針を動搖せしめる程度の反對輿論を、起す可能性が多分であつた、折柄發券銀行の準備銀處分が、一段落となつたを幸ひに、政府は僅かに半歲の事實安

定を法律安定に迄、確立せしめようとしたと傳へられて居る。

政府の迅速な行動を促したものに、他の一つの政治的源因があつた、それは、前年下半季以來、頓に不穩となつた土民の反佛運動である、當初之れに對して、出來得る限り穩和な沈壓手段を採つて居たが、運動が漸次、土人政治家の手を離れて、民衆化し、共產黨分子の煽動が加はつて、一九三〇年に入つてからは、各處に暗殺が行はれると共に、農民の團體的な示威が、隨所に行はれ、西貢、河內等の中央都市の秩序も、脅かされんとし來つた形勢に、政府は遂に、鎭定手段を採るの已むなきに至つた、土人政治家は、政府の手段に就て、本國政府に、抗議を提出する有樣で、形勢甚だ面白からず。

政情は時期を經るに從つて、益々不良傾向となり、一切の政治上の變革は、新たに厄介な事實を供する有樣で、交趾支那の如き所では、洲議會と云はず、地方自治團體と云はず、面白からざる風潮が流れ初めた、此の種議員の大半は、選出に際して、政廳が直接間接に、援助したものであるが殆んど持て餘した形勢となつて行つた。

幣制改革の、必要な點は、土民政治家も、よく了解して居たが、多少の經濟智識あるものは、一〇法安定に對しては、不滿であつたらしい、殊に改革の中心をなすべき、印度支那銀行に對しては、一九二五年の土人行員罷業以來、宣傳が行渡つて、敵本主義に終始する土人政治家は、暗々裡に、反抗の態度を採り來つたものもあつたとのことである。

此の形勢は、政廳をして速かに、法律安定を實行せしめる必要を、感せしめた、此の爲め、三月以降官廳の新聞雜誌殊に、土人經營のものに對する取締が、嚴重となつて、一切の幣制改革に關する、記事を揭載せしめぬ程度であつたと傳へられて居る、かくして政府は最短時日の間に、法律安定を

決行せんとした。

C、新法令の公布

事實安定の環境は、前項の通りであつて、政府は速かに新法令に依つて、幣制改革の事實を、確定する必要に迫られて居た、坊間に傳へられた處に依れば、總督府は、形勢の推移を考へ、四月に入つて既に法案を本國政府に送致したとのことである。

印度支那の幣制改革は、殖民地に關係した事項であり、單に大統領令を以て足りた、何故に新たにこれを法律として、公布せざりしか、それは專門家の間に、議論のある處であるが、要するに、伸縮性ある大統領令を利用した、此の結果今後の改廢は又、大統領令で實行し得られる性質のものである。

新貨幣條令は、一九三〇年五月三十一日附の、大統領令となつて、公布された、一般條令が、印度支那に施行されるには、公布後二ヶ月を要するものであるが、新條令は、緊急の形式を採つて、電命に依つて、六月六日施行のことゝなつた。

D、ピアストル銀貨の輸入禁止令

銀貨の輸入禁止は、一九〇三年六月三日附大統領令以降、全般的であつて、一切の銀貨は入國禁止となつて居り、一九二九年六月二十九日附の、新關稅法で、更に確定的のものとなつて居たが、總督府は新貨幣法の發布に先立ち、新たにピアストル銀貨の輸入禁止令を出す必要を感じた。

政廳の上海へ現送したピアストル銀貨は、一九三〇年前後を通じて、六千萬弗の巨額に達して居る、之れは全部量目二七瓦九百位のものであるが、此の銀貨が、潰鑄されず、一部分印度支那へ、逆輸入されることを恐れた結果である、勿論既存法に依つて、銀貨の輸入は、禁じられて居るが、銀塊の輸

入は自由である、新貨幣法の發布迄は、その逆輸入は、絶對的に防止しなければならぬが、同法の實施後も、之れを銀塊と見做して、輸入されることを防遏する必要がある、即ち政府は、早晩銀貨ピアストルの改鑄を行ひ、量目品位を共に減少せしめる意圖であつたが、現在尙流通しつゝある、ピアストル銀貨は、相當巨額であり、普通の條件では、その引揚が、困難である、ピアストルの逆輸入は、此の引揚を、益々困難ならしめる、恐れがあつた爲めである。

此の理由のもとに、總督府は、一九三〇年五月三日附を以てピアストル銀貨輸入禁止令を公布した。

第七節　殖民地公債の成立

幣制改革と共に、印度支那の重大懸案となつて居た、殖民地公債案は、一九三一年二月、漸やく本國兩院を通過した、此の兩者は、不離の關係であつて、同時に行はるべき、本質を有した、總督府は戰後幣制改革と同時に、本國に募集すべき、大公債案を計劃したが、幣制改革が、錯雜した徑路に依つて、遷延した爲め、公債案は、常に本國議會に、上程されるに至らなかつた。機會は本國の、幣制改革に依つて、漸やく熟し來つた、本國政府は、同時に又、既定の方針に隨つて、印度支那以外の海外殖民地の公債と共に、一括して、所謂殖民地公債 Emprunt Colonial として、案を作つた。印度支那は、幣制改革の完成に先立ち、公債案を成立せしめんとし、一九二九年、一度下院の殖民地豫算委員會へ、他の殖民地の分と共に、提出されたが、委員會は、金本位制確立を、前提條件として、審議を拒絶した、結局一九三一年に入つて、漸やく成立を見た次第である。

何が故に殖民地公債は、印度支那に取つて、斯程迄に、重要であるか、その主因の一は、印度支那現地に、公債募集の資力がないことである。中產階級の存在せず、大農と小作農とのみよりなる現在の狀態では、到底一般に應募力はない、一九二二年に試みた、富籤公債でさへ、僅かに六百萬弗を募集し得たに過ぎぬ、第二に、開拓施設の、未完成の儘にある現狀では、租稅財源を得ることが、到底不可能であつて、財政は、大規模な施設工事の、獨自な進行を許さず、現在では、中央政廳の一般豫算、僅かに一億弗、聯邦及自治體豫算を合して、歲計總額二億弗を超へず、之れ以上の財源を得ることは、殆んど不可能とされて居る程、左樣に財政は貧弱である。

歐洲大戰以後、印度支那の確保方針を決定した佛國は、此の狀態に對して、進んで本國資本を以て逐次開拓事業を、實行することゝした、現在成立した公債は、一億一千六百萬弗であつて、之れは僅かに、第一期工事と、焦眉の急を要する諸施設に足るに過ぎず、第二、第三期施設に入るに及んでは、更に數倍の資金を要するものと、觀測されて居る。

第一期計劃は、極めて急を要する事業のみである。東京（トンキン）、紅河沿岸の築堤の如きは、その最も代表的なものであつて、此の完成は、毎年水害に侵される沿岸の廣汎な地域を、耕地とすることを得る。尙亦、交趾支那南部沼澤地の、運河開設工事は、水運と乾地と排水と灌漑とを、同時に實行する結果を來すもので、直ちに耕地拂下をなし得る見込があるとは、一般に信ぜられる處である、最後に東京（トンキン）より邊羅國境に至る、縱貫鐵道の完成は、總ての點に於て、焦眉の急を、要するものであるは云ふ迄もない。

以下佛誌の傳へる處に基いて、公債の本質と使途を記述する。

佛國は一九二八年、金解禁後の財政安定と金融機構の復歸を俟つて、從前放置狀態にあつた各殖民地の開發施設の道程に入らんとし鋭意その調査を急いだが殖民地の內、印度支那は幣制改革や發券銀

行制度の改定等、一次的準備が出來上らず、爲めに他の殖民地までもその完成迄待たされる狀態であつた、一九三〇年兩懸案の解決と共に政府は愈々殖民地全體に關する新公債案を議會に提出、本年二月漸やく兩院を通過するに及んで新公債を發行することゝなり、四月十三日附大統領令に依つて第一回公募の件を公布した。

公債總額は四十八億一千八百萬法、額面一千法、四分利付で一切の課稅を免除する、總額の割宛は大約左の通りとなつて居る。(單位百萬法)

西阿弗利加殖民地	一、五七〇
印度支那	一、二五〇
マダガスカル	七〇〇
トーゴー	六五
カルメン	一五
以上殖民地に共通衛生施設費	三〇〇
中部阿弗利加殖民地	八二二
ニューカレドニア	九六

此の內、第一回公募は四億八千二百萬法で割宛左の通り。(單位百萬法)

西部阿弗利加殖民地	二一五
中部阿弗利加殖民地	二二〇
カルメン	一〇

未定

之れで見ると印度支那と「マダガスカル」は第一回割宛中に含まれて居ない、兩者共大工事施設に必要な諸般の行政上の準備が未だ完成せられて居ない爲めであるが、印度支那の方は、大分進捗して居る模樣であり、一部の工事は自國豫算に依つて既に本年から起工して居る有樣である故、早晩印度支那に充當する第二回公募を行ふことゝ信ぜられる。

現在巴里の證券市場に於ける投資利廻は平均二分五厘である際、何故思ひ切つて高率の四分を提供したか。公債案當初の計劃は矢張り四分標準であつたそうであるが、二年前と現在とは市場の狀態が大に變化して居るに拘らず、依然四分を以て賣出したことには大に理由がある。

第一に、殖民地に對する退嬰的な本國人の傳統思想を顧慮した爲めである。殖民地は本國にとつて軍事上財政上常に重荷である、現在の尨大な領土も血と金の浪費の賜に外ならず、過去六十年間に本國の負擔した經費は、七、八億法に達し今後尙多くの重荷を負ふべき性質のものであるとする先入觀念である。

之れは一種の謬想であつて佛國殖民地は過去三十年以來實際に於て自給自足の經營をやつて居る。本國の犧牲所か歐洲大戰時代にあつては殖民地は兵と財を擧げて本國を扶け現時にあつても軍事費國際聯盟、平和裁判所費用、外交費用等殖民地が逆に本國費を負擔する高は中々多額である。第二に、近來殖民地證券は一般に急落傾向があることである。それは世界的不景氣の影響で生產原料品の暴落の結果諸事業成績が頗る不振である爲めであつて Bourse に於ける一流株印度支那銀行株の如きは一萬

二千法から七千法前後に落込む有様となつた。第三に、印度支那「モロッコ」等の政情不穏は殖民地統治に付て將來の不安を與へた爲めである。

本公債は殖民地開發に絶對に必要と思惟せられる一次的事業に使用せられる、單に此の初期計劃の完成にも六十億法の資金を必要とすると觀られて居る。進んで第二次の經濟、衞生及社界事業の施設を必要とする爲め、今後に要する資金は尙本公債と同額以上のものであらうと觀察されて居る。

公債の使途は全然各民地政廳に一任してあるが之れを大體より見るに先づ左の標準となつて居る。

鐵道	五七%
港灣	二一%
運河築堤	一四%
地方工事	八%

主要殖民地別の公債支辨に依る第一期計劃豫算は左の通りである。

西阿弗利加殖民地（單位千法）

鐵道	一、〇四五、〇〇〇
港灣河川	六一九、三〇〇
灌漑築堤	三四六、二〇〇
軍事設備	一〇、〇〇〇
施療設備	九、五〇〇
敎育設備	八、〇〇〇
道路橋梁	三二、〇〇〇
計	二、〇七〇、〇〇〇

印度支那（單位千ピアストル）

鐵道	九一、八〇〇
築堤、乾地、灌漑	一〇、二〇〇
郵便、電信、電話	一四、〇〇〇
計	一一六、〇〇〇

マダガスカル（單位千法）

鐵道	二三〇、九八九
港灣河川	二一二、〇〇〇
灌漑、衞生	六〇、〇〇〇
行政設備	六四、七七〇
施療設備	一八、〇六七
郵便、電信、電話	二三、四六七
道路橋梁	二八、〇〇〇
敎育設備	七、四八三
調査費	二五、〇〇〇
準備金	三〇、二二四

計　七〇〇、〇〇〇

トーゴー殖民地

中央鐵道延長工事　一一、〇〇〇千法

カメルン殖民地

鐵道改良工事　一〇、〇〇〇千法

此の公債は本國政府保證の下に各殖民地自體の負擔となり元利金を償還する、玆に問題となるは各殖民地は從前の公債に此の新公債を背負込んでその償還に充分の能力を有するやである、試に舊公債の殘高を見るに左の通りである。

印度支那　四〇四、〇〇〇千法

マダガスカル　一〇五、〇〇〇千法

西阿弗利加　三〇一、〇〇〇千法

舊公債の年賦償還及利息を合算してその負擔を歳入總額に對比するに印度支那は一・五五パーセント「マダガスカル」は二パーセント、西阿弗利加殖民地は三・五〇パーセントとなつて居る。次で各殖民地の歳計狀態を見るに悉く歳入超過であつて一九二九年の結果は左の通りである。

西阿弗利加殖民地　四六、九五四、七五七法

マダカスカル　一四、三六七、八七〇法

印度支那　四五、〇三〇、〇〇〇法

トーゴー殖民地　三、四二六、五七〇法

カメルン殖民地　一六、三七〇、二六二法

現在右殖民地の有する準備金は左の通りである。

西阿弗利加殖民地　一一二、三八七、六九六法

マダカスカル　六三、六四五、五三五法

印度支那　一五三、八三二、一三〇法

トーゴー殖民地　一八、六三三、三五四法

カルメン殖民地　一八、六六七、三八四法

計　三六七、一六六、〇九九法

以上は從前財政上極めて保守退嬰方針を採つた結果である、現在の深刻な不況の打擊が永續すれば輸出不振に依る輸出關稅收入の不足と奥地徵稅額の減少は歳入に大影響を與へるべく從前の如く好調を續けることは至難であらうが兎に角自發的に又强制的に各殖民地が財政的には緊縮方針を固持し開拓方面には極めて保守主義を守つて來たことは、今後の經濟活動に人爲的に天然的に資源の餘裕を殘した好結果を生んだ。現狀を以てしては今後尚充分國債の負擔能力を有するものと觀られて居る。

第八節　ピアストル平價切下運動

世界不況の波濤は、一九三〇年末、既に、南洋諸國を襲ふに至つたが、一九三一年に至つて、その影響が愈々深刻となつた、强大な生產力と、低廉な貨銀を有する之等諸國は、常に輸出超過を繼續し、時に多少の伸縮はあつても、大體に於て先づ、順調な過去を送つたが、生產品の世界市價は、日を逐ふて下落し、輸出市場は、各地各生產品共、慘落を告げるに及んで、曾ては世界の樂土と稱せられた

爪哇先づ悲境に陷り、馬來聯邦之れに次いで、不振の極に達した、米を主產品とする、暹羅と佛領印度支那は、生產品の性質上、打擊は比較的尠なかるべしと、樂觀されたが、之れも亦單に、時期の問題に過ぎなかつた、輸出數量に於て、甚だしい減少を見ず、兩國共前年度に比して、約一割乃至二割の減額に過ぎざるに、價格に於て、三割乃至四割の減額となつた、之れは世界的不況時に、主要生產品が、單調であり且つ原料食料品である、南洋諸國が受くべき當然の打擊である、併し乍ら之等諸國は、之れを支那印度等の諸國に比して、輸出不振が與へる影響は、更に深刻である、それは住民一般が、所謂所得の保存富の蓄積と云ふ點に於て、全然無關心な點であつて、直ちに購買力の減少となり、輸入市場の不振を來す、一方に於て又、輸出稅を主要財源とする、財政は、直ちに歲入の激減を來す、此の爲め南洋諸國に、從前嘗て經驗せざる、苦難時代を出現するに至つた。

下半季に入つて、印度支那の不況は、警戒期に入り、倒產者續出して、恐慌狀態に入つた、輿論は低利資金の融通法、米券倉庫法等、各種の救濟策を要求するに至つた、恰も此の時、英國の金本位停止となつた、印度も次いで、英貨連繫に決した、結果、西貢米の敵手蘭貢米は、依然として優位に置かれ、暹羅も準備の英貨焦げ付に、金本位の動搖となり、暹羅米も亦、蘭貢米と同位置に、置かれんとした、さなくとも、不況の脅威に戰慄しつゝあつた印度支那は、その主產品の輸出不利條件の、襲來に恐愕した。

ピアストルの平價切下論は、此の雰圍氣に釀成され、意外に强力にして、廣汎な支持者を得るに至つた、輸出を生命とする、西貢市場では、特に輿論が喧燥となつたことは、自然の勢である。

新幣制にピアストル對價を、一〇法としたことに對し、之れを不可として、切上を主張するものが多かつたことは、前編の通りである、然るに爾後の、不況襲來に際しては、一部論者の間に、既に切下說が行はれるに至つた、偶々英國の金本位停止に、力を得た論者は、八法切下を主張した。

此の時銀本位還元論は、再び擡頭した、その主張は、依然として、往時の論據に基くものであるが今回は更に銀安の、輸出に好影響を與へることを、附加した、切下論者中にも亦、銀本位經由說を、採る者があつて、一應銀本位に、還元して、急を切拔け、適當の時期に、八法で金本位に復歸すべきことを主張した。

之れに對し、金本位維持論も亦、頑强に抵抗した、此の如くして輿論は、頗る喧燥を極めたが、切下論が次第に優勢となり、輸出業組合の有力者迄が、之れを支援する形勢となるや、西貢商業會議所は、遂に切下論に動かされるに至つた、農業會議所も之れに共鳴するに及び、兩者は遂に下相談會を開き、十月中旬全商業會議所の名を以て、恰もその時來遊中の、殖民大臣 Reynaud に意見書を提出した。

乍併本國政府の、此の問題に對する態度は頗る强硬であつた、總督府、印度支那銀行共に、反對の態度に出でた結果、輿論は一時終熄するに至つた、十二月中旬、日本の金本位停止で、又々擡頭せんとしつゝあるも、識者は此の如き主張に、强硬に排斥しつゝあり、當局も亦、之れに耳を傾けざる、情勢である。

第二章　現行幣制の機構

第一節　新貨幣條令

新貨幣條令の內容は左の通りである。

施　行　令

印度支那總督は、左記諸法令に準據して、左の通り發令する。

一、印度支那の財政及行政官制に關し、總督の權限を規定した一九一一年十月二十日附大統領令、

一、一九二八年八月二十三附大統領令、

一、印度支那に於ける法令公布に關する、一九〇二年二月一日附大統領令、

一、印度支那に於ける幣制を規定した一九三〇年五月三十一日附大統領令、

第一條

印度支那に於ける、幣制を規定した一九三〇年五月三十一日附大統領令を、印度支那に施行する。

第二條

本令及前條記載法令の公布は、緊急を要するを以て、一九〇二年二月一日附大統領令、第三條規定を適用し、公布に關する一切の方法を以て、公布を實行すべし。

一九三〇年六月六日、河內（ハノイ）に於て、

代表官

印度支那總督府書記官長　グラフイユ

（大統領令）

佛蘭西共和國大統領は、

一八五四年五月三日附、元老院令第十八條に準據し、

殖民大臣及大藏大臣の申告に基き、

左の通り發令す。

第一條

印度支那聯邦の貨幣單位 Piastre は量目六五五ミリグラム品位千分ノ九百の金を以て構成する即ち、一九二八年六月二十五日附法律の規定に依る一〇法の對價を有する。

第二條

印度支那銀行 La Banque de l'Indochine は、その銀行券の持參人に對し、一覽拂を以て、金との兌換を保證する義務を有する。同行は此の兌換を、その銀行券と量目六五五ミリグラム品位千分ノ九百の比例を以て、金と交換することに依つて保證する、後者の場合には、兌換場所は、同行の撰擇で、西貢又は巴里とする、後者の場合には、西貢、巴里間の、現送費用及保險料を控除する。銀行は最小限度に對しての み、此の兌換を實行する權能を有す、限度は大藏大臣と殖民大臣を一方とし、印度支那銀行を他方とし、双方の間に協定される。

印度支那銀行は、西貢支店營業所に於て、一ピアストルに付、量目六五五ミリグラム品位千分ノ九百を基準として、金を買入れるべき義務を有す、但し利息を控除することを得ず。銀行は、巴里造幣局の料率に從つて、鑄貨費用を賣人より控除徵收する權能を有す、鑄貨試驗費用は、賣人の負擔とする。

第三條

同行西貢支店にあつては、銀行券の流通額と、當座勘定貸方殘高との合計額は、最小その三分ノ一に、相當する保有準備で、代表されて居なければならぬ、此の準備は、金地金及一覽拂に於て金貨又は金地金と、兌換し得べき證券で構成する。

第四條

硬貨ピアストルは、從前通り、無制限法定通用力を有する、銀行は、印度支那の營業所に呈示されることあるべき、硬貨ピアストルを無制限に受入れることを要す、銀行は此の受入硬貨を、總督府に交附し、そのピアストル對價を以て、總督府勘定を借記する。

第五條

本令に抵觸する、一切の規定は之れを廢止する。

第六條

殖民大臣及大藏大臣は、各その職責の關する範圍內に於て、本令の施行を擔任する、本令は佛蘭西共和國及印度支那の官報に公表し、殖民省々報並に印度支那各邦の行政公報に掲載す。

一九三〇年五月三十一日、巴里に於て

共和國大統領　Gaston Doumergue

殖民大臣　Piétri

大藏大臣　Reynaud

第二節　現行幣制の體系

印度支那の現行幣制は、一九三〇年五月三十一日附の貨幣條令と、一九三〇年八月十二日附大統領令と、一九三一年三月三十一日の印度支那銀行法とが、本位貨幣規制の根幹となり、補助貨と各種の制限令に就ては、從前の諸法令の規定を、其儘踏襲したことゝなつて居る、此種の附帶法令は、今後順次改廢されるべきものであるが、便宜上左に、現在一九三二年二月末に於ける現行制度を列記する。

一、現行法貨表

幣種		直徑	量目	品位	公差 量目	公差 品位	通用力
本位貨幣	金塊	一ピアストル	六五五ミリ瓦	千分ノ九百			對價佛國フラン一〇法
代表貨幣	銀幣	一ピアストル	舊 新三五ミリ	二七瓦 二〇瓦	千分ノ九百 同	千分ノ三 千分ノ三	舊ピアストルは一九三一年十二月限り廢止 無制限
補助	銀貨	五〇仙		一三瓦五〇〇	千分ノ九百	千分ノ三	ナシ
	同	二〇仙	二六ミリ	五瓦四〇〇	千分ノ六八〇	千分ノ七	二ピアストル
	同	一〇仙	一九ミリ	二瓦七〇〇	同	千分ノ十	同

公差 量目	公差 品位	公差 品位	公差 品位
二七瓦〇八一 二六瓦九一九	千分ノ三 千分ノ二	千分ノ九〇三 千分ノ八九八	
千分ノ三 上下	千分ノ三	千分ノ三 上下	
一三、五四〇三瓦 一三、四五九五〃	千分ノ三 千分ノ二	千分ノ九〇三 千分ノ八五八	
五、四三七八瓦 五、三六二二〃	千分ノ五 千分ノ五	千分ノ六八五 千分ノ六七五	
二、七二七瓦 二、六七三〃	千分ノ五	同	

貨								
白銅貨	五仙		五瓦	白銅二五〇 銅七五〇	千分ノ四〇	五、二〇〇瓦 四、八〇〇〃	千分ノ二〇	白銅 二七〇—二三〇 銅 七七〇—七三〇	同
銅貨	一仙	二六ミリ	五瓦	銅九五〇 錫四〇 亞鉛一〇	同	五、二〇〇瓦 四、八〇〇〃	銅千分ノ十 錫千分ノ五 亞鉛千分ノ五	九六〇—九四〇 四五—三五 一五—五	同

銀行券		
印度支那銀行券	一〇〇 ピアストル 二〇 五 一	一覽拂にして持參人拂 一ピアストルに對し法定金塊と兌換する印度支那に於ける印度支那銀行支店が發行すると共に當該支店のみ兌換義務を有す、金準備は流通額の三分ノ一
		無制限

二、銀貨の輸出入禁止

輸入禁止……一九〇三年六月三日附及一九二九年六月二十九日附大統領令、

金貨を除き、佛國貨幣、印度支那貨幣、その他の外國貨幣は一切輸入禁止、一九三〇年五月三日附總督令に依りピアストル銀貨輸入禁止。

輸出禁止……一九〇五年一月三十日附印度支那總督令、

佛國ピアストル銀貨及銀塊は一切輸出禁止。

即ち輸入にあつては單に銀貨のみで、銀塊は許容されて居るが、輸出は兩者共に禁止されて居る。

三、鑄造

自由鑄造を、認められて居ない、本位銀貨及補助貨共一切政府の手で、鑄造される、何れも、政府の手に依つて、巴里造幣局で鑄造し、ピアストルは印度支那銀行に交附する場合が多い、補助貨は輸入の上は、主として中央金庫を經て、各支金庫に配付し、銀行業者又は、地方自治體は、銀行券又は、銀貨ピアストルの納付に依つて、交附を受ける。

四、貨幣委員會

貨幣委員會は、貨幣の鑄造檢査に關する、特別な技術的組織であつて、技術者、官吏及學者を以て組成する、平時は、巴里に置くが、一九二〇年桑港に於てピアストル及補助貨を鑄造した際の如きは臨時に西貢に設置したとのことである、委員會は、貨幣の鑄造上の諸事項と、鑄造の檢査を目的とする、委員會の職能の、最も重要なものは、後者であつて、檢査を通過せざれば、流通貨とせざることゝなつて居る。

檢査の方法に就ては、その都度公表することを、例として居るが、普通に行はれる方法は、同一鑄造回數中の、各鑄出高の中、最も惡質と認められる數枚を抽出し、之れが公差以内であるか、否かを、檢査するものであつて、萬一此の中に不合格があれば、その鑄出高全部を、改鑄せしめるものである。

印度支那總督府は、又臨時に、委員を任命して、印度支那銀行の、保有銀貨に付き、時々品質と數量の、檢査を行ふことゝなつて居る。

第三節　幣　種

A、本位貨幣

イ、金ピアストル

新貨幣制度は、本位貨幣ピアストルを、量目六五五ミリグラム、品位千分ノ九百の、金を以て構成するも、別にピアストル金貨を有せざる幣制である、即ち純然たる金塊本位制である。

新條令に基く、金ピアストルの、英米佛貨、圓貨邏羅「バート」との Intrinsic Value 及留比、海峽殖民地弗、比律賓ペソとの比價は、左の通りとなる。

Gold Piastre = 0.5895 gram.

Pound Stg	= 7.32237916 〃	1 Piastre	= 19. d. 3215
U.S $	= 1.5046656 〃	100 〃	= 39. $. 1781
Franc	= 0.05895 〃	1 〃	= 10. Fr.
Yen	= 0.75 〃	100 〃	= 78.60 yen
Baht	= 0.66567 〃	〃	= 88.5573 baht
Ph. Peso	= 0.7523328 〃	〃	= 78.3562 Peso
Rupee	= 0.5492 〃	〃	= 107.3882 R.
Guilder	= 0.6048 〃	〃	= 97.4702 gl.
St. Dollar	= 2s4d	100 St$.	= 1449156 Piastres

一九三〇年五月三十一日附大統領令の第一條は、法律安定後の佛國フラン即ち、一九二八年六月二十五日附、佛國新貨幣法に依るフランの十倍に相當することを明記して居るが、之れは勿論、フランとの對價を、定めたのみである、フランの金純分は、〇・〇五八九五瓦であり、此の十倍即ち〇五八九五瓦の金純分を以て、一ピアストルとすることを、特に記載したことに依つて、ピアストルの對外貨幣の、金地金比價を表示したことであつて、ピアストルは本質上、フランとは何の直接關聯をも有せぬ。

新條令は、基本を一九二〇年の、印度支那幣制委員會報告に置いて居る、單に、同委員會が、變則的金塊本位の採用を建議し、金本位の實施を土人に了解せしめる爲めに、小量の金貨を流通せしめることを、主張した點を排し、純粋な金塊本位を採用して、金貨を存在せざることが異なるのみである。

從つてピアストル銀行券の兌換は、金塊を以て行ふ、兌換の制限としては、場所を西貢及巴里とすること、最小限度を附すること、現送費用の控除のみである、發券銀行は又、金塊買入の義務を負ひ之れに對して、巴里造幣局に於ける、鑄貨手數料を、賣渡人から徴收し得る權能を與へられて居るが、利息の徴收は許されて居ない。賣渡人の負擔は、單に以上の二點に止まるのみである、即ち金は、賣買共單に、現送點を標準とするのみで、別に人爲的制限を附せぬ點が、從前の銀本位時代と比して、甚だ健全な制度となつた。

茲に說明を要するは、金塊の賣買が、常に巴里を基としたことであつて、それは印度支那が、造幣局を有せざること、正貨の在外準備が、主として巴里に置かれるべき想定に基く單純な理由からであつて、前來のフラン連繫論者が、主張した點を參酌したことではない、又金塊の買入に、巴里造幣局の、鑄貨費用と、貨幣試驗料とを徴收する意味は、次項に說く銀貨ピアストルとの關係を、指示するものであつて、現行令にあつては、ピアストル銀貨の鑄造と、その貨幣委員の試驗に至る迄の費用

を意味するものである、將來印度支那が、ピアストル金貨を流通せしめる、時期とならば、之れ等の條項は、金貨に適用されるべきは、勿論である。

新條令の本質は、此の如くして、金塊本位のピアストルを基幹とする、之れを他の、佛領殖民地が佛國フランそのものを使用すること、フラン銀行券が、直ちに發行準備となり得ることに比して、印度支那の新幣制は、非常な相違があつて、佛本國と本質上全然隔絶し、獨立の幣制を樹立したことゝなつた、その根本に潜む危險の可能性に就ては、之れを後節に讓るも、尠くとも、形式上純然たる獨立幣制であつて、英領印度、海峽殖民地等の、英本國との關係に於ける、金爲替本位に比して、一歩を進んだものと、云はなければならぬ、吾人の見る處に依れば、現在の經濟條件が、繼續する限り此の幣制の形式は、印度支那に取つて、最も適切なものであらねばならぬ。

ロ、銀ピアストル

(a) 舊銀ピアストル

金塊本位制は、必然の結果として、銀貨ピアストルの、國內通貨としての地位を、本位貨幣へ迄引上げる、新貨幣條令の第四條は明かに此の點を決定した。

舊ピアストルは新銀貨ピアストルの流通迄、條文の上に三つの特質を與へられた。

(一)無制限通用力を有すること

(二)發券銀行は、營業所に於て、無制限に受入れること

(三)發券銀行の受入れたピアストル銀貨は政廳勘定として政廳に歸屬すること

第一項は舊ピアストルが、國內通貨として、從前通り本位貨幣と、同樣の强制通用力を、有すること

とである、即ち國內流通に當つては、本位貨幣金ピアストルの、代表貨幣として、認められるべきことの、本質を決定した。

此の決定は、金塊本位を採用した根本原則に基く、即ち國內的に觀れば、第一に、印度支那の土民は、日常經濟生活に於て、未だ金貨を必要とせざる、程度であつて、强て之れを決行せんとすれば、例へば金本位が實際に行はれつゝあることを、事實を以て示す爲めに、小量の金貨を流通せしめるとしても、彼等は金貨を貨幣として見ることの、習慣を有せず、又金貨を必要とする程の、生活力がない結果、金貨は裝飾物乃至貯藏財產の對象として、直ちに藏匿されるに至り、貨幣としての、職能を果し得ざる結果を、招致すべき爲めである。

土民に、金本位の實施を、了解せしめることは、大戰直後の時代迄は、智識階級でも極めて難事であつたことは、一般に首肯される、現在でも尙、下層農民階級に、幣制改革の本義を知らしめるなどは、到底夢想だに及ばぬ處であるが、現狀は、智識階級は、漸やく金本位の何物であるか、その銀本位に比して、優れる主要點は何であるか位は、了解し得る程度となり、單に金本位を、了解せしめる爲めに、金貨を流通せしめる絕對的必要はない、時代となつた。

第二は、金の節約と、金貨鑄造の高率な費用を避け、金は主として在外正貨として、對外爲替決濟資金に、充てんとした、趣旨に出たものである。

發券銀行をして、舊銀ピアストルを、無制限に受入れしめることは、强制通用力を與へた、當然の結果であるが、又舊ピアストルの、回收を急いだ結果である。又發券銀行の受入れた、銀ピアストルを、政廳勘定とすることは、受入れたものは、全部回收して、新貨ピアストル改鑄の、資金に充當す

ることを、意味する。

約言すれば、舊銀貨ピアストルは、印度支那に於ける國内本位貨幣金ピアストルの代表貨幣として強制通用力が、新法令の發せらるゝ迄に限られた暫定貨幣であつた。

(b) 新銀貨ピアストル

一九三〇年八月十二日附、大統領令の印度支那新銀貨ピアストルの鑄造條件は、左の通りである。

(一)印度支那ピアストルの鑄造條件、

銀貨　直徑　三五・「ミリメートル」

品位　千分ノ九百

公差　千分ノ三上下

量目　二〇瓦

通用力　無制限

現行ピアストル(Piastre de commerce)が、個人間の强制通用力を失ひ、官公金庫受入効力を失するに至る時日は、印度支那總督が決定する。

右の如く、政府は舊銀貨ピアストルを、全部改鑄して、新たに輕量ピアストルを、流通せしめることを規定した。

輕量ピアストルの鑄造の理由は、玆に說明を要せぬが、要するに地金比價の低下に依つて、銀價暴騰時に於ける、國外輸出を避けることゝ、改鑄益金を得、之れを、在外資金に充當せんとするものである。

國外輸出に就ては、印度支那が、金本位を採用した以上、銀貨銀塊の輸出入禁止令は、早晩撤廢せられるべき性質のものであり、殊に新銀貨ピアストルの鑄造に依つて、その存在の必要が、なくなる譯であるが、舊ピアストルの回收は、政廳が撤底的な手段を採らぬ限り、甚だ困難であり、禁止令の撤廢が舊ピアストルの國外輸出となれば、見す〳〵不利を招くことゝなるを以て、輸出制限は、依然として存在するであろうと考へられる。

國外輸出に關して、先づ新舊兩貨の輸出點を、倫敦銀塊から算出すれば左の通りとなる。

現行ピアストル　27 gram 900 位

xl = 31.1035 gram (1.oz)

27 gram = 1 Piastre

1 Piastre = 19 d. 32158.

900 = 900

x = 22 d. 2581. (stg. gold)

新ピアストル　20 gram 900 位

xd = 31.1035 (1.oz)

20 gr = 1 Piastre

1 Piastre = 19 d. 32158

900 = 900

30. d. 0484 (stg gold)

舊ピアストル銀貨は、Lugard の云ふ如く、危險であることは勿論であるが、新銀貨ピアストルも潰鑄點を三〇「片」に止めたことは、安全性に充分であるとは云ひ難い、併し乍ら、之れは印度支那の現狀に於て、已むを得ざる處置であつて、銀貨に對する土人の執着は、形狀、重量、色彩に、最も敏感である、殊に品位を低下せしめることは、濕潤な氣候で、直ちに變色する憂があり、變色は、土民一般の嫌忌を招き、流通を阻害する結果となる、從つて重量の輕減以外に、方法なき有樣であつて新ピアストルの鑄造條件は、蓋し已むを得ざる限度であろうと思はれる。

B、補助貨

新貨幣條令は、補助貨に就ては、別に何の規定も設けず、單に前項一九三〇年八月十二日附大統領令で、左の通り規定したに過ぎぬ。

(一)補助貨の鑄造

「一八九五年七月八日附大統領令で規定し、その以後の、諸大統領令で改定された、ピアストル補助貨は、右諸規定の現行範圍内で、引續き法定通用力を有する、但し印度支那總督は、今後總督府議會の決議を經、總督令の公布形式に依つて、右ピアストル補助貨の、品位、量目公差及直徑を變更し、現行補助貨の、法定通用力を、停止すべき日時を、決定することを得。

即ち現行補助貨は、從前と同一條件の下に、新貨幣金ピアストルの、補助貨として認められた譯である、但し新銀貨ピアストルの流通と共に、之れに對する量目の權衡上、補助小銀貨は、順次改正さるべき模樣である。

C、銀行券

印度支那銀行が、新たに發行權を更新された爲め、一九三一年五月二十六日以後、二十五ヶ年間は現行通りの銀行券の形式が、行はれることゝなつた。

印度支那銀行券は、佛領印度支那聯邦洲内、及太平洋佛領諸島、佛領印度諸洲、並に佛領ソマリ沿岸洲内に、無制限通用力を有する、現在印度支那で、發行せるものは、一弗券五弗券、二十弗券及百弗券の四種である。

銀行券は、一覽拂且つ、持參人拂であつて、新貨幣條令に依る條件で、兌換に應ずる、銀行券を發行し得るは、銀行の營業地域に屬する、殖民地に於ける、支店のみである、兌換は、當該支店又は大藏大臣と銀行との協定で、特定した支店出張所でも、實行し得ることゝなつて居る、右の外、發行制度に就ては、次章に詳述する。

D、フランの地位

印度支那に於ける、佛國フランの地位は、甚だ複雜であるが、法理上判例上から觀た、フランは全然外國貨幣であると云はなければならぬ、その複雜した現象は、往々人をしてフランの何物であるかの疑念を强からしめ、印度支那現地にあつては、殊に、印度支那在留の佛人にあつては、此に就いて、疑念を惹いてフランは、印度支那に於ける、法貨の一つであると云ふ點まで高まる。

實際に行はれる所は、甚だ混亂して居る、都會に於ける輸入品の、小賣價格も、電氣、藥種等の特許價格も、フランで表はされるものが多い、或種の公私間請負契約、雇傭契約も亦フランで行はれると推論とを誘引するに至る。

此の種の現象は、實態に於てフランはピアストルと同じく、印度支那の法貨ではないかと云ふ、觀念

更に占領時代から、現在迄引續いて行はれて居る、所謂公定相場なるものは、一層強く此の傾向を助長し、フランは現實に、印度支那に行はれる法定貨幣であると云ふ、議論から進んで、フランの强制通用力を、主張するものさへ出るに至つた。

一般に行はれるフランの、外形的取引は、如何樣であるにせよ、フランは決して、印度支那の法貨ではない、印度支那銀行の發行制度に依れば、一九〇一年四月三日の大統領令で、フラン紙幣の發行を廢止した以後は、明白に法貨としての、存在を認められて居ない、フランは此の以前にあつては、ピアストルと併立して、一種の代表貨幣であつたと、云へぬこともないが、事實印度支那銀行は、その定款と關係規定に、フラン紙幣を發行することゝなつて居り乍ら、常にフラン對價のピアストル銀行券を發行した、準備が、銀貨であつた關係上、之れは必然行はるべき方法であるが、此の如くして印度支那固有のフラン兌換券は、遂に一回も、實行されなかつたのである。

フランを以て、官公署一般の、歲計を建てたことは、前編記述の通りである、此の時代に於けるフランはピアストル又は墨銀と對立して、法貨となつて居たことは、事實であるが、而も此の時にあつても、實際の出納は、常に墨銀、銀貨ピアストルその他の、土人貨幣で行はれた、此の方面に於てもフランは又、遂に實際に、法貨として行はれるに、至らなかつた。

公定相場は、一面に對本國貨幣との相場を公定して、官公署間又は、官公署對私人、若くは私人間に、別に特約相場なき場合の、裁定相場の標準を示すと同時に、ピアストルの對外相場の、標準とするものである、即ち官公署間の、ピアストル關係決濟は、私人と官公署間の契約は、之れに依つて決定し、私人間に、銀行爲替相場その他の、特約相場に依ることを、明示せざる場合は、之れに依つて解決する、同時に又、一切の外國貨幣相場を、特定せざる場合の取引には、之れを標準として、該外貨價格とピアストルとを、決定する此際佛國向以外の相場の、裁定となるものは、印度支那銀行の、公表相場である、但し同行は、之に對し何の責任も負はぬ、之れが爲め、銀本位時代に於ける、公定相場は、電信賣買の仲値を採つた、一本相場であることを、算出の基準とした。

特定相場は、私人間に、特に一定した相場、或は又、或特別の企業に對して、政府が、相場變動の危險と、事業資金利息の補償を保證し、之れを一般需要者に、負擔せしめることを、特許した制度である、輸入品原價を、フランを以て算出し、小賣相場をフランを以て付し、その換算は、公定相場に依るか、若くは印度支那銀行の、建相場に依るかを公示して、買人に爲替危險を負擔せしめるのが、前者の例であつて、電氣、藥種等の公益企業に對し、一定の恩惠相場を與へ、一切の負擔を、消費者に課する如きは、後者の場合である、前者は任意的であり、後者は强制的である。

金本位改定後にあつても、此の條件は、更に變化せず、新貨幣條令に認むる、本位貨幣は、六五五ミリグラム、品位千分ノ九百の金塊であり、佛國の新貨幣法に基く、一〇フランに相當すると云ふ規定は、此の金純量の標準を示したことであり、一〇法金貨が、ピアストルと同時に、法貨となることは、認めて居ない、從つて公定相場も、必らずしも、一〇法若くは、その現送點に止まることを强制されず、實際市場に行はれる、對佛相場を基準として、算定せらるべきものである、金本位改定後政府は、常に公定相場を一〇法として居るが、之れは金本位維持觀念を、强調する政策であつて、公定相場の實際に、適用される場合は、此の相場を支持することは、巨額の損害を與へる。

金準備の充實せざる、過渡時代にあつて、加ふるに輸出貿易不振の結果、印度支那銀行は、對佛相

場を常に、Disparty とした、一九三一年十月の電信賣は、九法九〇山である、假に此の時總督府が郵便爲替に、公定相場の一〇法を以てしたとすれば、送金需要は、郵便局にのみ集まつて、その買埋に、巨額の損失を蒙ることゝなる、此樣の場合總督府は、增率稅と稱して、一〇山に相當する、ピアストル額を拂込ましめる、此の結果、實際の公定相場は、市中相場と同等又は、それ以下となる、即ち此の如くして、公定相場も、實質に於て、之れを利用することを許さず、結局實際相場に、追隨すべき性質のものである。

相場の變動を伴ふ貨幣は、實際の經濟取引の上から見て、その國に行はれる法貨ではない、國內購買力の平價の基準となり得ない貨幣を、法貨とすることは、不可能である、之れを法理上より見るも强制通用力を與へられないフランは、印度支那の本位貨幣を代表するものと云はれざること、勿論である、結局フランは、印度支那の現行幣制下にあつては、外國貨幣であるが、本國の法貨であるが爲めに、對外爲替の標準となり、又國內需要の廣汎な、外國貨幣であると云はねばならぬ。

法理論から見た解釋は、從前の判例に依れば、左の結論に達する。

一、法定通用力を有する貨幣は、ピアストルのみである、從つて取引の原則を決するものは、ピアストルである。

二、私人間にフランを以てする取引は、一切の他の外國貨幣と、同一に律すべきものである。

三、フランの換算は、原則としては、公定相場に依る、此の公定相場とは、一八八一年七月五日附及一八八七年十二月十日附大統領令に基いて、總督の發布した、總督令に依つて、表示された、相場である。

四、特定相場は、印度支那銀行又は、當該取引銀行の相場に依ることを得るも、紛爭の場合に、强制力を有するものは、公定相場のみである。

五、印度支那に於ける計算單位貨幣として、フランを採用することを許す總督令又は法律は無効である。

第四節　地方金融

印度支那の地方金融系統は、現在尙未完成の儘に、放置されてあり、その機構の不完全な程度は、驚くべきものである、此の如き狀態に止まつたのは、主として交通の不完全に起因する、現在河內(ハノイ)を起點として、西貢に達する縱貫鐵道は、起工以來既に三十年に及ばんとして居るが、尙全線開通の運びに至らず、開拓公債の成效に依つて、漸やく近き將來に、竣工する見込が出來た有樣である、現在では、北は河內(ハノイ)から、安南中部の Tourane まで、南は西貢から安々南部の Nhatrang 迄、開通して居り、此の兩點を結ぶ未完成線、約四百基の內、半部が竣工したのみである、北部東京(トンキン)の交通は、海防(ハノイ)を基點として、北上する雲南鐵道のみであり、南部線、西貢プノムペン間は、漸やく設計を終つたのみである、プノムペンよりバッタンバンを經て、暹羅鐵道終點 Aranya に、接續する線は、一九三〇年、漸やく起工の運びとなつた、此の南北幹線が竣工し、且つ奥地中心點との連絡に、絶對に必要な二、三培養線の完成を見ることは、尙玆數年の日子を要するであらうと、觀測されて居る。此の如き現狀で、必要な國內交通、殊に奥地物資の集散は、主として、道路と河川に委せられて居る、東京(トンキン)の紅河、交趾支那のドナイ及その支流、東蒲寨國境より老撾(ラオス)南部に涉る湄河(メイコン)は、唯一の交通路と

なつて居る。

幼稚な交通狀態は、地方金融を、中央市場と隔絶せしめた、印度支那銀行は、從前から、政府の要望があつたに拘らず、內地支店の開設を回避した、極めて重要な、二三都市の外は、到底營業上の採算が立たなかつた爲めであろう、一九二五年迄に、同行の持つた、內地支店は河內（ハノイ）、海防（ハイホン）、プノムペントウラー又、バッタンバンの四箇所のみであつた、その後奥地の發達は、次第に自發的必要を見るに至り、東京（トンキン）のNamdinh. 安南の Vinh 及 Quih. Nonh 交趾支那 Cantho へ、順次出張所を開設した、新協定では、尙發行權行使地域に、二十ヶ所の出張所及分店を、設置することを命じて居る。（協三ノ三頁）

從前の印度支那銀行の支店出張所は、西貢、及海防（ハイ）の兩店が、發行業務を取扱ふことを除いて、殆んど全部が、營利方針のものであつて、その投資は主として、貿易乃至所在都市の商業手形に、限られて居る有樣であり、奥地小都會の、金融には、餘裕なき狀態である、舊定欵に記載した、收穫擔保貸の如きは、一流農林業會社に投資する外、一般大小農の需要に應ずる程度となつて居ない、同行の此の態度は同行が貿易資金の供給爲替業務及その連繫業務に投資することに、資金を集中する關係上、交通の不便にして、小金融機關さへ存在せざる、奥地農林業へ、直接收穫擔保貸の如き形式で、投資することの、極めて困難で、且つその必要を、認めなかつた環境にあつた爲めである、此の爲め、長年月の間に、稍土人有力者の、反感を買ふに至つた傾がある。

銀行として、西貢の他に支店出張所を有するは、中法商工銀行があるのみである、香上、揸打、東亞銀行等は、海防に支店を有するのみ、土民銀行として Société Annamite de Credit があるが、之れ

又、西貢に店舖を有するのみで、奥地金融に關係せぬ、一九二八年、安南の南部漁港 Phantiet に、佛支人を主要出資者とする、Banque de Sud-Annam を設立したが、經營を誤つて破產した。

佛人の投資機關としては、Société Financiére Française et Coloniale, Crédit Foncier d'Indochine の兩銀行があるが、前者は主として、白人 Planter 投資と、都市金融に限られて居り、後者も亦、都市企業投資を主とする、在留商社も亦、盛んに奥地企業に投資するが、多くは株式投資に依るか、自己經營に依るものが多い。

斯くの如くして、實際の奥地々方金融に從事するものは、現在の狀況では、各部落にある土人大農と、支那商と、印度人金貸業者と、小都邑に散在する公營質屋である。

土民には、切實に云へば、金融は存在しない、小農は、必要な土地を耕すことに依つて、衣食を支へるのみである、此の金融は、悉く富農の前貸金に依る、彼等は生活に必要な最小限度の金融を、小農に前貸し、その食料に必要な丈けの量を殘して、收穫全部を取得する、支那商の奥地買付人は、此の大農の金融を助けると同時に、小農に對して、土人大農と同一の方法を採る、此の種小支那商の資金は、奥地中心地に於ける、支那人仲繼商が供給する、更にその資金は、西貢、海防（ハイ）等に於ける支那商が供給する、之等巨商の資金は、後述の如く全部歐人輸出入商又は精米所が、銀行を通じて得る資金である、印度人金貸業者は、殆んど全部 Chetty であつて、小都邑にある小賣商も亦、類似の方法を採る、彼等は、都市に於ける、大小商人の金融より、奥地に於ける擔保貸に至る迄、支那商及土人大農の間に喰込み、零細の利息も洩す處なく投資する、此樣の狀態下にあつて、公營質屋は、その營業が甚だ不振であるのは當然である。

地方金融の系統は、大體に於て以上の如きものである、此の如き機構下にあつて、利息は殆んど計算の問題とならぬは、必然の結果である、通貨の調節も、inflation も、deflation も、奥地にあつては、殆んど問題でなく、原始的條件下に動く外はない、憐むべき小農は、かくして、辛ふじて衣食を得るに過ぎざる有樣である。

最も巨額に達する、西貢米金融の大樣を述べる、古くより銀行の貸出形式に、二つの方法があつた第一は、籾の擔保貸である、即ち Nantissement de Paddy 制で銀行は精米所倉庫にある籾を擔保として精米所に貸金をなす、此の籾は銀行の保管するもので、一精米所内に各行の區劃があり、行員を派して鍵を保管する、毎日所要の籾を交附し、それの相當比率(大低六五・%)の白米を精白後に受取る、精白に依つて生じた副產、糠、粉米、等は精米所の所得である。

此の方法は品質の上に碎米混入率の上に兎角判別が困難且つ危險である爲め、現在は殆んど廢止され、僅かに印度支那銀行が必要に應じて、之れに從事するのみである。

第二は、爲替前貸である、爲替を契約した輸出商は信用狀を示して、爲替豫約をなし、その半額迄を無擔保貸付する、輸出商は之れを精米所に轉貸する方法である、之れは素より、危險性の高いものである、銀行は主として輸出商の、信用狀態を標準とするものであるが、後者は内容の複雜な支那商相手の場合が多く、頗る危險である、之れに代るべき方法として、倉庫證券その他の方法が銀行と、當業者及精米所間に論爭されて居る、西貢の輸出商は殆んど週期的に此の前貸に依る貸倒事件を繰返して居り乍ら、尚他に適當な方法がない、之れを中止すれば利率を含む高價な米を買ふことゝなる、僅かに一九二九年の組合決議で前貸を白米のみに止め、他の副產物に對しては、廢止することゝなつたのみで

ある。

此の前貸資金が奥地中央小都會に入り、順次籾の買付資金として、生產者に支拂はれる、此の間總てが前渡金で危險が多く、利率は頗る高率となる、時としては又此の前貸金は、支那商に依つて、方角違ひの輸入商への融通となり、若くは又自己計算に依る、香港向積出米の買付資金となる、蹉跌と失敗は直ちに輸出商の傷手となる、現在の前貸制度は實に西貢米金融の危險の淵源である。

輸入資金の供給は、全體が賣掛制度であることに於て甚だしく不規則にして且つ危險であり、單に得意先信用に對する多年の經驗と、市場の觀測とに依つて、行動するのみである、手形は大低三ヶ月であるが、總て貸渡を必要とする、輸入商が、三ヶ月内に資金の回收を得ることは、現在の如く競爭の烈しい狀態では、不可能である。

仲繼支那商や印度商は、更に地方小都會へ荷物を廻すか、若くは又輸入商の買辨が、直接地方へ出すことゝなる、悉くが賣掛である關係上、甚しきは六ヶ月を經て資金を回收する有樣で、輸入手形期限の經過後は、殆んど全部が、輸入商の約束手形と切換へる、此の如くして地方米作地の狀態不良の場合は、直ちに全般の恐慌を來す、輸入の賣掛制度と、輸出の前貸制度は交趾支那及東京(トルキン)の地方金融の禍根である。

地方小農民にも併し乍ら、覺醒の時期は來た、彼等は曾て支那人に、最後の一粒迄も吸集されて、永年の苦痛は、支那商に對する排斥となり、一九一九年の排支那人運動となつた、官憲は之れに鑑みて、土人農保護政策を採つた結果、大農は益々暴富を重ねたが、小農は尚依然として、赤貧である。

此の傾向は、共產黨の策動に利用せられ、一九三〇年以降、不穩運動は都市よりも、却つて農村が

盛んとなる現象を生じた、政府は此の對策として、更に第二の保護策に轉換せんとして居る、その方法として、農業金融組合及農業銀行の設立を急施することゝし、印度支那銀行も地方政廳をして、その設立を促進することゝなつた、既に兩者に對する、詳細な規定を發布して、現在北部安南及南部交趾支那に、弗々設立を見つゝある。印度支那銀行の新協定第八條、その他之れに關係した諸條項は、此の必要に適應せしめる目的の爲めである。

此の方策は、統治の必要上から發足し、速かに實現せざるべからざる要件である、土人有力者の間にあつてさへ、安南人衰亡の源因は、現在の小農制度であると呼び、日本の農業金融制度の、調査を要望して居る、併し乍ら一步進んで、現狀を檢討すれば、此の機關の發達は、前途遼遠である、未墾地の開拓、沼澤の整理、灌漑の施設等、巨億の資金を要する前に、先づ交通完成の大事業がある、頻繁に地方獨特の匪賊橫行、良民の生命財産の保護さへ、充分に行はれぬ事情のある奥地、（註―治安の必要上土民には一切銃器を許さず、土民は土匪に對しては無抵抗である）にあつて、金融組合の發達を計る如きことは、蓋し前途遼遠であろう。

第五節　金貨、金箔、貴金屬の輸入

南洋印度諸國民は、金銀その他貴金屬と、裝身具の愛用者であるが、安南人も亦、その例に洩れず生活の低度なるに係らず、需要は相當に旺盛である、贅澤品と云ふよりも、寧ろ一種の必要な衣服の一部をなすとさへ見られて居る、但し印度に於ける如く、それが財産の一部をなすと云ふ觀念ほどには、進んで居ないが、安南人の貴金屬裝身具に對する、愛好の念は、寧ろ變態に近いものがある、一つには、氣候の關係上、服裝の形と色彩が、極めて簡單である爲めに、自然に起つた、必要な裝身方法であろうが、今一つは、炎熱な氣候は、復雜な社界的娯樂施設が、困難である爲め、直接効果的な阿片や强烈な酒精やが、好まれると同程度に、貴金屬が、好まれる、結果である、富者の妻女は、首は素より、手も足も、金鐲を以て衣服を補ひ、靴の尖端に、寶石を光らす有樣である、一人の安南婦人の裝身用に、必要な、貴金屬が、二萬弗に達することは、富者の中には稀でない、愛好の程度は、普遍的であつて、中以下の者乃至奴婢の末に至る迄、支那商の所謂赤金と稱する、九金程度の安價な首飾、乃至腕輪を纏はねば、晴衣とならぬ如き狀態である。

此の爲め、下層階級にあつては、裝身用の貴金屬は、彼等の唯一の融通動產となる場合が多く、その賣買に依つて、無智な彼等は、巨額の損失を招くことゝなる結果、政廳は、質屋を公營制度とし、一區域一人を限つて、請負はしめ、嚴重な營業監督を付することゝなつて居るが、實績は中々擧らぬ模樣である。

金銀その他の貴金屬の輸入は、大戰直後に於ける異常時を別として、主として國內消費である爲め輸出の景況に、大影響があつて、奥地の繁榮した時期は、需要は旺盛となる、銀は現在殆んど、その時期を過ぎ、金も亦漸やく、一般の需要が減退し初め、今後は金剛石、紅玉その他の寶石の時代に、入らんとしつゝある、取引の系統は、裁然と三つに分れ、金は香港を經由して、支那商の扱ふ處となつて居り、寶石類は、印度商人が主として取扱ひ、加工品は、主として佛商が輸入する。

金の輸入は、從前相當盛んであつたが、今後餘り有望でないと、見られて居る、香港より入るものは、米金貨の原形の儘、若くは金箔となつたものであつて、近年は後者が多く、支那商は之れを以て土民用の裝身具を製作する。

一九二五年より一九二九年迄の、輸入額は左の通りである。（單位千法）

金塊、金箔及金貨	
一九二五年	二九、四三六
一九二六年	五九、四二五
一九二七年	六三、六四〇
一九二八年	六九、〇五二
一九二九年	二八、三九〇
寶石類、貴金屬及加工品	
一九二五年	一〇、四二二
一九二六年	一一、〇五二
一九二七年	七、九七七
一九二八年	七、九三三
一九二九年	七、八〇〇

近年需要額の最多であつた一九二八年度の兩者合計は、約七千六百萬法、之れを安南人一千萬人に比すれば、一人當り、約七十六仙となる、生活程度に比して、需要量が、如何に高額であるかを知り得る。

第六節　新舊ピアストルの改廢

A、舊ピアストルの廢止

舊ピアストルの法定通用力は、一九三一年十二月三十一日限り、廢止することゝなつた。

舊ピアストルの回收は、容易の業ではないと信じられる、印度支那銀行の保有銀準備は、一九二〇年七月迄に、殆んど全部處分し盡され、總督府に讓渡されたが、民間流通の、ピアストル銀貨は、奥地各中心地の金庫と協力して、回收に努力して居乍ら、以後一ケ年間に、尚續々銀行の手に集まり來り、今後何時迄經過すれば、流通殘高が、見込付くか、不明とのことである、政廳は適當の時期を見計つて、舊ピアストルの、國內强制通用力停止時期を、總督令を以て決定せんとしたが、その實施の結果、回收を助けずして尚奥地の流通額が、巨額であつたとしたら、銀高時期を見て、國外密輸出となるか、然らざれば、新舊銀貨ピアストルを標準として、實際市場に、兩種の物價を生ずるが、何れにしても厄介な且つ政廳に取つて、不利益な結果を生む、此の爲め回收は餘程困難を伴ふ豫想である。一部の士民は、過去五十年に渉つて、ピアストル銀貨に親しみ、現實にそれが、如何樣の法規上の改革を加へられたかは、殆んど無關心の狀態にある、殊に、老撾（ラオス）の各地、遲羅國境地方、東京（トンキン）奥地の如きは、法令の不徹底が、極端であると、接壤國雲南、廣西、遲羅等への、不規則な流出入があつて、ピアストルの回收の如きは、殆んど不可能事と見られて居る。

政廳は一九三〇年七月以降、回收に從つて、順次上海その他で、賣却するか、巴里造幣局へ送付する方法を採つたが、それにも拘らず、ピアストルは、續々回收された、銀賣却開始以降、一九三一年八月に至る迄、印度支那銀行に對する政廳勘定の殘高は、左の通りとなつて居る。（單位百萬弗）

一九二九年十二月（印度支那銀行の保有銀）	四五、〇
九一三〇年　五月（同　）	一九、四
同　　六月（同　）	一九、二

一九三〇年七月（同		一九、七
同　八月　以下零		
一九三〇年五月（以下政廳勘定回收銀）		
同　六月		四八、〇
同　七月		二、二
同　八月		〇、二
同　九月		〇、二
同　十月		〇、二
同　十一月		〇、二
同　十二月		二一、四
一九三一年一月		二一、二
同　二月		二〇、七
同　三月		二〇、一
同　四月		一九、〇
同　五月		一六、〇
同　六月		一六、〇
同　七月		一六、〇
同　八月		一六、〇

一九二九年末にあつた四千五百萬弗のピアストル銀貨は、殆んど全部が、處分されたが、爾後續々と回收される高は、意外に巨額であつて、一九三〇年末以降は、銀安の關係と、改鑄充當の目的とで、賣却を見合せ、潰鑄の方針を採つたと、傳へられて居る。

現在賣地に潛在する、舊ピアストルと銀貨は、どの位であるか、政府は此の內幾何を引上げ得べきか、之れは最も困難にして、又最も興味ある問題である。

知り得る數字は、現在迄に政府の鑄造した總額は、一六五〇〇萬弗で、一八九九年以來、政府及印度支那銀行の實行した、輸出額及改鑄に充當額は、七千五百萬弗、此の外密輸出は、意外に巨額で、約四千萬弗以上に達するであろうと觀測されて居る結果、理論的に、實地に潛在する額は、五千萬弗內外であろうと、一般に信せられて居る。此の額を、次項に說く如く僅々四十日間に、引上げることは充分引上げ得る性質のものでも短期に過ぎる、素より實行は甚だ疑はしく、相當の効果を、擧げることとさへ望まれずと考へる。

B、新銀貨ピアストルの發行

印度支那總督府は一九三〇年五月の、新貨幣法で、新銀貨ピアストルの流通と、舊ピアストルの强制通用力廢止に關する、施行權限を與へられて居た、新銀貨の鑄造は、意外に手間取つたが、一九三一年六月頃から、總督府勘定を以て、印度支那銀行に交附され、十月末、同行の兌換準備金の充實を待つて、十一月十一日附を以て、愈々之に關する、總督令を公布した。內容は大約左の通りである。

一、舊ピアストル銀貨即ち Piastre de Commerce は十二月三十一日限り法定貨幣としての通用力を失ふ。

一、舊ピアストルは十二月三十一日迄新ピアストルと交換す。

一、新銀貨ピアストルは本日より流通せしむ。

新貨は、改定通り、**銀量目二瓦、品位千分ノ九百**で舊ピアストルに比し、純量六瓦三の減量となる、表面中央に、月桂樹を冠した、女神半像を、周圍上部に République Française の文字を刻し、裏面中央に、une Piastre の文字を、龍紋を以て巻き、外周に Indochine Française と記してある、舊貨と著しく異なる處は、傳統的に、改鑄毎に記載した量目及品位を廢したことであつて、銀本位離脫の一表徴である。

印度支那銀行の公表する處に依れば、政府は巴里に於て新貨幣二千萬枚を鑄造して、印度支那に廻送した、當初國庫局を通じて、約五百萬枚を市場に出すこととなつたとのことである。

新總督令の第一項は、舊銀貨ピアストルが、一九三二年一月一日以降法貨として、効力を失ふこと、即ち强制通用力を有せざることを明白に規定した、之れは量目を異にした、新舊兩貨の併行を防ぐ上に、已むを得ざる方法である。

第七節　現行法の批判

現行貨幣法は、一九三〇年五月の貨幣條令と、同年八月の銀貨ピアストル及補助貨に關する條令と一九三一年三月三十一日の、印度支那銀行發行權更新法との三者で成立するが、その何れもが、一九三一年末の現在に於て、尙未完成の儘である、之れが完成には、尙一、二年の期間を要すると考へられる。

印度支那が、金塊本位制を採用したことが、最も適切であることは、前來屢々述べ來つた處である通り、現狀に於て、金塊本位は先づ、最上の方策であると云はなければならぬが、現狀に照して、尙多くの缺點を有することは、夙に已むを得ざる處である。

金塊本位を採用したことの、最も意味深きことは、印度支那が、戰亂その他の事變の爲めに、幣制の動搖を起した際、本國と隔絶して、印度支那自體の幣制を確保し經濟力を保全せんとしたことであつて、之れは實に、佛國の爲政者としての、美事な先見であり、推賞すべき態度である、土民一般の利益保全は素より、佛國の投資も、之れに依つて完全に保護され得べき、性質の制度である。

併し乍ら、金塊本位制の實施に當つて、吾人の批判すべき二つの點がある、その一は銀貨準備の皆無な制度とその二は在外正貨の問題である。

新法令は、發券銀行の正貨準備を、金地金及一覽拂に於て、金貨又は金地金と兌換し得べき證券を以て構成する、從つて新舊銀貨ピアストルは、準備として、保有されぬこととなる、之れは貨幣條令に依る、當然の歸結であつて、銀行券は、一定限度以上の要求に對し、金地金と兌換されることを規定して居るが、さて實際は、土民の銀行券に對する信認の問題が、最も意義深く且つ、重要である、現制度を實施するとすれば、現在最も廣く行はれつつある、一弗銀行券は、實際に於て、兌換は不可能であつて、萬一之れに對し、銀貨ピアストルを交附することを、拒絶したならば、無智の土民は直ちに銀行券の不信認を初め、流通は圓滑を缺くこととなる、此の爲め一弗券は、早晩回收して、新銀貨ピアストルを、流通せしめることとなろうが、此の如きは、從來漸やく開拓した、銀行券の普遍を再び狹小とする給果を招く、現在の過渡期にあつては、依然として舊形式銀行券が、流通して居り、一ピアストル銀貨と、兌換することとなつて居るが、法文上は、既に兌換停止となつて居る、政府は

現在千六百萬弗の新銀貨ピアストルを、印度支那銀行の保有準備として、金証券の形式で、保管を許して居るが、之れは既に、現行制との矛盾である。現行法文上に現はれた形式は、實情と餘りに懸隔し、之れを字義通りに實行するとすれば、多くの危險を伴ふを免れぬ、要するにピアストル銀貨を、銀行券より全然絶縁することは、現狀に照し、當分不可能のことであろう。

在外正貨の問題は、更に重大である、新貨幣條令に依れば、發券銀行が、保有準備として、西貢支店に置くべき準備額は、發行額と、當座勘定貸方殘高の合計額の、三分の一と規定する、然るに、印度支那銀行の取引額は、現在の處爲替が最大であることは、印度支那の現狀から、已むを得ざる結果であつて、地方貸附と云つても、現狀の如き、商工業乃至農林業の幼稚な狀態では、左程大額は必要とせざるのみならず、二三流企業に對しては、極力貸出を避けつゝある狀態は、結局發行額の大部分が、爲替資金に充當される結果となる。

試に、金本位改定準備行動直前、一九二九年十一月末に於ける、印度支那銀行西貢支店の、貸借對照表を示せば左の如し。

Dr.　　Cr.

現金	$ 45.441.077.35	銀行券	$ 146.750.858.10
投資	9.341·683.92	預金	23.938.863.06
貸付	31.444.731.76	支店及他店	74.565.972.02
本店	21.204.494.00	雜	13.682.900.14
支店及他店	139.230.154.10		
雜	12.276.452.19		
	$ 258.938.593.32		$ 258.938.593.32

現金と銀行券は印度支那各店の合計額

右表を檢するに、發行額一億四千萬弗の內、爲替投資は約九千萬弗である、地方貸付の四千萬弗は半は預金殘高を以て充當した形となる、即ち貸出に要した發行額は、約二千萬弗に過ぎぬ、此の比例は從前殆んど同樣であつて、新貨幣條令の實施以後にあつても、發行額が多少減じたのみである、印度支那の貿易尻が、常に受取勘定である結果は、極めて明瞭に、印度支那銀行は發行額に對する、外國爲替對價は、常に在外資金となつて居ることとなる、之れは同行の組織から推して、常に巴里に集中される。

銀本位時代にあつては、印度支那銀行の在外正貨は、銀の買付に直ちに使用されることを、餘儀なくされる狀態にあつた、爲替危險を防止することが、自然に在外正貨の還元を、速かならしめる調節作用となつた、然るに金本位時代に入つては、此の調節は全たく阻止される、銀行の强制されるは、單に準備金として、發行額の三分の一のみである、從つて殘金の資金は、主として佛國に置き得ることとなる、殊に此の傾向を、助成することとなる。

在外資金は、別に政府勘定を以て、巴里に設定され、對外爲替の安定は、先づ此の資金に依つて、保證されることとなつたが、印度支那の現狀では、僅かに季節的逆調を調節するに、必要な資金のみを以て、足りる、一方に於て又、政府は爲替安定に就いて、發券銀行の、在外資金運用には、別に具體的な强制條件を付して居ない。

現制度は、二つの矛盾がある、その一は、印度支那の幣制を、本國フランと絶緣した趣旨に反することで、その二は、發行の伸縮性を、不充分ならしめることである、政府は銀行の營業に、充分な直接的關與をなし得る新構成を完成したが、新印度支那銀行法の運用は、此の二點の調節に於て、最も效

果あらしめることが必要であろう。

第八節　發行準備の内容

發券準備の充實は、舊銀貨準備の賣却後、現在に至る迄、即ち一九二九年十月以降、一九三一年十月に至る迄、約二ヶ年の長日月を要した、前項に說いた如く、此の方法としては、政府は印度支那銀行の所有した舊銀貨ピアストルを買入れ、その對價を、同行よりの借入金勘定とした、一方に於て政府は、此の銀貨賣却金を以て、金塊を買入れ、同時に又、新銀貨ピアストルを鑄造し、此の金塊及新銀貨の兩者を、印度支那銀行に交附して、借入金を決濟することであつた、此の間の、金銀賣買差の危險は、政府の負擔となり、改鑄益金は、政府の所得となる、改鑄した新銀貨は、金を以て銀行が政府より買入れることとなり、政府は此の收益金を、在外爲替資金に充當し、その運用は、印度支那銀行の、巴里本店を主腦とする、委員會に委任することとしたと、傳へられて居る、此樣の作動は、復雜且危險であつて、銀塊相場の高低と、金塊の騰落を考慮する必要上、可なり長期を要し、此の間既に、金塊本位制を實施した爲め、此の過渡期に於ける準備金は、實質に於て、政府貸上金の形態であらねばならぬ變態を示した、新幣制で、政府は、公定相場を一〇法に維持することを、要望したに拘らず、市場對佛爲替は、常に九法九〇に止まつたは、近年の輸出不振に加ふるに此の準備狀態に起因して居る。

新幣制で認められた、印度支那銀行の發券準備は、前述の如く、發行額と當座預金殘高の、三三%を最小限度とし、その本質は、金塊、金貨、外貨仕拂手段及一覽拂を以て、金と交換し得る資產を以て、構成するを要する、此の條件は、新貨幣法の實施以後、常に充實されず、印度支那銀行の、每月末發表する、帳尻の不足は、常に政府貸上金を以て、宛てられて居たが、一九三一年十月末に至つて漸やく完全に補足されるに至つた。

印度支那銀行西貢支店は、此の狀態の下に、過渡期に於ける保有準備の內容を、發表せず、政府と銀行間の交涉の成行に就いては全然不明であつたが、十月末買入金塊の到着に依つて、漸やく完全に法定條件を充すを得るに至り、機關紙を通じて、準備の內容と幣制の確立を、聲明した。

新幣制實施以後の、印度支那銀行の狀態として、公表せられた處は、左の如きものであつて、準備の內容は、單に金及外貨支拂手段とし、保有銀貨は發表せず、總督府勘定の內容も又、不明である、一九三〇年十二月以降は、遂に準備割合を發表せざるに至つた。

	準備			總督府勘定	發行額	當座預金	準備率
	金塊	金外貨支拂手段	銀貨				
1930 May.	—		19.4	48.0	167.6	17.8	—
June.	68.1		19.2	2.2	159.9	32.8	35.35
July.	67.6		19.7	0.2	148.7	34.9	36.82
Aug.	66.5		—	0.2	140 8	38.9	36.97
Sept.	65.8		—	0.2	136.9	37.9	37.66
Oct.	64.8		—	0.2	133.5	36.9	38.12
Nov.	54.9		—	0.2	129.2	33.2	33.83
Dec.	47.0		—	21.4	121.5	29.9	—

左表は同行西貢支店のものであるが、新規定に依り、發行額は、印度支那全體に涉る額、當座預金殘高は、印度支那各店分の合計である。（單位百萬ピアストル）

1931	Jan.	37.0	—	21.2	118.0	29.6	—
	Feb.	26.4	—	20.7	115.7	28.1	—
	Mar.	22.0	—	20.1	114.8	26.6	—
	Apr.	19.5	—	19.0	113.2	25.9	—
	May.	24.1	—	16.0	111.1	25.3	—
	Jun.	22.9	—	16.0	109.7	22.8	—
	July.	16.8	—	16.0	105.0	18.8	—
	Aug.	13.6	—	16.0	103.2	18.1	—
	Sept.	10.1	—	16.0	101.5	16.9	—
	Oct.	12.7	—	16.0	97.3	27.8	39.32

一九三一年十月三十一日付發表した、西貢支店の實際報告表は、左の通りである。

資　産　之　部

金準備……(金塊)……	$	12,761,994.—
外貨支拂手段(フラン、英貨及米貨)……	〃	19,493,728.—
〃　(その他の外國支拂手段)……	〃	963,477.—
總督府勘定……	〃	16,000,000.—
法定準備……	$	49,219,199.—
投資証券……	〃	4,783,745.35
貸付金……	〃	44,725,233.38
爲替勘定……	〃	46,339,654.28
雜……	〃	5,257,217.78
	$	150,325,049.79

負　債　之　部

銀行券……	$	97,338,947.10
當座預金……	〃	27,833,551.43
	$	125,172,498.53
爲替勘定……	〃	13,396,200.30
雜……	〃	11,756,350.96
	$	150,325,049.79

保有正貨準備割合……39.32%

右の內發行額と、當座預金殘高は、新規定に依つて、西貢支店に集中したものである、總督府勘定の千六百萬弗は、全部新銀貨ピアストルであることを、聲明して居る、即ち此の時期に、總督府との特別貸上金勘定は、全部決濟され、結局千六百萬弗の、借入金となつた譯で、此の新銀貨は、必要の場合には、直ちに金と交換し得る性質のもの、即ち、準備法の第四に該當するものとして、取扱つたことを發表して居る、之を要するに、新金塊本位は、一九三一年十月を以て、漸やく完成されたことである。

第九節　新貨幣法と爲替

A、銀の賣人

金塊本位制の採用は、印度支那の對外爲替の標準を、根本的に更改した、一九三〇年法は、金塊の交附と、輸出入を自由とし、對外爲替標準を、ピアストルの金純量に依つて、決することとなつた結果、舊制に於ける銀本位が有した、一切の拘束を脫すると同時に、印度支那の金貨國に對すると、銀貨國に對するとの位置を、顚倒するに至つた、即ち從前銀輸出入禁止の桎梏の下にあり乍ら、尙銀貨ピアストルは、香港の對外爲替に、事實上の基礎を置き、銀價の騰落と、ピアストル自體の變態的自動要因に依つて、上下した對外爲替は、全然舊態を脫して、新たに獨自の標準を持つこととなつたのである。加之、香港及上海等の銀貨市場に對し、從前と反對な對立的立場となるに至つた、これは金塊本位制の、採用に依つて、必然に起るべきことであるが、印度支那が、金塊輸出の上にも、發券制度の上にも、金に對する何等の制限をも設けることなしに、純然たる金本位を採つたことは、外國爲替市場に於ける從前の立場を、根本的に變更せしめたことである。

第二の變化は、印度支那が、今後相當の年月の間、最早銀市場に於ける、買人となり得ざることである、新銀貨ピアストルの鑄造に要した、約千五百萬オンスの銀塊は、舊ピアストル銀貨の、賣却手取金で、政府が倫敦に於て、買付けたものである、今後に殘る問體は、舊貨の潰鑄と、新銀貨ピアストルの鑄造であるが、發券準備に、銀貨を要せぬ關係上、新たに買人となることは、期待されず、却つて賣人として、現れ得べき可能性を有する、問題は然らば、幾何の潰鑄差量を生ずべきやであつて之れは一九三二年以降、引揚げに着手する、民間銀貨の潜在量に依つて決する、此の見積は、至難の

ことであるが、大體の額は前說の通りとなる。

政府は舊銀貨に關し、昨年暹羅が實行した樣に、直接倫敦へ送附することは、やるまいと考へられる、出來得る限り、上海市場で賣却し、所要量を倫敦で買付けて、新銀貨ピアストル又は、補助銀貨の鑄造に宛て、差額の益金を以て、巴里に於ける準備金を、構成する方法を採ることが、現在の各方面の狀勢から見て、最も有利であるらしく考へられる。

B、銀爲替

從前の西貢爲替市場が、香港向相場に對して採つた、變動要因は、新貨幣の採用に依つて、著しい變化を生ずるに至つた、即ち從前は、香港が銀貨の輸出禁止を實行して居り、西貢が又等しく、銀貨の輸出禁止を行つて居た爲めに、兩地間の爲替は、全然特殊にして、一種の人爲的金融相場を生じ、之れがピアストルとの需供を決する、第一の要因となつて居たが、新幣制下にあつては、兩者の輸出禁止狀態は、依然として異ならないが、印度支那のピアストルとは、金塊として存在する結果、ピアストルの需供相場は、全然影を沒することとなる、即ち金對銀の比率が、相場の基礎となる、上海向も之れと同一である、素より、香港及上海に於ける、特殊の變動要因は、此の比率中に含まれることは、勿論であるが、原則としては、何處迄も香港弗、上海鋼の純分と、金貨ピアストルの純量との、比價であらねばならず、從前の如く、三地間の相場の第一要因が、銀貨ピアストルの需供關係であつて之れに銀純分の比價を加へたものと、全然異なる條件となつた。

香港市場に於ける、銀紙の差その他、香港弗特有の變動要因が、金貨國向相場となつて、現れたるものとすれば、此の相場と西貢の對金貨國向相場との比價は、爲替市場に於ける、西貢より香港向相

場の基準となる、一九三一年十一月十七日の例を取つて見るに、

Honghong on N.Y. T.T. Buying, Ready……26.1/8

Saigon. on. N.Y. T.T. Selling. Ready ……39 ·/.

∴ Saigon on Hongkong T.T. selling ‖ 149.282

銀貨本位時代にあつては、香港向相場は、同貨銀貨の關係上、パーセンテージを以て表示した。例へば、X·% Discount 又は、X% Premium と云ふが如き、呼び方である、これは佛國の支那占領當時より、銀の輸出入禁止前迄、相場の變動が、極めて小幅であつた時代からの、遺習であつて、新嘉坡向も同樣の經路を辿つたものだ、海峽植民地が、金爲替本位となつた後に於ても、依然として此の習慣を保存したが、一九三〇年下半季以降、西貢組合銀行は、これを廢止して、他地向同樣、香港弗又は海峽弗を以て、表示することとした。

此の如くして、銀貨國向爲に香港向は、全然銀塊の變動を、主要動因とするに至つて、從前の如く自動的な變動調節を見ざるに至つたことは、恰も新嘉坡に於ける、香港向と同一の經路となる、貿易移民、資本移動等の關係が、密接である丈け、此の狀態は、支那商に取つて、絕大な障害となり、殊に輸出米取引には、打擊を與へた、併し乍ら性來投機を好む支那商は、從前に比して、爲替變動の利用が頻繁となり、取引高は、遙かに實需を超過する狀態となりつゝある、香港向爲替豫約は、此の意味に於て、西貢に於ける爲替取引中、最も危險率の大なるものと、觀られることとなつた。

新貨幣法實施前に於ける、香港向相場の變動率は、不規則乍ら常に、或る不文律的な、調節が行はれて居た、金本位實施後の狀況は、勿論此の調節を全然喪ふに至つた、一九二八年一月から、一九三一年三月に至る迄の、每月最高低相場を見るに、左の通りである。

SAEFON ON HONGKONG

(T. T. Selluig Rate)

H. K. Per 100 Piastors		Jan	Feb.	Mar.	Apr.	May.	Jun.	July.	Aug.	Sept.	Oct.	Nov.	Dec.	Whole Year
1928	Hig.	103-/-	104-1/4	104-1/4	103-5/8	102-5/8	101-5/8	100-	100-	101-	101 1/4	100-	100 7/8	104 1/4
	Low.	101-1/4	103-1/4	103-1/4	103-1/2	101-/-	101-/-	101 1/2	100 3/4	102 3/4	101 1/2	101 3/4	101-	103 1/2
1929	Hig.	101-	100 1/8	100 3/8	102 1/4	103-	104-	107-	107 3/4	107 3/4	103 3/4	104 1/4	105-	107 3/4
	Low.	102-	101 1/4	102 1/4	105-	105-	108 1/2	110-	109 3/4	112 1/4	113-	105-	108-	113-
1930	Hig.	100-	101 3/4	101 3/4	102 1/2	104 1/2	103 3/4	117-	114-	115-	116 1/4	117-	120 1/2	120 1/2
	Low.	106-	102-	102 3/4	102 1/2	113 3/4	119-	120-	118-	117-	117 3/4	120-	129 1/2	129 1/2
1931	Hig.	144 1/2	157-	147-										
	Low.	163-	169-	167 1/2										

C、金爲替

金貨國向爲替の標準は、金本位改定に依つて、銀爲替と正反對となつたことは、勿論であるが、金ピアストルの本質が、佛國フランを基準として居る關係上フランを相場算出の、基礎とすることが一般に行はれた原則となつて居る、殊に資金關係から、佛國銀行が主として、巴里に大口爲替の出合を求める、實際上の原因から、巴里市場の各地向相場は、西貢の相場採算に、重要な基礎をなす場合が多い、但し之れには、場合に應じ、例外のあることは、勿論であり、圓の如きは、從前總て、紐育向を標準とし、英貨、米貨を、紐育及倫敦で、佛貨に Cover することは、屢々行はれることである が、土地の關係上、巴里相場が、最も早く報導され、出合注文の上にも、時差の關係上と、電信設備の關係上、巴里が最も便利であることも、此の慣習を作つた、他の一因である。

巴里との間の現送點は、新貨幣法の示す標準は、一バーセントであるが、事實上、市中に行はれるプレミアム又はディスカウントは、遙かに大きな、Disparity を示す、此の原因は、金塊本位の作動が、一般人に取り、制度の本質上、充分に實際に運用することの、困難な爲めと、現在の過渡期準備時代に於て、政府と中央銀行が、完全な行動を採らぬ爲めである、一九三一年九月の第三週から、十月に於ける週末相場は、左の通りであつた。

巴里向一覽拂賣　　同上　買

法　　法（電信は約二「山」down）

九、	一九	九、八四	九、九四
〃	二六	九、八四	九、九四
一〇、	三	九、八四	九、九四
〃	一〇	九、八六	九、九六
〃	一七	九、八六	九、九六
〃	二四	九、八六	九、九六
〃	三一	九、八六	九、九六

一九三一年は、不況の影響が深刻となり、下半季に入つて、輸出不振の爲め、從前の如く、貿易の順調を豫期し能はざる、時期である、加ふるに、印度支那銀行の、金準備充實は別項の如く、尙不充分であつて、政府も同行も共に、金本位の擁護に腐心するに至つた、在外資金の充實が、意の如く行はれぬ憂慮の下にあつて、銀行は極力、輸入調節爲替賣控を實行する外はなかつた、前記の爲替相場は、既に甚だしき、Disparity を示して居る、之れは特殊の境地が產んだ、變態であつて、在外資金と金準備の充足に從つて、此の狀態は、漸次改められ、電信賣九法九五前後を、最低とする時期に、立歸るべきものである。

以上の相場に依つて、九月十九日、即金本位停止前の、倫敦向相場を算出すれば、

紐育向相場を見るに、

X $ = 1 Piastre
1 Piastre = 9 Fr 84
25 Fr 52 = 1 $
X = 38 $ 5882.
1 Piastre = 9.84.
12.3 F 80 = 240 d.
X = 19d 07592.

此の時期に於ける日本向相場は、

Xd = 100 Piastre.
1 Piastre = 9 Fr. 84.
25.50 = 1 U.S. $
49 1/2 = 100.¥
X = 77.¥ 9560.

となる。

第八編　發行制度

第一章　沿革

第一節　印度支那銀行の生立

印度支那銀行は、佛國の交趾支那占領初期時代に、創設され、今日に到る迄、既に五十八年を經過した、殖民地發券銀行である。

殖民地銀行に關する、一八七四年六月二十四日の法律に基いて、一八七五年一月二十一日付大統領令は、交趾支那に於ける、發行銀行を創設し、"Banque de L'Indochine" と命名した。

新たに生れた印度支那銀行は、二十ヶ年に渉る發行權を與へられたが、その發行區域は、交趾支那と佛領印度に限られて居た、本店を巴里に、西貢とポンヂシエリーに出張所を設置し、公稱資本金は八百萬法であつた。

印度支那銀行は、規定區域内に於ては、發行權を專有すること、殖民省の管轄に屬する、監理委員

會に依つて、管理せられることは、他の殖民地發券銀行と同樣であつた、今一つ共通の點は、發行に就て、自由權を有せず、法規の拘束を受けることである、此の爲め、二つの條件が、併行して賦課される。

一、銀行券の發行高は、如何なる場合に於ても、保有準備の三倍を超過せぬこと。

二、流通銀行券の總額を、當座預金その他の銀行の負債は、當座預金及その他の負債勘定の對價が保有準備金の增額となるべき現金勘定を以て、表示せられぬ限りは、資本金及準備金の、三倍を超過せぬこと。

第二項は、條文の直譯である、之れは勿論、之れ等諸勘定が、資本金及準備金の、三倍となることは、保有現準備額を差引いた額が、三倍となるの意味である。

印度支那銀行券は、法定通用力を有した、當初定められた幣種は、一、〇〇〇法、五〇〇法、一〇〇法、二〇法及五法であつて、此の銀行券に對しては、銀行が、破產した場合は、國家は、償還の責任を負はざることとなる、過渡期に於ける、一時的方法として、銀行は、此のフラン銀行券を、その對價に於て、略同一な、金額のピアストル銀行券とすることを、得ることとなつた。此の一時的方法は結局決定的本則となつたが、此の決定規則は一、〇〇〇法、一〇〇法、二〇法及五法と、ピアストル對價との差に對して、略同額であるべきことの條件を撤退して、單にピアストル銀行券とした。

銀行券發行の本務以外に、殖民地銀行は、重要な付帶業務を、課せられた、それは、收穫擔保貸であつた、かくして、發行銀行であると共に、同時に貸付割引銀行となつた、印度支那銀行は、此の外

に、尙一八七五年の條文の狹範圍から、脫出して、急速な發展を遂げ、發行銀行たると同時に、商業銀行となるに至つた。

一八八〇年二月二十日の大統領令は、印度支那銀行の、發行權行使區域を、從前の交趾支那以外に安南、東蒲塞、東京（トンキン）及ニューカレドニヤに擴張し、公稱資本金、八百萬法を、一千二百萬法に增額した。

此公稱資本金は、一九〇〇年五月十六日の大統領令で、二千四百萬法に增額され、一九〇六年に、三千六百萬法に、一九一九年、四千八百萬法に、順次增額され、最近發行權更新問題の直前、即ち改造問題決定迄、此の額であつた。

印度支那銀行は、此の間に、發行權を有する印度支那、印度洋岸及大平洋岸の佛國殖民地に、支店出張所を作つた以外、暹羅、支那その他の、東洋各所に、支店網を擴張した。

印度支那銀行は、かくして、今日東洋に於ける、强力な銀行の一つとなつた、銀行券發行の、特權を有すると共に、商業銀行としての、業務を、兼營し得るを以て、異常の發達を遂げて、遂に今日の基礎を、作り得たものと云へよう。

舊法に於ける、印度支那銀行の本質は、私設會社である、どの點から云ふも、公的性質を有せぬ、その營業管理者は、株主總會、取締役會、取締役會に依つて任命され殖民大臣の認可を受けた支配人と、本店に於ける一名の監査役及殖民大臣に依つて任命された各支店の監理官である、取締役會は、八名乃至十五名より成り、その內三人は、銀行の營業地域である、殖民地に於て、農、工、商又は、海運企業に關係し、又は曾て關係した者の中から、選出せられる、取締役の任期は、五年であつて、取締役會は頭取を選擧する。

印度支那銀行は、佛蘭西銀行の如く、政府が直接任命する、總裁、副總裁を有せず、その形態に於て尠くとも、その組織と管理形式に於て、佛國中央銀行よりも、寧ろより多く Bank of England に類似して居つた。

第二節　發行權問題の推移

A、發行制度の變遷

印度支那銀行の發行權は、創立當初、一八七五年一月二十一日付、大統領令に依つて、二十ケ年と定められたがその滿期に先立ち、一八八八年二月二十日付、大統領令に依つて、一八九五年より十ケ年延長され、更に一九〇〇年五月十六日付、大統領令は、此の發行權を、一九三〇年一月二十日迄延長した。

一九〇〇年の大統領令は、發行權延長以外に、銀行定款の變更を含んだ、此の大統領令に基いて、殖民省令に依つて、多少の定款修正を見たが、發行制度に觸れなかつた、然るに一九〇一年四月三日の大統領令は、愈々、發行制度の改定を企て、設立當初銀行券は、フランで發行すること、臨時便法に依つて、之れを弗銀の、概約相當價格に依つて、發行することを得べきことを、規定した原條文を改定し、フランに關係なら、弗銀を以て發行することを許した。

大戰時代、即ち一九一四年に至る迄は、保有準備は、發行總額の三分の一の、原法通りを勵行したが、大戰に入つた以後、臨時便法は、遂に此の原則を破棄し、惹いて銀資の涸渇となり、大戰直後の兌換停止令を見るに至つた經過は、既に述べた通りである。